平成25年(ワ)第14967号損害賠償等請求事件

平成25年(ワ)第26870号損害賠償等請求事件

平成25年(ワ)第18389号損害賠償等請求事件

平成25年(ワ)第26869号損害賠償等請求事件

原告 株式会社学研ホールディングスほか

被告 東京ふじせ企画労働組合ほか

被告ら第14準備書面

2015年11月30日

東京地方裁判所民事第36部合B1係御中

上記被告ら訴訟代理人

弁護士 浅 野 史 生

弁護士 山 本 志 都

(以下、尋問調書を引用する場合、「被告○○:○頁」と略記する。)

目次

第1	原告らによる訴権の濫用5
1 本	件訴訟は訴権の濫用として却下されなければならない
(1)	訴権の濫用について5
(2)	本件訴訟は訴権の濫用にほかならない10
2 個	 人を被告とすることの問題性11
(1)	本件情宣活動は争議活動・組合活動の一環である11
(2)	被告個人に責任は生じえない12
(3)	被告特定のずさんさ13
第 2	本件ビラ配布等の行為の正当性に関する判断枠組みについて13
1 1	はじめに13
(1)	原告らの主張13
(2)	原告らの主張の恣意性14
2 本	4件の判断枠組みについて
(1)	労働基本権の保障と民事免責14
(2)	本件情宣活動は正当な争議行為・組合活動である15
(3)	積み重ねられてきた裁判例18
(4)	小括23
第3	学研・ふじせ争議の経過24
1 1	t じめに24
2 本	二件争議発生までの経過25
(1)	東京ふじせ企画労組結成に至るまでの経過25
(2)	労組結成後の原告学研の対応27
3 東	夏京地裁1985年10月29日判決(乙B1)における事実認定及び判断28
(1)	はじめに
(2)	東京地裁1985年判決が認定した事実の要旨(乙B1:51頁~114頁
	30
(3)	東京地裁1985年判決の判断の要旨(乙B1:114頁~141頁)…38

4	争	+議発生後の経過	. 44
(1	.)	さらに明確になった偽装倒産の事実	. 44
(2	2)	全学研労組との共闘	. 46
(3	3)	争議解決への非公式折衝の要請	. 47
(4	Į)	不祥事を繰り返す学研	. 47
(5	5)	被告組合らに寄せられる学研社員、関係者、一般株主からの声	. 50
第 4	Ļ	原告学研HDと被告らとの関係について	. 51
1	原	[告らの主張と問題の所在	.51
2	原	「告学研HDは組合つぶしの責任を負う立場にある	. 52
(1	.)	東京地裁判決(乙B1)における認定	. 52
(2	2)	原告学研HDの被告らに対する不法行為責任	. 53
(3	3)	小括	. 55
3	原	「告学研HDは被告組合の団体交渉申入れに対応すべき立場にある	. 55
(1	.)	問題の所在	. 55
(2	2)	朝日放送事件最高裁判決の解釈と射程について	. 56
(3	3)	派遣法施行後の状況	. 64
4	原	『告学研HDと被告國分らとの間には一定の労働契約上の関係が認められる	65
(1	.)	争議の解決責任の所在	. 65
(2	2)	原告学研HDの責任	. 66
(3	3)	背景資本の追及によって争議が解決した事例の存在	. 67
4	小	が括~被告らの行為の正当性	. 68
第 5	5	名誉毀損の成否について	. 68
1	本	中情宣活動のうち原告学研HDらが名誉毀損であると主張する記載内容。	. 69
(1	.)	2012年9月26日のビラ配布等(甲26の1及び2)	. 69
(2	2)	2012年10月30日のビラ配布等(甲25の1及び2)	. 69
(3	3)	2012年11月28日のビラ配布等(甲24の1及び2)	.71
(4	Į)	2013年2月1日のビラ配布(甲23)	.71
(5	;)	2013年2日20日のビラ配布等(田22の1及び2)	72

(6)	2013年6月25日のビラ配布等(甲45)7	4
(7)	2011年10月27日のビラ配布について7	5
2	本	:件各記載の名誉毀損の成否について7	5
(1)	判断枠組みについて7	5
(2)	本件各記載の位置付け、前後の文脈、表現の方法、態様等7	5
(3)	本件各記載は原告学研HDらの社会的評価を低下させるものではない8	9
3	ま	とめ9	0
第6		本件各記載の公共性・公益性・真実性・相当性について9	0
1	本	:件各記載の記載内容の性質と判断枠組み9	1
(1)	本件各記載の記載内容の性質9	1
(2)	判断枠組み9	7
2	本	:件情宣活動、ココファンあすみが丘に関する事実関係9	9
(1)	本件情宣活動、ココファンあすみが丘に関する証人岩井、各被告本人の主義	享
	問	に対する陳述について9	9
(2)	証人尾崎の証言について12	3
(3)	各証拠によって認められる事実関係12	7
3	本	:件各記載の公共性・公益性について15	8
4	本	:件各記載が前提とする事実の重要部分についての真実性・相当性15	8
5	ま	とめ16	7
第7		強要行為及び業務妨害について16	7
第8		結語16	8

第1 原告らによる訴権の濫用

1 本件訴訟は訴権の濫用として却下されなければならない

本件訴訟は、被告らがビラ配布及びビラ内容のウェブサイトへの掲載(以下「本件情宣活動」という。)を行ったとして、この本件情宣活動が原告らに対する名誉毀損、強要、業務妨害に該当するといいなし、被告らに対して損害賠償請求等を求める事案である。

しかし、以下のとおり、本件訴訟は、訴権の濫用に該当し、訴えは却下されなければならない。

(1) 訴権の濫用について

① 訴権の濫用

(ア) 民事訴訟制度を利用する者は、法律上真に保護されるべき権利に基づき、 かつ当該権利が保護されるために合理的に必要な措置を求めることができる に過ぎないのであり、民訴法2条が「信義に従い誠実に民事訴訟を追行しな ければならない」と規定するのはこの趣旨を宣明したものである。

したがって、このような訴訟上の信義則に違背する訴訟提起は、正当な訴訟制度の利用とは言えず、訴権の濫用にあたるものとして本来却下されるべきものとされる。

(イ) この点、東京高裁2001年1月31日判決(判例タイムズ1080号2 21頁)は、訴権濫用の要件、判断の視点について、以下のとおり判示する。

「1 訴権濫用の要件

民事訴訟制度は、提訴者が申し立てた権利又は法律関係(訴訟物) の発生・変更・消滅を招来させる事実の存否について実体的に審理・ 判断し、実体法規の解釈・適用を経て、提訴者の主張した権利又は法 律関係の存否を宣言することにより、社会に惹起する法律的紛争の解 決を果たすことを趣旨・目的とするものであるところ、かかる紛争解

決の機能に背馳し、当該訴えが、もっぱら相手方当事者を被告の立場 に置き、審理に対応することを余儀なくさせることにより、訴訟上又 は訴訟外において相手方当事者を困惑させることを目的とし、あるい は訴訟が係属、審理されていること自体を社会的に誇示することによ り、相手方当事者に対して有形・無形の不利益・負担若しくは打撃を 与えることを目的として提起されたものであり、右訴訟を維持するこ とが前記民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、 信義に反すると認められた場合には、当該訴えの提起は、訴権を濫用 する不適法なものとして、却下を免れないと解するのが相当である。 もとより、国民は裁判制度を利用することが憲法上の権利として保障 されているのである(憲法三二条)から、権利の存否に関する実体判 断を受ける権利が最大限尊重されなければならず、訴権濫用の判断が 慎重にされなければならないことは言うまでもないが、相手方当事者 といえども、平穏に社会生活を過ごす権利を有していることは自明の ことであり、右に述べたような訴権の濫用に当たると認められる場合 には、訴訟が係属することによって被る有形・無形の負担、社会的評 価の低下等の不利益から相手方当事者が早期に解放されるように配慮 し、併せて、民事訴訟制度がかかる濫用的な利用に加担することを防 止するとともに、健全な民事訴訟制度の利用の確保を図ることが要請 されるというべきである。

2 判断の視点

前記のような訴権濫用の要件の存否については、提訴者の訴え提起の意図・目的・提訴に至るまでの経過、言動、提訴後の訴訟追行態度等の諸事情を中核としながらも、訴訟提起・追行による相手方当事者の応接の負担、相手方当事者及び訴訟関係者が訴訟上又は訴訟外において被ることがあるべき不利益・負担等の内容をも斟酌するとともに、提訴者の主張する権利又は法律関係の基礎となる事実的、法律的主張の根拠の有無、蓋然性の程度等の事由をも前記主観的意図を推測させ

る有力な評価根拠事実として考慮の上、総合的に検討して、慎重に判断すべきことはいうまでもない。そして、右のうち相手方当事者の被る不利益・負担等の判断に当たっては、相手方当事者が、実体判決を望んでいるか、訴訟判決を望んでいるかという事情も、有力な判断資料になると解される。」

② 批判的言論威嚇目的での訴えの提起について

(ア) 前述したとおり、本件訴訟は、本件情宣を理由として提起されたものであるが、本件情宣のような批判的言論活動に対する訴え提起をどのように考えるかについては、東京地裁2001年6月29日判決(判例タイムズ1139号184頁)が参考になる。

(イ) 本判決の事案は次のとおりである。

宗教法人X1の元信者Y1は、X1の幹部であるX2及びX3から多額の献金を強制されたとして、弁護士であるY2を訴訟代理人として、Xらに対する損害賠償請求訴訟(献金訴訟)を提起し、Y2は提訴記者会見を開くなどした。その後、Xらが、提訴記者会見等により名誉を毀損されたなどと主張して、Yらに対し、総額8億円の損害賠償請求訴訟を提起し、これに対して、Y2が本訴の提起が不法行為に当たると主張して、X1に対し、800万円の損害賠償の反訴請求をした。

本判決は、上記Y2による反訴請求について「AはX1の代表者として、同教団に敵対する者に対する攻撃ないしは威嚇の手段として訴訟を用いるとの意図を有していたこと、本訴の請求額が従来のこの種の訴訟における請求額の実情を故苦慮したとしても不相当に高額であることが認められ、これに前記認定のとおり、本訴提起に至った経緯に関する……証言の内容が合理的な内容を有するものとは認められないことをも併せ考慮すると、本訴提起についての意思決定は、仮にそれがA自身によるものではないにしても、Aの意図を体現したX1の組織的意思決定としてされたものというべきである。そして、特に本訴が献金訴訟の提起からわずか2週間程度の短期間で提起されていることに照らすと、本訴提起の主たる目的は、献金訴訟を提起したY

1及びその訴訟代理人であるY2各個人に対する威嚇であったことが認められる。」、「よって、X1は、主に批判的言論を威嚇する目的をもって、7億円の請求額が到底認容できないことを認識した上で、あえて本件を提訴したものであって、このような訴え提起の目的及び態様は裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠き、違法なものといわざるをえない。」と判示した。

(ウ) 本判決は、訴権の濫用が問題となった事案ではないが、批判的言論に対する訴え提起について、批判的言論を威嚇する目的でもってなされた場合、その訴え提起は違法であると判示したものであり、上記東京高裁判決が「民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反すると認められた場合には、当該訴えの提起は、訴権を濫用する不適法なもの」と判示したこと同様の価値判断に基づくものと考えられる。

したがって、批判的言論を威嚇する目的でもって訴え提起がなされた場合 も、訴権濫用の一類型と位置付けられる。

(エ)本年10月29日、長野地方裁判所伊那支部において、反対意見・批判を 封ずるための提訴が正当性を欠くとされた判決が言い渡された。

長野県伊那市で大規模太陽光発電所の建設計画が反対運動で縮小を余儀なくされたとして、設置会社が反対をしていた発電所近隣の住民に対して、6000万円の損害賠償を求めたという事例であるが、判決は請求を棄却し、住民が「反対意見を抑え込むための提訴だ」として慰謝料200万円を求めた反訴について、「会社側の提訴は裁判制度に照らして著しく正当性を欠く」と判断して、同社に慰謝料50万円の支払いを命じた。判決は、設置会社が「誹謗中傷にあたる」と主張した住民説明会での男性の発言について、「住民が反対意見や質問を述べることは当然であり違法性はない」と指摘し、同社が提訴した経緯について「被告は工事への妨害もしておらず、言動に不当性があるとは考えにくい。原告は個人に多額の損害賠償請求を求めており、被害回復が目的の提訴とは考えがたい」とした(新聞報道による)。

批判的言論を威嚇する目的の提訴について違法性が認められる場合もあり

うるというのは、きわめて妥当な判断であろう。

- ③ どのような場合に批判的言論を威嚇する目的であると考えるべきかでは、どのような場合に批判的言論に対する威嚇目的でなされた提訴であるかと判断されるかが問題となるが、この点については、アメリカにおけるSLAPP訴訟防止法が参考になる。
 - (ア) アメリカにおいては、1970年代~80年代にかけて市民運動が盛んになるなか、反対運動を起こされた企業側が発言者を被告として提訴する名誉毀損訴訟、業務妨害訴訟などの民事訴訟が頻発した。例えば、「『道路の拡張工事に反対する』住民グループのWebサイトを立ち上げる」、「ゴミ処分場建設の住民説明会で意見を言う」、「欠陥住宅を監督官庁に報告する」などの批判的言論に対して、名誉毀損、業務妨害などを理由とした民事訴訟である。

そして、1980年代、デンバー大学の法学者らにより、全米で行った訴訟を対象とする統計調査に基づき、このような訴訟につきSLAPP (Strategic Lawsuit Agatnst Public Participation)という概念で把握することが提起された。SLAPPとは「公的意見表明 (Public speech)の妨害を狙って提訴される民事訴訟」であり、「meritless」(実体がない、訴訟として成立しない、争う益のない)、「相手を疲労させることだけを狙った、争う意味のない訴訟」を意味する。

その後、この研究発表がきっかけとなり、州議会議員や弁護士、市民団体の間でSLAPPを憲法上の権利を侵害する社会問題ととらえ、被害防止策を求める活動が活発化し、1990年ころから州ごとにSLAPP防止法の制定が始まった。

SLAPP防止法においては、提訴された被告は「この提訴はSLAPPである」という「動議」申立を裁判所に提出でき、動議が出ると裁判所は審理をストップする。そして、SLAPP動議が認められ、提訴がSLAPPとして棄却されると原告は被告の弁護士費用も負担しなくてはならない。

SLAPP訴訟の基本的特徴を類型化すると以下のとおりである。

- a 公的な意見表明(反対、批判)をきっかけにあるいは理由に提訴される。
- b 被告に苦痛を与えるために提訴される。
- c 原告は裁判で勝つことを最重要視しない。
- d 原告と被告は公的問題の当事者である。
- e 提訴によって被告には裁判コストの負担が加罰的に作用する。
- f 被告や他の批判・反対者に恐怖感を与え、さらなる批判・反対を封じる (Chilling effect)。
- g 提訴によって公的問題が法廷内部の法的論争に矮小化され本来議論され るべき公的問題が放置される。
- (イ) 日本においては、SLAPP防止法は制定されてはいない。しかしながら、 日本において裁判実務上、批判的言論を威嚇する目的でなされた訴え提起が 違法であるとされていることとSLAPP防止法の立法目的は同様のものと 考えられるので、いかなる場合に訴え提起が批判的言論を威嚇する目的でな されたかを判断する上では上記の基本的特徴が参考にされるべきであり、こ のような基本的特徴を有する場合、批判的言論を威嚇する目的でもってなさ れた訴え提起であり、訴権の濫用に該当する。

(2) 本件訴訟は訴権の濫用にほかならない

本件訴訟を検討するに、本件訴訟は、本件情宣活動という批判的言論をきっかけにあるいは理由に提訴されたものであり、被告らは、本件訴訟により被告としての立場を強制され、応訴のための過分な苦痛を被る。そして、本件訴訟における損害賠償請求についてであるが、大資本である原告らがあえて被告らから損害賠償を得ることには何らのメリットはなく、一方で、損害賠償請求により、被告らや他の批判・反対者に恐怖感を与え、さらなる批判・反対を封じる(Chilling effect)などの効果が生じる。

また、原告学研HDは、東京地裁に対して4つの損害賠償請求事件を提起したばかりではなく(それらが併合されて本件として取り扱われている)、ネット記事削除の仮処分の申し立てを行い(平成25年(ヨ)第3676号事件)、

さらには、関係者のほとんど全員が東京に在住しており、ビラの配布が行われたのも東京であるにもかかわらず、仙台地裁に被告組合らの情宣活動について新たな損害賠償請求事件まで提起した(平成25年(ワ)第1562号事件)。よって、本件提訴は、本件情宣活動という批判的言論を威嚇する目的をもってなされたものであり、訴権の濫用として却下されなければならない。

2 個人を被告とすることの問題性

上記のとおり、本件訴訟は、批判的言論を威嚇する目的でなされた訴え提起であり、訴権の濫用にほかならず、直ちに本件訴訟は却下されなければならないが、本件については、被告國分、被告山田及び被告鈴木の3名の個人が被告とされており、さらに別途考慮すべき点がある。

(1) 本件情宣活動は争議活動・組合活動の一環である

本件情宣活動は、東京ふじせ企画労働組合(以下「被告組合」という)及び ふじせ闘争共闘会議(以下「被告共闘会議」という)が争議活動・組合活動の 一環としておこなったものであり、被告國分、被告山田及び被告鈴木らが個人 として行ったものではない。

すなわち、争議行為・組合活動は、労働組合という団体実体の意思に基づく 団体自身の行為であるとともに、組合員の行為を通してのみ遂行されるという 性格をもち、個々の組合員の行為は、争議行為・組合活動中の不可欠の構成要 素にすぎない。そのことは、仮に争議行為・組合活動が違法とされる場合も同 じことであり、責任の主体は、あくまで労働組合それ自身であり、個々の組合 員に責任が生じる余地はないのである。

この点については、服務規律違反による懲戒責任が問われたケースであるが、 仙台地裁1970年5月29日判決(労民集21巻3号689頁)においても 「懲戒は個別的労働関係において遵守が期待される就業規則ないし服務規律違 反について個別労働関係の主体たる地位においてその責任を問うものであるか ら、集団的労働関係にある労働組合の活動に参加した組合員の行為は、それが正当な組合活動であれば勿論、たとえ団体として違法な行為……であっても、労働組合の行為として不可欠のものと認められるかぎり、これを組合員個人の行為として懲戒責任を問い得ない……。……とりわけ、争議行為は、集団的性質が最も強く、しかも使用者の労務指揮から組合員の離脱において始めて成立するものであるから、服務規律によって企業秩序が確立する基礎自体が失われているのであって、たとえそれが……団体的に違法であるとしても、服務規律違反を理由とする懲戒権の行使は許されないのである。このことは、組合幹部が機関活動として行う行為についても当然いえるのであって、組合幹部の故に使用者との関係で特別に重い企業秩序維持に対する責任を負うべき合理的根拠はなく、したがって、組合幹部がその権限と義務とに基づいて行う行為、例えば争議行為の企画、提案、大会における推進、争議中の指令、指導等はたとえその争議行為が違法であっても、機関の活動として団体たる組合自身の行為と評価すべきものであるから、個人として使用者から懲戒責任を問われるべき性質のものではない。」と判示されている。

(2)被告個人に責任は生じえない

このように、本件情宣活動は、あくまで被告組合及び被告共闘会議が争議行為・組合活動の一環として行ったものであり、仮に本件情宣活動によりなんらかの責任が生じるとしても、その責任の帰属主体は被告組合及び被告共闘会議なのであり、被告の個人責任に帰せしむることはできないのである。

それにもかかわらず、原告らが、あえて被告とする被告組合及び被告共闘会議のほかに、被告國分、被告山田、被告鈴木らに対しても訴えを提起したことは、前述した東京高裁判決が判示したところの「もっぱら相手方当事者を被告の立場に置き、審理に対応することを余儀なくさせることにより、訴訟上又は訴訟外において相手方当事者を困惑させることを目的とし、あるいは訴訟が係属、審理されていること自体を社会的に誇示することにより、相手方当事者に対して有形・無形の不利益・負担若しくは打撃を与えることを目的として提起

されたものであり、右訴訟を維持することが前記民事訴訟制度の趣旨・目的に 照らして著しく相当性を欠き、信義に反すると認められた場合」にあたり、訴権の濫用に該当する。

(3)被告特定のずさんさ

本件でさらに問題なのは、原告らがろくな調査すら行わないまま、「山田正寛こと鈴木敏嗣」を被告として訴訟を提起したため、被告が特定できていないことである。原告らは、本来は、被告共闘会議の事務局長である「山田正寛」を被告とするつもりだったのにそれに失敗したあげく、間違いがなかったかのように偽装するために、「鈴木敏嗣」までもを個人被告として、新しい訴訟を追加してきた。これによって、被告らにはさらに応訴の負担が増加した。

被告組合及び被告共闘会議はいずれも少人数の個人の集まりであり、経済的・人的規模において、原告らのごとき大資本とは比較にならない。個人被告はもちろんのこと、そのような被告組合らが重ねて訴訟を提起され、その都度応訴を余儀なくされることの負担は非常に大きい。原告らはそのことを十分に認識しており、むしろ認識しているからこそ、本件情宣活動という批判的言論を威嚇する目的をもって、そのような負担をあえて与えるために、本件各訴訟を提起しているのである。

第2 本件ビラ配布等の行為の正当性に関する判断枠組みについて

1 はじめに

(1) 原告らの主張

本件において、原告らは、本件情宣活動が原告に対する名誉毀損、強要、業 務妨害であると主張している。

原告らの主張のうち、名誉毀損については、本件情宣にかかる表現が原告らの社会的評価を低下させ、かつ反真実であり、公益を図る目的も有してないな

どというものであり、強要の主張については「被告らは、原告学研HDを被告 ふじせ企画労組との団体交渉に応じさせるために本件各行為に及んでおり、今 後も名誉毀損行為を継続することを告知し、さらには実際に名誉毀損行為に及 ぶことにより、原告学研HDに応じる義務のない団体交渉に応じさせようとす る」というものであり、業務妨害の主張については「被告らの本件各行為により、『ココファンあすみが丘』のサービス体制及び労働環境に関する虚偽の事実(風説)が流布された。」、「被告らによる本件各行為は、『学研グループ』の運営・営業を困難にする」などというものである。

(2) 原告らの主張の恣意性

上記のとおり、原告らの主張は、いずれも、本件情宣活動における表現の内容に着目したものとなっている。

しかし、この原告らの主張は、本件情宣活動における表現を原告らにとって都合の良いように部分的に切り取り、それのみを着目して名誉毀損、強要、業務妨害と構成するものであり、本件における事案の全体像を見据えない、極めて不当な主張となっている。すなわち、本件情宣活動は、被告組合及び被告共闘会議により、争議行為ないし組合活動の一環としてなされたものであり、本件にあっては、本件情宣活動が被告組合及び被告共闘会議による争議行為ないし組合活動の一環であるとの観点から審理されなければならない。

以下、この点を詳論する。

2 本件の判断枠組みについて

(1) 労働基本権の保障と民事免責

憲法28条は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定め、労働者の団結権、団体交渉権、争議権を 保障している。

そして、労働組合法8条は、この憲法の規定を受けて、「使用者は、同盟罷

業その他の争議行為であって正当なものによって損害を受けたことの故をもって、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。」と定めている。すなわち、同法1条1項の目的である、「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成する」等の目的達成のために行った行為については、それらの行為について、債務不履行や不法行為の責任が免除される。

この民事免責規定は、正当な組合活動が違法性を阻却されることを明文で明 らかにしたものであり、上記憲法28条による労働者の団結権、団体交渉権、 争議権の保障に由来するものである。

(2) 本件情宣活動は正当な争議行為・組合活動である

本件情宣のような労働組合によるビラ配布等の情宣活動も労働組合による正当な争議行為あるいは組合活動であることは論を俟たない。

① 情宣活動の意義

労働組合によるビラ配布などの情宣活動の意義については次のとおり論じられている。

「労働組合が行うビラまき、ビラ貼り等の文書活動は、情宣活動の一環として、対内的には組合員への情報の伝達、組合員の啓蒙、団結心の昂揚等を目的とし、対使用者関係では企業の経営方針・労務政策の批判並びに組合の要求の表明として、また対外的には組合の立場を第三者に訴えて協力を求めるものとして行われる。とくに争議状態に入ったときには、文書活動はその重要性を一段と増すのである。これらの文書活動は組合活動に不可欠なものである」(外尾健一「労働団体法」法律学全集40巻336頁)

「市民が、市民法上、表現の自由を有しているように、労働組合も、当然に

自己の団結活動をより効果的に展開するための機能の一つとして表現の自由を有する。しかし、その表現の自由は、市民が市民的生活上の自由として有しているそれに止まらず、労働者の団結体の行動が保障される法意に反映する独自性もまた具えていることに留意する必要がある。労働組合は、その社会的経済的能として、必然的に、対外的機能として対国家機能、対使用者機能を有し、対内機能として内部互助機能、対労働者機能を有し、対労働者機能には、団結権擁護のための対労働者連帯結合機能が含まれる。これ等の団結機能を効率的ならしめるための一つとして組合の表現活動は必然的な不可欠性を有するものであり、いわば団結権の一機能というべき性質を有している。」(菊谷達彌「企業の名誉・体面・信用と組合活動の正当性」現代労働法講座第3巻297~298頁)

② 情宣活動の正当性判断

労働組合にとって情宣活動が上記のような意義を有する以上、その正当性判断にあたっては、ただ単に市民法上の観点からのみ考察されるべきではない。 この点、前掲菊谷論文299~300頁は以下のとおり指摘する。

「組合活動は、労使の流動的な力関係の中で展開されるものであるから、その活動は相手方との相対関係を切り離して孤立した一つの事実として捉える性質のものではない。この相対的評価の必要性は、組合活動としての表現活動に関しても同様である。たとえば、表現活動の当否を決定する一つの標識として表現が真実性を有する内容のものか否かが問題とされることがしばしばあるが、当該表現活動にとってその背景に労働生活にかかる急を要する事情が存在するとか、企業側の実情秘匿等の事情が存するときには、その時点で客観的に真実と考えるに足りるような事情があったとか誤認せざるを得なかった事情があるときは、内容の真実性の追求のみにとらわれず、使用者側のそれまでの対応のあり方と対比して考慮することが必要である。また、使用者との交渉において、組合員の士気を鼓舞するため、あるいは団結力、決意の強固さを使用者に示すために表現方法が戦闘的になったり過激さを加えたりすることも予想しうる。同様に、宣伝、啓蒙の説得力を増すために表現が比喩的になったり、多

少誇張気味になったり、使用者側の心理的動揺をさそい出すために表現が揶揄 的になることや、一には、団結体の交渉力を有利に展開する労働取引上の戦術 的かけひき、二には、この表現活動は、対立関係において緊張を含む場合の必 然性としてプロパガンダに並行するアジテーションの果す機能が大きい性格の 活動であるということで、団結権行使には当然に予定しなければならない手段 の一つである。こうして、労働組合の表現活動は、団結権活動を支える重要な 一環として存在しているのであり、組織活動強化、団体交渉権・争議権補強の 一基礎となり、組合の表現活動がこの役割を果たそうとすれば、表現の内容・ 形態としては、ある程度前記のごとき姿を示す性格をそれ自体に内包している ものということができる。したがって、個人的行為による企業への名誉・信用 等の侵害の場合とは区別して、組合活動によるそれの場合は別の視角を用意し なければならない。かりに、組合の表現活動が企業の名誉・信用等の侵害行為 にあたるとしても、その侵害行為が組合活動の保護さるべき特質、団結権保障 の法意から見てもなお正当な組合活動への民事免責の域を超えて責を問われる ほどの違法性を有する侵害行為なのかどうかという判断方法が必要となろう。 企業には、名誉・信用等の法的保護という不可侵の壁があってその内部に立ち 入らない限りにおいて組合活動としての表現活動は正当視されるというのでは なく、団結保障の一翼である表現活動を企業は団結保障法理に照らして一定限 度までは受忍せねばならず、どの限度までが受忍すべき範囲なのか、いいかえ れば、市民法上は違法の評価をうける可能性のある表現活動が、労働法上では どこまで適法視されなければならないかという入射角度からの判断が要請され るものといわなければならない。」。

③ 具体的判断枠組み

労働組合による情宣活動の正当性判断にあたっては上記のような視点に立った上で行わなければならない。そして、労働組合による情宣活動の意義が前述のような団結権の一機能であること、労働組合による当該情宣活動は流動化する労使関係のなかにおいて行われること等からすると、具体的な判断枠組みとしては、ただ単に当該情宣活動にかかる表現内容の真実性あるいは真実相当性

のみに着目するだけでは足りず、労働組合が有する憲法上の意義、労働組合が 果たすべき役割、当該情宣活動がなされるに至った経緯、背景事情、当該情宣 活動の目的、態様、影響など諸般の事情一切が具体的に考慮されなければなら ないと解すべきである。

(3) 積み重ねられてきた裁判例

上記のような判断枠組みは裁判例においても基本的に踏襲されている。以下、 参考となる裁判例をいくつか引用する。

① 岡山地裁1970年6月10日判決(ジュリスト485号164頁)

「わが国労働組合に一般的な企業別組合としての閉鎖性およびこれより派生する交渉力の弱さを補うため組織外の労働者或いは一般市民に対して支援を呼びかける対外的情宣活動をなすことも許されるものというべきである。そして、本件ビラを見ると、……労働条件に直接関連する諸問題も取り上げられているばかりでなく、右百万都市問題に関する記事も……新聞製作に従事する労働者にとって広い意味における職業的利益ともいいうる余地が存する……」、「新聞社の事業および編集方針は一般市民に対して直接、間接に少なくない影響を与えるものであるから、その企業内事情を暴露、批判されても、右行為は公益に関する行為」である。

② 京都地裁峰山支部1971年3月10日判決(労働判例123号6頁)

「本来労働組合は、その存立の基礎である団結の維持強化をはかるため、指令その他の情報を伝達蒐集するに必要な文書活動を不可欠の運動手段としているのでありかかる文書活動が当該組合内部にとどまらず、その外部に及ぶことは自然の勢いというべく、全金組合の如く企業内組合の場合においてはその基礎の脆弱さをカヴアーし、使用者に対抗するため広く地域住民の支持と共感をえようとしてその労働条件、職場環境等の実情を外部に訴えることは極めて当然のことといわなければならない。しかしてその内容が地域住民の最大の関心事である工場廃液処理等公害問題に及ぶこともこれまた自然の勢いであつて、地域住民も公害防止責任の一翼を担う以上(公害対策基本

法第六条) 寧ろかかる企業内部の実情を知ることをひとしく期待していると いうことができる。従ってこの公表された実情が真実に基づくときは、使用 者は当然これを受忍すべきものと思われる。しかも公害は、各種発生源が重 複しまた重複しない場合であっても、その原因結果の究明に多大の時間と経 費を要し、容易にその真相が判明しないのが通常であるから、労働組合とし てはその活動効果の速かならんことを欲して時として誇張に走り、あるいは 結果的に誤った事実を伝達することもありうることである。しかしこのよう な場合でも、客観的にみて公害の一因であると信ずるにつき合理的理由があ ると判断すべき事実が公表伝達されたときは、使用者としては、これを正当 な組合活動として矢張り受忍すべきものと解すべきであろう。けだし企業活 動において公害源となるべき事実は職場の安全衛生等直接間接労働条件に関 連することが通例であって、労働組合としてはその立場上無関心でありえず、 これを企業外部に公表してもつて労働条件の改善をはかる実益があり、しか もこの改善も真相の完全な究明をまってしては遅きに失する嫌いがある一 方、使用者としても、単に取締法規を遵守するにとどまらず、広く公害源と なるべき企業活動を抑制し、公害防止に協力すべき社会的責務を負うのであ るから(公害対策基本法第三条)いやしくも公害の一因であることが客観的 に推認される事実が労働組合に限らず企業内外から指摘されたときは謙虚に これに耳を傾け、その除去に努めて社会的疑惑を早期に取り除く道義的責任 を負担すると解されるからである。」

③ 盛岡地裁1980年6月26日判決(労働判例350号68頁)

「ところで二月九日花巻デパート会議室で開かれた第一回の団体交渉の席上病院を代表する熊谷事務局長が組合側から看護婦たちに転職を要求することの法的根拠の説明を求められて右規定にある『病院長の指定する業務』云々を持ち出したことにも窺われるように、表面化した准看護婦の進退問題の背後にはこのような奨学金制度連用の問題も潜在していたのであり、それがひいて問題の二月二日付労組ニュース(〈証拠略〉)の『奨学金規定では卒業後花巻病院に勤務しなければならないと書いてあります。よそで働けとは

書いてありません。病院長は病院長の指定する開業医で働けといっています が、これはまるでドレイあつかいです』なる記事となってあらわれたものと 解せられ、その言わんとするところが、奨学金債務を負っているからといっ てその出所進退の自由まで拘束されてはやりきれないということにあること はその文脈上明らかである。そこでその中の『ドレイあつかい』なる語句だ けを単独にとり出すといかにも度ぎついが、巷間、組織の非近代性や上司の 権力を攻撃する者が時折口にする言葉として必ずしも珍らしいものではな く、社会的にもこの種ビラの表現が、常にその文字通りに受けとられるとは 限らない。また、同ビラ発行の時点における事態の推移を考察すると、組合 はその約二○名の組合員のうち六名がその意に反して他の病院に勤務替させ られ、組合から脱することによって大きな打撃を受けるとの深刻な認識に立 って病院の方針に激しい抵抗の構えをとっていた事情もうかがわれる。こう した事情もあわせ考えると、一般に組合員の闘争意識を昂揚し、他方社会的 関心を喚起するための手段として用いられる宣伝文書たる性質の労組ニュー スにおいて、この程度の刺激的な表現を用いたとしても、これをもって直ち に組合が正当な組合活動の範囲を逸脱したものとは言えない。また、同ビラ には『タコ部屋と同じ』なる見出しで一教師談の記載があり、その中に使用 された文言中には、たしかにその使われる時と場所によっては院長及び病院 の名誉を損わしめる不法行為となるおそれのあるものもないではないが、本 件ビラにおいてその然らざること前同断である。」、「思うに右の如き病院 の見解を攻撃するのに憲法や職安法の規定まで持ち出さなければならないか どうかの第三者的批判はともかくとして、前記の如き奨学金規定を楯に病院 長が貸費生に他の病院に勤務することまで指定しえるとする法解釈は常識的 にみても無理であろう。従って、他の病院転職の要望に添わず引き続き原告 病院に勤務する者に対し、院長の指定する業務につかない者として貸費返還 免除規定の適用を排除することが果して妥当かどうかもいちおう問題のある ところである。そこで組合が右の如き病院の規定の解釈を攻撃するにあたっ て、それを強く人に訴える方便として憲法や職安法の規定を援用して、その

主張及び見解を表明したとしても、それをもって直ちに正当な組合活動の範囲を逸脱したとすることはできない。」

④ 広島地裁1983年9月29日判決(判例時報1116号136頁)

「労働組合が、使用者の従業員に対する処遇を非難する等して行う宣伝活動は使用者に対抗し、いわば闘争状態における組合活動の一環としてなされるものであり、それを聴く一般市民も、紛争中の当事者の一方が、独自の評価に基づく主張内容を宣伝しているものであることを承知しているとみられるから、例えその宣伝内容のうちに、枝葉の点について客観的な真実に反した部分があったり、評価の点で偏頗な点がみられたり、あるいは表現方法に穏当でない部分があったりしても、宣伝目的が個人を不当に攻撃するためではなく、全体の趣旨が真実を伝えるものであり、仮に真実でなかったとしても宣伝内容のように理解しあるいは表現することが、当事者の一方としては無理からぬといったような事情がある場合には、なお正当な組合活動として民事上の責任を免れると解するのが相当である。」

⑤ 大阪地裁1996年1月24日判決(労働判例691号43頁)

「労働組合が、<u>当該会社に所属しない第三者に対するビラ配布などの情宣活動を通じて、会社の経営方針や企業活動を批判すること</u>は、それが組合員の経済的地位の向上をはかる目的でなされ、かつ、当該ビラなどの表現手段が、右目的との関連において、相当性を欠くものでない限り、なお正当な組合活動といえるのであって、右情宣活動によって会社や関係者個人の社会的評価に影響をきたすことがあっても、会社等としてはこれを受忍すべきというべきである。」

⑥ 東京高裁1998年6月30日判決(労働判例747号57頁)

「主観的な見解ないし、労働組合の立場から使用者側の言動をあげつらうような事実の記載があるにせよ、<u>そのような部分については、労働紛争の渦中にある組合側が、自己の立場の正当性を訴えてその支持を求めるためにするものとして、これを必ずしも額面どおりではなく、多分に割り引いて認識し理解するような事柄と解されるものであって、本件ビラの配付を受けてこ</u>

れを読む者の立場に立ってそれぞれを通読してみると、本件記事イないしトは、いずれも、使用者側の実質的代表者の立場にある控訴人の社会的評価を 低下させるような印象を与えるものとまではいい難いものである」

⑦ 東京高裁1999年11月24日判決(判例時報1712号153頁)

「労働組合が使用者の取引先に対して配布した要望書の内容・表現が、結果的に使用者の名誉・信用を毀損する場合であっても、表現内容の真実性、表現自体の相当性、表現活動の動機、態様、影響等一切の事情を総合し、正当な組合活動として社会通念上許容された範囲内のものであると判断される場合には、違法性が阻却されると解すべきである。」

⑧ 大阪地裁2001年4月20日判決(労働判例808号86頁)

「労働組合が経営者の労働政策を批判することは、正当な組合活動の範囲内に属するものであり、また、労働組合が組合員の経済的地位又は労働条件の向上をはかる目的で会社の経営方針や企業活動を批判することも正当な組合活動の範囲内に属するということができるところ、労働組合が情宣活動として配布した文書に会社や経営者の名誉、信用を毀損する事実が記載されていたとしても、それが右目的の範囲内である場合は、その表現活動が激しかったり、多少の誇張がされていたとしても全体として真実であればなお正当な組合活動の範囲ということができる。」

⑨ 東京地裁2005年3月28日判決(判例タイムズ1183号239頁)

「以上のとおり、本件ビラの記載内容は、原告の名誉、信用を毀損するものである。しかし、だからといって、直ちに、本件ビラを配布及びこれを公衆送信した被告の行為をもって、違法と評価することはできない。なぜなら、被告の本件ビラ配布及びその公衆送信行為は、労働組合の組合活動の一環として行われているところ、このような場合には、本件ビラで摘示された事実が真実であるか否か、真実と信じるについて相当な理由が存在するか否か、また、表現自体は相当であるか否か、さらには、表現活動の目的、態様、影響はどうかなど一切の事情を総合し、正当な組合活動として社会通念上許容される範囲内のものであると判断される場合には、違法性が阻却されるもの

と解するのが相当であるからである。」

⑩ 東京地裁2007年3月16日判決(判例タイムズ1247号212頁)

「原告組合は、前記のとおり、民間航空産業及びその関連事業に働く労働者等を組合員として結成された労働組合で、原告組合には労働組合として団結権、団体交渉権が法的権利として保障されていることが認められ、その目的とする組合員の労働条件の維持、改善を図るために必要かつ相当な行為は、正当な活動として、不法行為に該当する場合でも、その違法性を阻却するものと解せられる。そして、労働組合の組合活動としての表現行為、宣伝行動によって使用者の名誉や信用が毀損された場合であっても、当該表現行為、宣伝行動において摘示されたり、その前提とされた事実が真実であると証明された場合はもとより、真実と信じるについて相当の理由がある場合においても、それが労働組合の活動として公共性を失わない限り、違法性を阻却するものと解せられる。また、当該表現行為、宣伝行動の必要性、相当性、動機、態様、影響など一切の事情を考慮し、その結果、当該表現行為、宣伝活動が正当な労働組合活動として社会通念上許容された範囲内のものであると判断される場合には、行為の違法性を阻却し、不法行為とならないというべきである。」

① 千葉地裁2010年1月22日判決(判例集未登載)

「労働組合におけるビラ配り等の情宣活動は、労働者同僚に使用者に対する労働運動を呼びかけるものであり、また、一般人に対しては自らの労働運動の正当性を訴えるものであるから、<u>誇張又は揶揄的表現が用いられることは稀ではなく、また、そのような情宣活動に触れる者はその性質上以上のような誇張又は揶揄的表現が含むものと認識しつつ読むのが通常であるから、</u>労働運動における情宣活動において誇張又は揶揄的表現もその社会通念上相当な範囲にとどまる限り適法であるということができる。」

(4) 小括

以上のとおり、労働組合による情宣活動の正当性判断にあたっては、情宣活

動にかかる表現内容の真実性・真実相当性だけではなく、労働組合が有する憲法上の意義、労働組合が果たすべき役割、当該情宣活動がなされるに至った経緯、背景事情、当該情宣活動の目的、態様、影響など諸般の事情一切が具体的に考慮されなければならない。

本件にあってももちろん同様である。

第3 学研・ふじせ争議の経過

1 はじめに

労働組合による情宣活動の正当性判断にあたっては、労働組合が有する憲法上の意義にかんがみ、当該情宣活動がなされるに至った経緯、背景事情が考慮されなければならないことは、前述したとおりである。そこで、判断にあたっては、学研・ふじせ争議(以下「本件争議」という。)がどのようにしておこったのかを明らかにする必要がある。

本件争議の経過については、被告ら第5準備書面、第7準備書面、第9準備書 面で主張してきた(乙C2、乙B1ないしB18など)。

本件争議は学研争議と密接不可分な関係にある。すなわち、1973年9月、 学研内で全学研労働組合が結成されたことに、学研経営は危機感を持ち、学研人 事部が先頭になり、組合員に対する暴力行為を行い、不当配転、解雇、賃金差別、 仕事干しなどあらゆる形の組合つぶしのための行為が行われた。そして、全学研 労組対策として、同年10月以降、ふじせ企画(途中で、東京ふじせ企画と名称 変更され、編集実務を行う労働者は同社に所属した)は学研の下請けプロダクションとして育成されていく。

1977年12月、組合対策のためのこの東京ふじせ企画に労働組合ができたため、学研は躊躇することなく、ふじせ企画から業務を引き上げ、東京ふじせ企画の労働者は全員が解雇され、本件争議に至った。

後述するように、学研は本件争議を作り出した責任を負うべき立場にあるにも

かかわらず、以降38年にわたる長い経過の中で、本件争議を解決しようとする ための対応を一切とらず、むしろ紛争を拡大させてきた。そのことを考慮すれば、 学研HD及び学研のグループ企業の企業体質を問題にする本件情宣活動の正当性 は当然に認められると言うべきである。

2 本件争議発生までの経過

(1) 東京ふじせ企画労組結成に至るまでの経過

被告國分は、1977年3月にふじせ企画に入社した。社長の須田博(以下 「須田」という)から面接を受けて、入社は決定された。

しかし、被告國分は、入社直後、ふじせ企画は正式には東京ふじせ企画と名称変更されていること、工藤英一が社長を務める(以下「工藤」という。)ふじせ企画がトンネル会社として存在し、実際は東京ふじせ企画が実務を担っていることを知った。東京ふじせ企画の須田には実権が与えられておらず、ふじせ企画の工藤社長が学研から請け負った仕事を、専ら東京ふじせ企画の社員が行うという形をとっていた。

もともと、ふじせ企画は、有限会社として1967年設立された後、1970年に株式会社化され、株式会社小学館等との取引を行っていたが、1972年ころに争議がおき、それを嫌悪した工藤は小学館労担と図って、いったん営業を停止し、会社は休眠状態にあった。

1973年9月30日、原告学研で全学研労働組合が結成された。原告学研には全学研従業員組合が存在したが、実質的に職制と職場委員によって運営される典型的な御用組合であったため、団体交渉が行われたことすらなく、労働者の中での組合や経営に対する批判も許されないような状況があった。カメラマンの配転事件をきっかけにして、この従業員組合を脱退した労働者が全学研労組を結成し(当初77名)、同年年末には200名を組織するまでになっていた

原告学研は、全学研労組の結成とその後の躍進を受け、ふじせ企画をして、

原告学研の基幹雑誌である小学生向けの学年別学習誌「〇年の科学」及び「〇年の学習」の編集業務の専属的下請会社とし、ふじせ企画の業務遂行によってスト破りの機能を持たせることによって、全学研労組の組合員の仕事を奪い、争議行為を無効化することを企て、同年10月ころ、ふじせ企画に対し、約430万円という金員の貸付けを行い、五反田に原告学研からの受注に係る編集業務を遂行するための事務所を開設させた(五反田事務所)。そして、同時期ころから、各種出版物の編集業務を継続的に請け負う契約を締結し、五反田事務所で同業務を遂行した。

ふじせ企画は、1975年10月17日、同事務所を株式会社組織とし、同じふじせ企画という商号を用いて別組織化した(ただし、従業員は自動的に新会社に移籍させた)。工藤は、さらに、1976年8月25日、上記新会社の商号を秘密裏に変更し、東京ふじせ企画とし、それまで五反田事務所の日常業務を統括させていた管理職の須田を代表取締役社長にあてた。

東京ふじせ企画は、原告学研にほとんど専属する下請業者として、その要求に応じる形で労働者の配置を行い、その指示に基づいて業務を遂行した。原告学研からふじせ企画に払われる元請代金は東京ふじせ企画労働者の人員数を基礎として算定され、東京ふじせ企画の下請代金はふじせ企画の元請代金の8割とすることになっており、ふじせ企画は学研業務の紹介料として2割をとるためのトンネル会社として機能しているに過ぎなかった。原告は、労組員から仕事を奪うために、全学研労組の組合員が担当していた仕事を下請けに出したのであった。

東京ふじせ企画の労働者は、学研本社及び学研第2ビルに派遣されたり、学研本社と五反田事務所を往復したり、就労場所はさまざまであったが、いずれも学研の管理職からの直接の指示を受けて取材、原稿依頼、編集・校正作業に追われた。業務量は膨大であった。具体的には、本社ビルでは「学研まんが」、「どっかんV」、「○年の学習」、「○年の科学」、学研第2ビルでは、「マイコーチ」などの編集にそれぞれ従事するよう指示されたが、学研の基幹雑誌であった「○年の学習」・「○年の科学」を担当する者を中心に、月に120

~150時間もの長時間残業が強制された。しかし、東京ふじせ企画からは残業代の支払いは一切なかった。

あまりにも過酷な過重労働で心身を蝕まれる社員が出てくるなどしたため、 東京ふじせ企画の労働者は劣悪な労働条件を少しでも改善させようと話し合い、1977年12月5日に労組結成を通告した。

(2) 労組結成後の原告学研の対応

労組結成当日、須田及び工藤から事情説明を受けた原告黒川巌学習科学編集 局次長(以下「黒川」という)は、すぐに「東京ふじせ企画に組合が結成され るのは困る」と話し、組合を解散させるように指示した。

次いで、黒川は須田に対し、「東京ふじせ企画から学研の業務を引き上げ、 東京ふじせ企画労組をショック療法で解散に追い込む」と述べるなどし、また、 原告角宮二郎学習科学編集局科学編集部長(以下「角宮」という)は須田に対 し「組合員と非組合員の名簿を出せ」と命じるなどし、いずれも被告東京ふじ せ企画を倒産させ組合を解散させることを前提にした方針を示し、指示した。

実際に、同月11日、工藤社長は須田社長に対して、すべての学研出版物編集業務が引き上げられることを通告し、翌12日には、原告学研は、現実に、30余名が就いていた学研からの「委託編集業務」を全て東京ふじせ企画から引き上げた。

そして、そのことによって、1978年1月10日、第1回目の、同月20日には第2回目の手形不渡りを出し、須田社長は、同年2月8日、自己破産の申立てを行い、同年3月9日東京地方裁判所は、東京ふじせ企画に対し、破産宣告を行った。同社の労働者は全員が解雇となり、争議に至った。

上述のように、ふじせ企画は学研の単なる下請編集プロダクションの一つではなく、全学研労組結成直後にそれへの労組対策用に導入された会社という独特の位置を持った存在であった。学研は、労組対策として導入した下請けで、またも労組が結成されたと知り、一挙に労組つぶしに走ったのである。

3 東京地裁1985年10月29日判決(乙B1)における事実認定及び判断

(1) はじめに

東京地裁1985年10月29日判決(乙B1、以下「東京地裁1985年判決」という。)は、東京ふじせ企画の破産管財人が1978年、学研、黒川巌(1977年12月当時の学研の学習科学編集局次長、以下「黒川」という。)、角宮二郎(この当時の学研の学習科学編集局科学編集部長、以下「角宮」という。)、ふじせ企画、工藤及び坂元協子(ふじせ企画の取締役。以下「坂元」という。)らを被告として提起した損害賠償請求訴訟の判決である。

この訴訟の請求原因の要旨は、主位的には、①ふじせ企画は、東京ふじせ企 画と継続的契約関係にあったところ、被告組合が結成されたことを理由にふじ せ企画を倒産させる目的で、ふじせ企画から学研関係の編集業務一切を引き上 げ、もって東京ふじせ企画との間の継続的契約を一方的に解約したものである から、この一方的解約は不当であり、債務不履行として、解約により東京ふじ せ企画の被った損害を賠償する責任がある、②工藤は、ふじせ企画の代表取締 役として、故意に東京ふじせ企画との間の継続的契約を一方的に解約したもの であり、坂元は、ふじせ企画の取締役として、工藤が違法な業務執行を行わな いよう監視すべき義務があるにもかかわらず、重過失によりこれを怠り、工藤 の違法行為を看過したものであるから、それぞれ東京ふじせ企画に被った損害 を賠償する責任がある、③黒川及び角宮は、ふじせ企画に対して優越的地位に ある学研の上級職員であることを利用して、工藤に対し、東京ふじせ企画との 間の継続的契約の一方的解約を命じ、又は右一方的解約に積極的に加担し、も って工藤と共謀のうえ、東京ふじせ企画の継続的契約関係における利益を違法 に侵害したものでるから、民法709条に基づき、東京ふじせ企画の被った損 害を賠償する責任があり、学研は、黒川及び角宮の使用者として、民法715 条に基づき、東京ふじせ企画の被った損害を賠償する責任がある、というもの であり、予備的には、④学研、ふじせ企画及び東京ふじせ企画の三者間には、 学研出版物の編集業務についての三面的契約関係が成立していたものというべ

きであり、学研及びふじせ企画は、東京ふじせ企画に被告組合が結成されたことを理由に、東京ふじせ企画を倒産させる目的で、共謀の上、この三面的契約を一方的に解約したのであるから、債務不履行及び共同不法行為として、東京ふじせ企画の被った損害を賠償する責任があり、黒川、角宮及び工藤は、三面的契約の一方的解約に積極的且つ主導的に加担したものであるから、共同不法行為として、各自、東京ふじせ企画の被った損害を賠償する責任がある、というものである。

東京地裁は、この東京ふじせ企画の破産管財人の請求に対し、これを退ける 判決を言い渡し、これが確定した。

東京地裁1985年判決の理由の要旨は次のとおりである。①継続的契約関係の債権者に該当する東京ふじせ企画の代表取締役である須田において業務引上げを有効に承諾している以上、ふじせ企画には債務不履行に基づく損害賠償責任は成立しない。②黒川及び角宮による業務引上げが東京ふじせ企画に対する不法行為に該当するとしても、業務引上げの被害者に当たる東京ふじせ企画の代表取締役須田において、業務引上げを有効に承諾している以上、黒川及び角宮の行為は違法性を欠くことになって、不法行為責任に基づく損害賠償責任は成立しない。③東京ふじせ企画の全株式の実質的所有者であり、かつその経営者でもある工藤が積極的に東京ふじせ企画からの業務引上げを承諾している以上、東京ふじせ企画に対する関係では工藤にはそもそも不法行為責任が成立する余地はなく、黒川及び角宮の行為もそれぞれ違法性を欠くことになる。④学研、ふじせ企画及び東京ふじせ企画の三者間に三面的契約関係を認めることはできない。

このように東京地裁1985年判決は、東京ふじせ企画の破産管財人による 請求を退けた。しかし、この東京地裁1985年判決は、あくまでも業務引上 げ・倒産により東京ふじせ企画が被った損害に対して、学研、ふじせ企画、黒 川、角宮、工藤及び坂元ら(以下「学研ら」という。)が債務不履行責任や不 法行為責任等を負うべきか否かについての判断であって、被告組合及び被告組 合の組合員らに対する不当労働行為責任、不法行為責任の成否といった観点か らなされたものではない。

東京地裁1985年判決が認定した事実及び判断の要旨は後記2及び3記載のとおりであるが、これを前提とするならば、学研らは、被告組合及び被告組合の組合員らに対して不当労働行為責任、不法行為責任を負うことは明らかである。以下、この点を詳述する。

- (2) 東京地裁1985年判決が認定した事実の要旨(乙B1:51頁~114頁) 以下、判決を引用あるいは要約して、判決が認定した事実の要旨をまとめる。
- ① 学研、ふじせ企画及び東京ふじせ企画の間の取引関係の形成

工藤は、1963年ころから出版物の原稿作成等の仕事に携わっていたが、1967年ころに有限会社ふじせ企画を、続いて1970年ころふじせ企画を設立し、いわゆる編集プロダクションとして株式会社小学館などに出版物の企画制作を売り込んだり、出版物の原稿作成や編集業務等の注文を受けて営業活動を展開していた。ところが、1972年夏ころ、ボーナス闘争のこじれからふじせ企画従業員によりふじせ企画労働組合が結成されて労働争議をひきおこし、東京都労働委員会のあっせんに持ち込まれ、結局ふじせ企画から労働組合へ解決金を払う方向で労使紛争は終結することとなったが、そのためにふじせ企画の営業は一時中断を余儀なくされた。しかし、その後、工藤が学研の城北支社長の紹介で角宮と会い、学研に出版物の企画制作を売り込んだ結果、「美しい日本の旅」の編集制作業務の受注に成功し、1973年8月ころ、東京都千代田区西神田に事務所を開設して、同所をふじせ企画の本社とし、一時中断していた同社の業務を再開した。

ところが、ふじせ企画がその業務を再開して間がないうちに、学研から同社の二大看板月刊雑誌である「 $1\sim6$ 年の科学」シリーズ及び「 $1\sim6$ 年の学習」シリーズのうちの「 $1\sim6$ 年の科学」シリーズの編集業務の発注を受け、この業務を遂行するために1973年10月ころ学研から約430万円を借り入れて、東京都品川区五反田に新たに事務所(五反田事務所)を開設したが、その後、学研から「 $1\sim6$ 年の学習」シリーズの編集業務の発注をも受けるに至っ

た。学研からの受注量はその後増大し、ふじせ企画は従業員を増員して同社五 反田事務所で編集業務を遂行していた。なお、「1~6年の科学」シリーズ及 び「1~6年の学習」シリーズの編集業務は、編集プロダクション側が独自に 内容を企画して出版社の了解を取り付けたうえで、その原稿の作成及び編集を 行う、いわゆる持ち込み企画(又は出版企画)とは異なり、両雑誌の企画から 取材及び整理を経て校正完了に至る編集製作工程のうちの一工程である取材及 び整理、すなわち執筆者への原稿依頼及び原稿入手並びにその原稿整理の業務 のみを請け負うものであった。

工藤は、ふじせ企画によって学研から受注した「1~6年の科学」シリーズ 及び「1~6年の学習」シリーズの編集業務を同社五反田事務所で遂行してい たが、1975年10月17日、工藤が全額出資して五反田事務所を株式会社 組織化し、商号をふじせ企画と同じ株式会社ふじせ企画として、佐々木孝悦を 同社の代表取締役に選任するとともに、ふじせ企画が受注していた「1~6年 の科学」シリーズ及び「1~6年の学習」シリーズの編集業務を新会社に下請 発注する形にした。ただ、従前の五反田事務所の什器備品はそのまま新会社に 引き継ぎ、ふじせ企画の社員は若干名を除いて約30人がいわば自動的に新会 社に移籍したため、新会社設立の前後を通じて五反田事務所における業務内容 に大きな変化はなかった。そして、工藤は、1976年8月25日、新会社の 称号を変更して東京ふじせ企画とし、上記佐々木に代えて五反田事務所の業務 遂行の中心となっていた須田博(以下「須田」という。)を同社代表取締役に 就任させた(以下、商号変更前も含めて新会社を東京ふじせ企画」という。)。 ふじせ企画は、学研から継続的に「1~6年の科学」シリーズ及び「1~6 年の学習」シリーズの編集業務を受注して、これを東京ふじせ企画に下請発注 する以外に、学研から「どっかんV」、「学研漫画」シリーズ、「教育ジャー ナル」、「中学マイコーチ」、「副読本小学体育」、「副読本小学道徳」など の編集業務の発注を受けて、これを東京ふじせ企画に下請発注し、また、学研 以外にもひかりの国株式会社などから各種出版物の編集業務を受注して、これ を東京ふじせ企画に下請発注し、同社において遂行させていた。そして、学研 からの受注に係る編集業務のうち、「 $1 \sim 6$ 年の科学」シリーズ及び「 $1 \sim 6$ 年の学習」シリーズについては、学研の各担当編集長又は副編集長が当該月号 の題名、執筆予定者、企画メモ、頁数及び印刷方法等を頁順に記入したいわゆ る進行表を作成して、これを直接東京ふじせ企画の担当従業員に交付し、東京 ふじせ企画の担当従業員は、学研の担当編集員と絶えず密接な打ち合わせを行 いながら、進行表に基づいて執筆者への原稿依頼とその受領及び整理を行い、 できあがった原稿等を直接学研の担当編集者に交付して、その校閲に供する形 で業務を遂行していた。また、「どっかんV」、「教育ジャーナル」、「学研 漫画」シリーズについては、東京ふじせ企画の担当従業員約4人を学研本社ビ ルに、「中学マイコーチ」及び「副読本」については、約13人の担当従業員 を学研の第2ビルにそれぞれ直接派遣し、これら東京ふじせ企画の各担当従業 員は、それぞれ学研の各ビル内に専用の机を与えられ、学研の各担当編集長の 指示を受けて、各出版物の編集制作の全段階に関与し、学研の勤務時間に従い、 学研の什器備品を使用して、学研の各担当編集員と全く同様に各編集業務を遂 行していた。これに対し、工藤は、東京ふじせ企画のオーナーとしてその経営 面では事実上大きな支配力を持っていたが、各編集業務遂行の実務面にはほと んど関与することはなく、契約代金額の改定交渉や新たな出版物についての契 約の締結は最終的にはすべて工藤がふじせ企画及び東京ふじせ企画を代表する 形で行っていた。そして、学研からふじせ企画に支払われる各編集業務の元請 代金及びふじせ企画から東京ふじせ企画に支払われる下請代金の額について は、「学研漫画」シリーズを除いてはいずれも各編集業務の遂行に必要な東京 ふじせ企画の従業員の員数を単位として算定され、東京ふじせ企画の下請代金 はふじせ企画の元請代金の8割とすることが決められており、ふじせ企画は、 東京ふじせ企画から学研業務のいわば紹介料として20パーセントの口銭を取 る形態をとっていた。なお、学研からの受注に係る編集業務について各出版物 ごとに学研とふじせ企画との間で契約書が作成されたこともあったが、契約書 記載の契約期間の定めの有無にかかわらず、学研からふじせ企画に対する発注 は継続され、また、ふじせ企画と東京ふじせ企画との間において契約書が作成

されたことはなかった。

1977年12月当時、ふじせ企画が学研から受注して東京ふじせ企画に下 請させていた編集業務は、「1~6年の科学」シリーズ、「1~6年の学習」 シリーズ、「どっかんV」、「学研漫画」シリーズ、「教育ジャーナル」、「中 学マイコーチ」及び「副読本」であり、そのうち学研の看板雑誌である「1~ 6年の科学」シリーズについては、1年から6年までの各学年の当該月号合計 6冊の総頁数約700頁のうち約300頁が、「1~6年の学習」シリーズに ついては、同じく1年から6年までの各学年の当該月号合計6冊の総頁数約1 000頁のうち約160頁が、それぞれふじせ企画に発注され、東京ふじせ企 画においてその編集業務を遂行しており、東京ふじせ企画では「1~6年の科 学」に10名、「1~6年の学習」に5名の従業員を当てていたほか、学研の 第2ビルへは13名もの従業員を派遣して、「中学マイコーチ」及び「副読本」 の編集業務に従事させていた。そして、1977年12月当時の東京ふじせ企 画の業務は、ふじせ企画からの下請発注に係るものがその全てを占め、そのう ち学研以外の出版社からの受注に係る下請業務はほとんど終了しており、学研 からの受注に係る編集業務がふじせ企画及び東京ふじせ企画の業務の中心をな していた。

② 学研、ふじせ企画及び東京ふじせ企画の間の取引関係の終了及び東京ふじせ 企画の倒産

1977年12月5日、従業員の自宅待機や残業代未払いの問題が契機となって、東京ふじせ企画の従業員により東京ふじせ企画労働組合(以下「被告組合」という。)が結成され、同社代表取締役の須田に対し、その旨通知された。須田は、直ちに東京ふじせ企画の実質上の経営者である工藤に架電して、工藤に組合結成の事実を伝えたところ、工藤は、すぐさま、東京ふじせ企画の本社である五反田事務所に来所し、同事務所に入るや否や、同事務所内に参集していた被告組合の組合員に対し、組合は認めない、東京ふじせ企画は学研の組合対策のためにできた会社だから、労働組合を結成すれば仕事が止まり、会社をつぶすことになる旨申し述べ、その際、一部組合員との間で小競り合いとなっ

た。工藤は、須田に対し、早急に組合の解散を工作しないと困る旨話し、須田 は一応自分に任せてほしい旨伝えた。工藤は、その後、黒川に会って、被告組 合結成の事実を伝えたところ、黒川から、学研としては下請プロダクションに 労働組合が結成される事態は好ましくない趣旨の意向が示された。他方、須田 は、工藤と別れた後、被告組合の三役(執行委員長、副委員長及び書記長)に 対し、東京ふじせ企画は学研の組合対策のためにできた会社である旨説明する とともに、自宅待機にしていた従業員についてその措置を撤回することを伝え た。同日夕方、須田は工藤と会い、工藤から、労働組合は好ましくない旨の学 研の意向が伝えられた。

翌12月6日午前、須田は工藤に呼び出され、工藤からどうして被告組合ができたのかと詰問された。須田は、その後学研の第2ビルへ赴き、学研教育事業本部教科図書編集部の「中学マイコーチ」及び「副読本」担当の山本編集課長及び福田編集課長と会い、東京ふじせ企画に労働組合が結成されたことを伝えるとともに、編集業務は正常に行う旨話した。さらに、同日午後、須田は、学研本社ビルに赴き、工藤とともに黒川、角宮及び学研学習科学編集局学習編集部長村田實と会った。黒川は、この席で、ふじせ企画と東京ふじせ企画が商業登記簿上別法人であり、労働組合はふじせ企画の子会社に当たる東京ふじせ企画に結成された点を確かめたうえで、組合問題は子会社に当たる東京ふじせ企画に起きた問題であるから、東京ふじせ企画及び同社の代表者である須田において処理すればよい旨話した。他方、角宮は、組合ができると学研は困る旨話し、須田に対し、労働組合員の名簿を出すよう申し渡した。また、同日夜、角宮は、須田に架電し、明朝学研本社に来るよう伝えた。

翌12月7日午前、須田が学研本社に赴くと、黒川は、前日と同様、組合問題は東京ふじせ企画において処理するよう申し渡した。須田は、一度五反田事務所に戻り、被告組合に対し、「組合結成通知書に対する申入れ書」と題する書面を作成交付した。なお、須田は、この書面に、取引先等へのいたずらな刺激を避けるため労働組合なる名称を検討の上変更されるよう申し入れる旨記載した。その後、須田は、角宮に呼ばれて、再度学研本社に赴き、角宮に被告組

合の現状を報告し、角宮から、絶えず学研と連絡を取るよう申し渡された。

翌12月8日午前、工藤は、学研本社に赴き、黒川及び角宮に対し、被告組 合の解散工作が思うようにはかどらない旨伝えたところ、黒川は、工藤に対し、 東京ふじせ企画から学研の編集業務を引き上げることにして、ショック療法を やろうと申し向けた。工藤は、組合が結成されたのでは学研の仕事を円滑に処 理することができず、従前通り学研の業務を続けていくためには、当面黒川の いうショック療法を受け入れることもやむなしと考え、黒川に対し、ふじせ企 画の方から業務返上という形にする旨返答した。同日夕方、工藤は、須田をふ じせ企画の西神田事務所(本社)に呼び出し、須田に対し、お前がもたもたや っているからこういう事態になったのだと言って、学研の編集業務が引き上げ となること、その方法としてふじせ企画ないし東京ふじせ企画側から仕事を返 上する形をとることを伝えた。そして、工藤は、須田に対し、学研及びふじせ 企画の方針として、非組合員から東京ふじせ企画に対する辞表及び今後組合活 動をしない旨の誓約書を取り付けて、ふじせ企画に吸収するほか、被告組合が 解散するまでは組合員のうち改心した者についても同様の処置をとることとす るので、これに協力するよう申し向けた。その後、同日夜、学研教育事業本部 教科図書編集部長の戸谷太一から須田のもとへ電話があり、学研本社ビルと切 り離して、学研第2ビル関係の業務だけは継続できないかとの打診があった。 そして、同日深夜、工藤は須田に架電して、業務引き上げの説明をし、須田は これに対して業務引き上げは困るという趣旨のことを話したが、工藤に押し切 られた。

翌12月9日午前、須田は、学研へ派遣されていた従業員を除く東京ふじせ 企画従業員に対し、学研の業務が引き上げになったことを伝えた。須田は、同日午後、工藤とともに学研へ赴き、黒川及び角宮と会った。黒川は、須田らに 対し、工藤が業務を返上した形にして被告組合に対しショック療法を行うから、須田が責任を持って処理するよう申し渡すとともに、非組合員から東京ふじせ 企画に対する辞表及び組合活動をしないという誓約書を取り付け、組合員のうち改心した者についても同様の措置をとって、ふじせ企画で再雇用するよう申

し向けた。須田は、反対しても仕方がないものと考え、子会社なりの努力をする旨返答した。また、角宮は、須田に対し、組合員と非組合員の区別をはっきりさせるよう申し向け、さらに、学研本社へ派遣中の東京ふじせ企画の従業員である小松と染谷については角宮自身が辞表をだすよう説得する旨述べた。その後、工藤は、戸谷と会い、学研の第2ビル関係の業務(「中学マイコーチ」及び「副読本」)継続の件を話し合った。他方、須田は、同日夕方、被告組合と団体交渉を行ったが、それは、被告組合の存在を前提として労働条件等について被告組合と協議する以上のものではなく、被告組合側も、業務打切り問題の解決については、須田が自らの非力を認める態度を見せたこともあって、同日以降、工藤との話合いを求める方針を決定した。

翌12月10日午前、須田は、学研の第2ビルに赴き、戸谷と会って、第2ビル関係の業務継続の件を話し合った。ところが、この話合いの途中、角宮から帰りに学研本社へ立ち寄るよう電話があり、これを受けて須田が学研本社に赴くと、角宮は、須田に対し、学研の業務は全て止まるのであって、第2ビルについても別扱いは無理である旨申し渡した。しかし、同日、学研の学習編集部から東京ふじせ企画の従業員(労働組合員)に仕事が出され、その後すぐに撤回されるという事態が生じた。そこで、角宮は、同日夜、須田に架電して、学研は人事部が間に入って協力しているから安心して処理するよう伝えるとともに、須田に対し、君も男を上げるチャンスだと述べた。他方、工藤は、同日午前、東京ふじせ企画の労働組合員から求められて交渉を持ったが、その際、工藤は、この労働組合員に対し、業務を戻してほしければ被告組合を解散せよと申し向けたため、交渉は物別れに終わった。

翌12月11日、工藤は、須田に対し、学研の第2ビル関係の業務をも含めて全ての編集業務が引き上げとなる旨通告した。

翌12月12日午前、須田は、学研の第2ビルに赴き、戸谷と会ったが、同人は、須田に対し、仕事が止まっては困る旨の話をした。須田は、その後学研本社へ赴いて黒川、角宮に会い、学研の従業員が周囲にいる場所で黒川及び角宮に対し、被告組合がもめており学研に迷惑を掛けると困るので仕事を引き上

げさせて頂く旨申し述べ、黒川及び角宮は、困ったけれども早急に解決してほ しい旨答えた。そして、同日午後、須田は、再度学研第2ビルに赴き、同ビル に派遣していた東京ふじせ企画従業員全員を引率して引き上げた。

1977年12月12日以降、「1~6年の科学」シリーズ及び「1~6年の学習」シリーズをはじめとする学研本社ビル関係の編集業務については、東京ふじせ企画の各担当従業員に学研から渡されていた進行表が回収され、その後、学研側から新たに進行表が交付されることはなかった。ただ、学研本社ビルへ派遣されていた東京ふじせ企画従業員のうち同社に辞表を提出した者がそのまま学研本社において編集業務を継続した。また、学研第2ビルから引き上げられた東京ふじせ企画従業員は、同日以降、第2ビルへ赴くことはなかった。

工藤は、同年12月12日ころからしばらくの間、東京を離れたが、その間も黒川及び角宮と連絡を取り合っていた。そして、ふじせ企画の役員で会った金丸が被告組合に対して、組合の解散と引き換えに学研の業務を戻してはどうかと説得を続けた。他方、学研第2ビルの教科図書編集部山本編集部長から東京ふじせ企画五反田事務所にしばしば電話があり、被告組合を解散して早く戻ってくるよう伝えてきた。須田も、同年12月中ころから翌1978年1月にかけて組合員と話合いをし、東京都労働局ないし労政事務所に斡旋を依頼するなど一応の努力をしたが、解決できないまま推移した。なお、同年12月16日、学研からふじせ企画に対し従前通り12月分の請負代金全額が支払われ、東京ふじせ企画従業員の12月分の給料も支払われた。

同年12月19日夕方から、工藤は、被告組合と交渉を持ち、この交渉は翌12月20日の午後まで続いた。工藤は、組合員に対し、被告組合を解散しなければ業務は戻らない旨繰り返したが、交渉はまとまらなかった。工藤は、その後学研第2ビルへ赴き、戸谷に対し、当分の間「中学マイコーチ」の編集業務を請けることはできない旨言明した。なお、学研においては、前述のとおり、須田が下請けの編集業務を返上することを言明して以来、辞表を提出した東京ふじせ企画の元従業員、学研の従業員を動員し、さらには、急遽他のプロダクションに発注するなどして、当面の編集業務を消化したが、12月中ころから

同月末にかけて、学研第2ビルの「中学マイコーチ」編集担当者から東京ふじせ企画の「中学マイコーチ」担当の労働組合員たる従業員に対し、学研と直接契約を締結するよう勧誘が始められた。他方、工藤は、同月末ころから、須田に対し、学研が仕事引上げに協力してくれたうえ、代金も全額支払ってくれているのだから、早く何とかしないと立場がなくなる趣旨のことを申し向けて、東京ふじせ企画が不渡りを出すことを示唆するようになった。

東京ふじせ企画は、1978年1月10日に第1回目の、同月20日に第2回目の手形不渡りを出して倒産した。同月末ころ、学研から工藤に対し、毎月の請負代金より少ない500万円の資金援助があり、これに伴って東京ふじせ企画従業員の1月分の給料も支払われたが、須田は、同年2月8日、東京ふじせ企画の自己破産の申立てを行い、同年3月9日、東京地方裁判所により東京ふじせ企画に対する破産宣告がなされた。

以上、裁判所の事実認定は、おおむね事実に沿うものである。

(3)東京地裁1985年判決の判断の要旨(乙B1:114頁~141頁)

また、判決が上記事実認定に基づいて下した判断はおおむね以下のとおりである。

① 継続的契約関係の成立

上記認定事実によれば、1977年12月当時、学研とふじせ企画との間には、各出版物ごとの個別請負契約のほかに、ふじせ企画が学研の出版物編集制作体制に組み込まれて、学研から継続的に毎月一定量の発注を請けるという継続的契約関係が基本的に成立していたものと認めることができ、また、ふじせ企画と東京ふじせ企画との間にも、東京ふじせ企画がふじせ企画に専属する下請会社として、ふじせ企画が学研から受注した編集業務を継続的に請け負う、継続的契約関係が基本的に成立していたものと認めることができる。そして、ふじせ企画は、元請会社としてその代表者の工藤が東京ふじせ企画の経営に事実上大きな支配力を持っていたものの、形式上は東京ふじせ企画から20パーセントの口銭を取る存在にすぎず、業務遂行の実務面においては、東京ふじせ

企画が学研の出版物編集体制に取り込まれて、両者の直接交渉のもとに業務が 進められたうえ、東京ふじせ企画の学研への派遣従業員については学研の労務 管理に準じて業務に従事するなど、通常の元請、下請関係には見られない特徴 が存在したことは否定できないが、未だこの点を根拠に、法形式的にも被告学 研、ふじせ企画及び東京ふじせ企画の三者間に学研出版物編集業務についての 三面的契約関係が成立していたものとみとめることはできない。

判決は、三面的契約関係の成立こそ認めなかったものの、事実としては、現在で言うところの「偽装請負」の実態があったことを認定していると言ってよい。

② 学研による業務引上げ

上記認定事実によれば、学研の黒川及び角宮は、1977年12月5日、東京ふじせ企画に被告組合が結成された事実を了知するや、直ちに工藤を通じて労働組合は好ましくない旨の意向を表明し、その翌日から須田及び東京ふじせ企画に対し労働組合を解消させるよう働きかけたうえ、同月8日、工藤に対し、東京ふじせ企画から学研の編集業務を引き上げること(ショック療法)を申し向け、さらにその翌日、須田に対しても直接このショック療法を行う旨申し渡したというのであるから、東京ふじせ企画に対する業務引き上げ(法律的には新規発注の中止及び既発注分についての注文者側の協力義務不履行を直接の内容とするものと認められる。)が、学研の黒川及び角宮の共同意思のもとに、黒川及び角宮の発案で、工藤及び須田に働きかけて受注業務の返上の形で実行に移された事実はこれを否定することはできないと認められる。

黒川による業務引上げの発言は、黒川及び角宮が東京ふじせ企画に結成された被告組合の解消を働きかける過程において、「ショック療法」という表現を用いてなされたこと、「ショック療法」という語義自体通常ある目的を達成するため一時的に刺激の強い手段を用いることを意味するものと解されること、工藤は、黒川のこの発言を、あくまで被告組合を解散するための手段としての業務引き上げである旨理解し、その後、被告組合との交渉において、業務を戻してほしければ被告組合を解散するよう繰り返し説得していること、業務引き

上げの実行後も学研からのふじせ企画に対して1977年12月分の代金支払 いがなされ、翌1978年1月分についても相応の資金援助がなされて東京ふ じせ企画にも入金されていること、以上の諸事情が認められ、これら諸事情に 照らせば、黒川の工藤に対する業務引上げの発言、黒川の須田に対する業務引 上げの発言及び業務引上げの実行の各事実をもってしても、黒川及び角宮によ り学研とふじせ企画との継続的契約関係の一方的解約又は工藤に対するふじせ 企画と東京ふじせ企画間の継続的契約関係の一方的解約の働きかけが確定的に 行われたとの積極的心証を得るには至らない。もっとも、黒川及び角宮として は、少なくとも被告組合の解散等の方策が奏功しない場合は、学研からの発注 の再開はあり得ず、そのため東京ふじせ企画が倒産に至るもやむなしとの判断 のもとに、工藤及び須田に業務返上を働きかけ、工藤及び須田にもその認識が あったものと推認するに難くなく、結局、黒川及び角宮の発案による業務引上 げ及びその実行は、黒川及び角宮のこのような東京ふじせ企画の倒産について のいわば未必的認識のもとに、被告組合を解散に追い込み、又は被告組合とは 性格の異なる組織に変質させるための手段として学研とふじせ企画間及び学研 と東京ふじせ企画間の各継続的契約関係に基づく取引を当分の間留保すること を意味するものであったと認めるのが相当である

つまり、ここでは、黒川及び角宮が、計画的に、東京ふじせ企画を倒産に追い込んだことを認めているのであり、同人らは、学研の役職者として、学研経営の意を体現してこのような行動をとっていたのだから、学研が被告國分ら東京ふじせ企画労働者の解雇に対して責任を負う立場にいることは明らかである。

③ 業務引上げに対する工藤及び須田の承諾

東京ふじせ企画に対する業務引上げが黒川及び角宮の発案により工藤及び須田に働きかけて実行されたこと及びこの業務引上げが被告組合の解散等を目的とした継続的契約関係に基づく取引の留保を意味するものであったことは前述のとおりであり、また、工藤は、1977年12月8日、黒川から業務引き上げを申し向けられた際、被告組合を解散させて従前通り学研の業務を続けてゆ

くためにはショック療法もやむなしと考えて、ふじせ企画の方から業務返上と いう形にする旨返答したこと、及び須田は、同月9日、黒川からショック療法 を行う旨申し渡された際、反対しても仕方がないものと考えて、子会社なりの 努力をする旨返答したことは前述のとおりである。そして、これら事実によれ ば、同月8日の時点において、黒川及び角宮と工藤との間に、被告組合を解散 に追い込むか、又は労働組合とは異なる性格の組織に変質させることを目的と して、学研とふじせ企画の間の継続的契約関係に基づく取引を留保する旨の合 意が成立し、同月9日の時点で須田もこの取引の留保(業務引上げ)に同意し た者と認めるのが相当である。ところで、黒川及び角宮の発案による業務引上 げが工藤及び須田の意思に反して一方的に行われたとすれば、業務引上げがた とえ取引の留保を意味するものであったとしても、黒川及び角宮の行為は東京 ふじせ企画に対し不法行為を構成し、ただふじせ企画は債務不履行における帰 責事由を欠くことになるに過ぎないことはいうまでもなく、また、業務引上げ が黒川及び角宮と工藤との合意のもとに須田の意思に反して一方的に行われた とすれば、黒川、角宮及び工藤の行為は東京ふじせ企画に対し不応行為を構成 し、被告ふじせ企画には東京ふじせ企画に対する債務不履行が成立することは 論を俟たないところ、前述のとおり、工藤及び須田は両名とも業務引上げ自体 には承諾しているので、以下、この承諾が瑕疵のない有効なものであったか否 かについて検討する。

1977年12月当時、ふじせ企画及び東京ふじせ企画が受注して遂行していた業務のほとんどが学研からの編集業務であったのであるから、たとえ一時的にせよ学研がふじせ企画に対する取引を停止した場合、即座にしてふじせ企画及び東京ふじせ企画は取引業務を失うことになり、そのまま推移すれば、倒産は必至というべきであるから、かかる事態は、ふじせ企画代表取締役工藤及び東京ふじせ企画代表取締役須田にとって決して好ましいものでないことは明らかといえる。しかしながら、工藤は、下請会社の東京ふじせ企画に被告組合が結成されたことを知るやいなや同社の五反田事務所にかけつけ、組合員に対して、被告組合を結成すれば仕事が止まり、会社をつぶすことになる旨申し述

べるとともに、須田に被告組合の解散工作を指示したうえ、自ら取引先である 学研の黒川に被告組合結成の事実を伝えていること、工藤は、黒川からショッ ク療法を行う旨言われた際、特にこれに異を唱えようとした形跡はなく、かえ って自ら返上という形にする旨返答したうえ、須田に対して業務返上を了承す るよう説得した様子が窺われること、工藤は、業務打切りを合意した後、被告 組合に対して業務を戻してほしければ被告組合を解散するよう申し向けて説得 を行い、被告組合の解散が無理とみるや逆に東京ふじせ企画の不渡倒産に思い を致すようになったこと、工藤は、学研と取引を始める前にも労働組合の結成 が原因となってふじせ企画を一時休業に追い込まれた経験を有していたこと、 以上の諸事情が認められ、工藤は、学研等のいわゆる大手企業からの発注に依 存して、その経営を成り立たせている編集プロダクションにおいては、その経 営を維持してゆくためには労働組合が存在してはならず、労働組合が結成され た場合には発注先から取引を停止されても下請企業の立場上やむを得ないとの 一種の経営信念とでもいうべきものを当初から有していたものと認められるの であり、従って、業務引上げに対する工藤の承諾も、工藤の信念が基調となっ て、被告組合を解散させ又は変質させるためには業務引上げの方策によること もやむを得ないとの経営判断に到達した結果、むしろ積極的になされたものと 認められるから、工藤の承諾は錯誤又は強迫等の事由により正常な判断能力を 欠いた状態で意思に反してなされた瑕疵あるものであるとはいえない。また、 須田については、1977年12月8日、工藤から業務引上げを通告された際、 業務引上げは困る旨述べ、また翌12月9日、黒川から業務返上を申し向けら れた際も、反対しても仕方がないものと考えて同意を表明しているところから すれば、必ずしも業務引上げに積極的に同意したものとは認められないが、し かし、須田は、自己がその代表取締役を務める東京ふじせ企画に被告組合が結 成されたことを知るや、直ちに元請先の社長であり、かつ東京ふじせ企画のオ ーナーに当たる工藤にその事実を伝えたうえ、翌日には自ら学研第2ビルに赴 き、被告組合結成の事実を伝えていること、須田自身からも、被告組合に対し て組合の結成は学研の取引の継続にとって好ましくない旨を告げていること、

須田は、業務引上げに同意した後、学研第2ビルからの派遣従業員を自ら引率して引き上げ、業務返上の実行に協力していること、以上の諸事情が認められ、この諸事情に照らすと、須田自身にも下請プロダクションに労働組合が結成された場合、その取引先から取引を停止されてもやむを得ないという点において、工藤の認識に同調せざるを得ない立場にあったとものというべく、従って業務引上げに対する須田の承諾も消極的ながらその経営上の立場による判断に基づいてなされたものと認められ、須田の承諾は錯誤又は強迫等の事由により正常な判断能力を欠いた状態で意思に反してなされた瑕疵あるものであるとまでは認めることはできない。

結局、東京地裁判決は、上に引用したような判断のもと、工藤及び須田が有していた特殊な認識のもと、業務引上げに賛成したのだから、承諾は瑕疵あるものとはいえない、として、原告である東京ふじせ企画破産管財人の請求を棄却した。しかし、上述のごとく、学研の管理職の行為が東京ふじせ企画の労働者の解雇をまねいたという事実関係については認めたのである。

そして、裁判所が認定した以上、当然のことであるが、この事実認定を裏付ける証拠には事欠かない。特に、重要なのは、1978年6月及び同年7月(東京ふじせ企画の「倒産」から半年しかたっていない、記憶が鮮明な時期)に、須田が作成したメモ(乙B7の1ないし3)であり、ここには学研が被告組合をつぶすために、工藤及び須田に対して指導命令を行ったこと、学研が業務引上げを行った経緯、東京ふじせ企画が倒産に至る経過がつぶさに書かれている(被告國分:37~38頁)。

また、1978年1月11日、品川労政事務所の立会団交の席で、工藤は、 労政事務所係官に「僕の方でやるように命令を受けている」「学研としてはじ 自分のところが不当労働行為をしたことを一切知られなければ何とかすると言 っている」などと、学研が主導して被告組合つぶしに走ったことを認める発言 を繰り返している(乙Bの8、被告國分:36~37頁)。

さらには、当時被告組合の書記長だった被告國分が、1977年12月5日から1978年2月1日まで、起こったことをメモしていたノート(乙B9)

にも、被告組合結成から学研による業務引上げ、東京ふじせ企画の倒産に至る までの経緯がつぶさに記録されている。

1977年12月5日に、工藤が組合結成されたことを知って、組合員に対して「なんだお前ら、この会社は学研で組合対策に作ったのだぞ、そこに組合が出来たらどういうことになるか?つぶさざるを得ないではないか」と発言したこと、同月7日に、角宮が東京ふじせ企画の労働者である小松に対して、「① Gとしては基本的にふじせをつぶすつもりである。そして、何人かの人間(副編クラスの者と思われる)を引き抜いて、他のプロダクションと合体して新会社を作ってもよいと考えている。②また、東京ふじせ労組は、全学研労組との連けいを図ることになる恐れがたぶんにありと考えられる。③彼等の要求している残業費の支払いや賃上げは無理である。④プロダクションで工藤のような手配師的なやり方や首切りは当然のことである。⑤組合のあるプロダクションは認められない。⑥他のプロダクションの売り込みがいつでもあり、切り換えは可能である」旨発言したこと、同月8日午後4時に、被告國分が星作成のメモを見つけたところ、同メモには「本日3時をもって学研の仕事、東京ふじせから引き上げとのこと」と記載されていたことなどが分かる(被告國分:38~40頁)。

これらの証拠に基づいて、1985年東京地裁判決の事実認定は導かれたのである。

4 争議発生後の経過

(1) さらに明確になった偽装倒産の事実

上記東京地裁判決が出た後、1987年11月4日、工藤は、被告組合に対して、1977年12月の業務引き上げが、学研の黒川の指示により、被告組合の運動をやめさせるために、学研のバックアップのもとで行われたことを認める「確認書」を差し入れ(乙B3)、1988年6月、中央労働委員会で、①学研が全学研労組結成直後、工藤に「〇年の科学」の編集業務を持ち込み、

五反田事務所の開設資金を提供したこと(乙B2の2)、東京ふじせ企画にお ける委託編集業務は、学研リーダーの指揮・監督の下に行われていたこと(乙 B2の3)、東京ふじせ企画における労働者の採用に学研が関与していたこと (乙B2の4)、東京ふじせ企画の労働者に対する解雇や配転について学研が 指示を行っていたこと(乙B2の5)、学研の意図に基づき、東京ふじせ企画 の労働者が学研本社へ出向していたこと (乙B2の6)、被告組合が結成され たことを知って、工藤が被告組合の組合員に対して「学研につぶされるぞ」と 警告し、学研に報告に行ったこと、対応した黒川から「組合をつぶすように」 と言われたこと (乙B207)、1987年12月8日に黒川と面談したとき に「工藤さん、仕事を返上しなさい」と言われたこと、学研が主張するように 「このままでは仕事を続ける自信がないので仕事をやめさせてほしい」などと 言った事実はないこと、それに近接した日に黒川から「ショック療法」という 言葉が出て、学研から仕事が出ないようにすれば組合がそれによってショック を受けて解散するだろうと示唆されたこと、その際に黒川が「組合運動が収ま ったら、また仕事を出してあげる」と言ったこと(乙B2の8)、黒川が東京 ふじせ企画の手形について不渡りを出させるように工藤に指示したこと、同月 12日以降東京ふじせ企画は業務が引き上げられたため、学研の仕事をしなか ったが同月分の委託金額は全額支払われ、1988年1月には黒川が「金の上 では面倒をみる」と言われ、学研から500万円の提供があったこと(乙B2 の9)をそれぞれ証言した(被告國分:36頁)。

また、1998年9月3日には、東京ふじせ企画の管理職であった星和男(以下「星」という)が東京地裁で証言をし、東京ふじせ企画の労働者が学研の指示に基づき学研本社などで働いていたこと、学研が東京ふじせ企画の労働者に対して直接指揮・監督を行っていたことなど、学研の使用者実態を明らかにするとともに、学研の業務引上げが、学研が被告組合結成を嫌悪し、被告組合を兵糧攻めにして組合解散を図り、他方、非組合員に東京ふじせ企画を辞めさせて学研の業務を行わせるという、学研の一貫した計画の一部であることが浮き彫りになった(乙B4の1及び2、乙B5、被告國分:40~41頁)。

これらの証拠から、学研が被告組合をつぶすために業務引上げを行い、実際に被告國分ら東京ふじせ企画の労働者を解雇に陥れたことは、さらに明らかになったと言ってよい。

(2) 全学研労組との共闘

全学研労組の闘いは、学研の暴力的な職制と対抗しながら、進められた(乙B11、被告國分:41頁)。

全学研労組は学研の従業員で組織された組合ではあったが、下請会社である東京ふじせ企画の争議についても、組合の課題として掲げていた。すなわち、被告組合が申し立てた労働委員会闘争の中で、また「都労委ばかりでなく、社前の闘い、生活を支える闘いでも、ふじせ労組と全学研労組は、連帯して闘っています」「全学研労組は、争議解決要求の中に、次の項目を加えています。『ふじせ問題の解決 ①会社は、東京ふじせ企画労組に対する使用者責任を認め、同労組潰しを工藤英一らに指示し、業務を引き上げさせたこと、及び同組合の団交要求を不当に拒否したことを、不当労働行為として認めること。②会社は、東京ふじせ企画労組との団交に誠意をもって応じ、同労組の要求に即して争議の早期全面解決をはかること』」(乙B12)。

この共闘関係は、全学研闘争が1992年4月に裁判所での和解で決着をみるまで続いた(乙B13ないし17)。和解によって職場復帰を果たした田口繁富味(以下「田口」という)は、学研闘争の経過の概略について述べるとともに、被告組合結成直後から全学研労組との間で共闘関係が形成されてきたことについても触れる(乙C5)。和解時の労使の双方の状況から、学研労組の争議解決と被告組合らの争議が一体として解決されなかったことは事実だが、少なくとも、和解成立に至るまでの経過の中で、全学研労組は被告組合の組合員についても学研が争議解決の責任を負うことを前提に交渉を続けていたのである。また、自らの争議解決後も全学研労組は、春闘の要求書や株主総会に提出した株主としての質問書に「ふじせ争議の解決を図ること」を掲げ続けた。

(3) 争議解決への非公式折衝の要請

1995年には、原告学研の大橋圭介監査役(当時。以下「大橋」という)が「争議を解決したい」と被告らへ非公式折衝を持ちかけてきた。1992年に全学研との争議解決を果たし、また、1994年6月、学研の創業者である古岡秀人が死去した後に、懸案の問題をこの機会に解決したいとの意向を示したものだった。

1995年1月31日の初めての協議で、大橋は、「争議を抱えていることは会社にとってマイナスである。学研が東京ふじせ企画労組に行ったことは正しいことをしたとは思っていない。他の多くの役員が自己保身しか考えていないので、沢田社長は的確な判断が下せない。全学研の争議も含めて当時のことを知る残り少ない人間として、自分が沢田社長を説得し、この非公式折衝をフォーマルな交渉に進めていきたい」旨述べ、解決の糸口を見つけようとした。結局、大橋は予定されていた2回目の会合の直前まで糸口を見つけようとした(乙B18)。

しかし、大橋監査役は解任され、それ以上折衝の進展はなく、現在に至るまで、原告学研HDは被告らに対し、争議解決のための働きかけを行っていない。本件争議がこれほどまでに長引いているのは、学研経営の争議責任居直りによる一切の話合い拒否に原因がある。

(4)不祥事を繰り返す学研

学研ないし学研グループの会社は、数多くの不祥事を起こしてきている。 被告組合らは、それら不祥事の根底には、学研の、何か問題がおきた時に、 それを解決しようとするのではなく、隠蔽しようとする体質がその原因として 共通して存在しており、被告組合としてそれらの不祥事や問題事例を摘示して 問題体質を改めさせていくことが争議解決に資するという認識のもと、被告組 合らで作成するビラなどでその情報を公にしてきた。

1990年代に入り、学研では看板雑誌だった「○年の科学」「○年の学習」 の売上げが落ち、また、創業者後の社長就任をめぐる社内のごたごたが発生し、 1997年ころからは、社内で「学研を再興させる会」や「管理職+支社長ネットワーク」などの団体名を付した、具体的な発行者不明の怪文書が横行するようになった(乙C15~19)。他にも「学研の未来に生活をかける一般社員ネットワーク」「学研を再生させる会」などの文書が作成され、いずれも経営陣を批判する内容となっている(乙C20)。

また、学研グループの学研GICと販売代理店の有限会社学伸社は役務付き教材販売を行うに際して、未使用の学習教材を返品して解約しても返金に応じないとか、個別指導が受けられないにもかかわらず虚偽の勧誘を行うとか、特定商取引法違反の行為を繰り返し行ったため、多くの顧客からの苦情(乙C21)を受け、2007年3月には、学習塾として初めて経済産業省から業務停止処分を受けた(乙C23~25)。被告國分らは、顧客の苦情などが社会問題化していることを知り、2002年から、学研スクールマネジメントの悪質な勧誘行為とあわせ、GICに対する問題について、株主総会で質問を繰り返してきたが、学研は当初「事実はない」と否定してきた(2003年6月の株主総会での答弁は乙C22のとおり)。責任を隠蔽するための株主総会での虚偽答弁について、学研は認めていない(乙C26)。

近年に限っても、2003年3月発行の「ボランティア用語事典」にきわめて多くの事実誤認や偏った見方の記述があり、同年11月に絶版となり既発行分が回収された事件(乙C27、C28)、2004年3月に、児童文学作家の松谷みよ子氏と絵本画家の瀬川康男氏が「酷似した絵本で著作権を侵害された」として、学研と作家に販売差止め等を求め提訴した事件(乙C29)、2004年6月に、学研が全国展開する学習塾が、小中学生向けの電子教材で文学作品を無断使用し、著作権を侵害したとして、作家らが学研と教材の委託制作・販売業者に対し、教材の使用差止めなどを求める仮処分を申し立てた事件(乙C30)、2008年4月に、学研の自動車専門サイトの記事で、専門出版社が配信している自動車サイトの記事の一部が盗用されていた事件(乙C31)、2012年11月に発刊された「学研まんがNEW日本の歴史全12巻」において大量の誤植が発見され、フリーダイヤルをもうけて対応するほどにな

った事件(乙C32、C33)、2013年5月に、ダミーの文章などが入ったままになっている全く校正をしていないムック本を電子ストアで販売していた事件(乙C34、C36、C37)などが発生している。

また、現在も、学研グループ内の株式会社学研教育出版では、障害者雇用枠での募集に応じ、契約社員として雇用された女性が、雇用期間中に上司の継続的なハラスメント行為を受けたことに対し、当該上司と会社を被告として損害賠償請求した事件が御庁に係属中である(乙C71)。

さらに、原告学研ココファンでは、岡山県所在のココファン高屋とココファ ン妹尾で管理者兼サービス責任者務めていた職員が、事業所の不正の改善を申 し入れるなどしたところ、ハラスメントを受け、退職に追い込まれ、本年9月 5日、市保健福祉局事業者指導課に対して改善要望を提出した(乙C72)。 同人の訴えによると、ココファン高屋及びココファン妹尾では、当事者とも契 約も交わさず、担当者会議も実施しないまま、サービスの提供を開始してしま い、やっていない会議について虚偽の書類を作成させる、明らかに人員不足な のに人員の補充を行わず、サービス責任者の本来の仕事ができない状態におか れ(人員配置違反の状態が発生していた)、常時、加重労働を強いられる(し かも残業代請求は制限される)、勤務体制の改善を求めたところ、管理職から 罵倒された上、退職勧奨されたとの経過であった。同人は、県に対して、高屋 居宅介護支援事業所については、①毎月行わなければならないケアマネのモニ タリングの不実施、記録の改ざん、②担当者会議の不実施、記録の改ざん、③ 区分変更申請時に重い認定をとるように事実申告、妹尾ヘルパーセンターにつ いては、①人員配置違反、②訪問介護計画書の未作成、③重要事項説明を行わ ないままの契約締結、④介護保険料の不正請求の疑い、⑤アセスメント資料、 フェイスシート、勤務表、緊急時の対応書類などの必要書類の不備、⑥担当者 会議議事録の未作成、ココファン高屋については、居住者の金銭の盗難の疑い、 職員の居住者に対する暴言などを告発している。また、同人は、所長代行など が、入居者からの苦情に対して「クレーマーがうるせえよ」とうそぶき、全く 向き合おうとせず、金銭目当てで(居住者の現状にあわない)サービス変更を

して売上げを上げようとしているとも指摘しており、本件ココファンあすみが 丘でおきていた、居住者を尊重しない運営と全く共通する体質が存在している ことを活写している。同人は「介護職を10年してきた私にとってこの学研コ コファンは一番最低な職場でした」、「こんな最低な会社があるだなんて初め ての経験でした」とまで述べており、原告学研ココファンの企業体質に大きな 問題があることを指摘している。

原告学研ココファンは関西で施設の開所を続けているが、大阪府下の職員からも、当初の契約とは異なる過重労働などの告発の声が被告組合に届いており、ココファンあすみが丘と同根の、原告らのサ高住経営の問題を窺わせる。今般、アミーユ川崎での高齢者に対する虐待や不自然に連続する死亡事故などによって、高齢者施設の職員の労働環境の劣悪さや入居者の尊厳が損なわれるような生活に関して、社会的に注目が集まっている。原告らは、被告組合らが伝えた居住者からの声に耳を傾けるどころか、責任を居直って本件損害賠償訴訟を被告組合らに起こしてきたわけだが、足下でのサ高住運営について、真摯にとらえ返すことが求められる状況に立ち至っている。

(5)被告組合らに寄せられる学研社員、関係者、一般株主からの声

被告組合が上述したような不祥事を指摘し、学研の企業としての姿勢を問いただしてきたため、その姿勢を信頼する学研社員、関係者、一般株主から、様々な声が寄せられるようになった。

たとえば、学研の教室事業であるCAIスクールとエスパでトラブルが多発し、全国の代理店や教室から被告組合へ情報が寄せられることもあった(乙C39)。また、2000年3月から2001年7月までに被告組合に寄せられたそういった声を15本まとめて作成したのが「しゃーない報」(乙C41)である。

2005年7月28日に行われた学研の株主総会では、学研の一般株主が、 学研経営陣の無責任な体質や不誠実な答弁に業を煮やし、「独立性を持った社 外監査役を選び、経営をチェックすべき」という趣旨で、「新監査役に被告組 合の代表を選任する」という内容の提案を行うという事態まで至った(乙C43)。

これまで被告組合に対して上述したような声が寄せられるのは、問題に直面 した人たちが、学研がひき起こしたふじせ争議とこれらの問題は根が一つであ るという認識を持って、被告組合らの活動に期待を寄せているものである。被 告組合らも同様の認識を持ち、期待に応えるべき責任も感じながら、活動を継 続している。

今回は、学研ココファンあすみが丘の複数の居住者から切実な告発の声があり、被告らは必要な調査・聴き取りを行った上で、この実態をビラで伝えている。しかし、原告らは、調査によって事実関係を知りうる立場にありながら、ビラの内容が全くの虚偽であるかのような前提に立って、本件訴訟を提起してきた。学研は、かつて、前述した学研GICの事件の時も、被害者の声をもとに株主総会で質問してもそのような事実はないかのような答弁を行い、後に経産省から処分を発表されて初めて事実を認めており、原告学研HDの隠蔽体質は一貫している。

第4 原告学研HDと被告らとの関係について

1 原告らの主張と問題の所在

原告らは、原告らと被告組合らとの間で、「争議」に関する問題は存在しない という前提に立って、「団体交渉申入れは義務なきことの強要であり、原告らと 被告組合らとの間に解決すべき問題はない」という主張を繰り返し行っている。

しかし、この原告らの主張は、原告学研HDと被告組合らとの間に厳然と存在する、未解決の問題の存在を、自分に都合のよい一面的な解釈で無視するものである。第一に、原告学研HDは被告國分及び被告に対して不当労働行為を行った責任を負っており、被告組合らは原告学研HDに対して団結破壊の不当労働行為についてその責任を追及できる立場にある。第二に、原告学研HDは、被告らの

団体交渉申入れに対応すべき立場にある(労組法上の「使用者性」の問題)。第 三に、原告学研HDと被告國分との間には、労働契約に類似する一定の関係が存 在していたのであり、その関係の清算はいまだ行われていない(労働契約法上の 「使用者性」の問題)。

以下、それぞれについて述べる。

2 原告学研HDは組合つぶしの責任を負う立場にある

(1) 東京地裁判決(乙B1)における認定

東京ふじせ企画破産管財人が原告となり学研らを被告とした損害賠償事件判決(乙B1)の内容については前述したが、この判決は、被告國分らの解雇に関連する事実については、以下のとおり認定をしている。

すなわち、①東京ふじせ企画は、学研の二大看板月刊雑誌である「○年の科 学」シリーズ及び「○年の学習」シリーズの編集業務のうちの「○年の科学」 シリーズの編集業務を遂行するため、1973年10月ころ、ふじせ企画が学 研から約430万円を借り入れて開設した「五反田事務所」を前身とするもの であり、同所の什器・備品はそのまま引き継がれ、ふじせ企画の社員は若干名 をのぞき約30名全員が新会社である東京ふじせ企画に移籍し、その業務のほ とんども従前からの学研から発注によるものであった。【東京ふじせ企画の性 質】②1977年12月5日、東京ふじせ企画労働組合結成が東京ふじせ企画 代表取締役の須田に通知された直後、東京ふじせ企画の実質的経営者である工 藤は、五反田事務所において、組合員らに対し、「組合は認めない、東京ふじ せ企画は学研の組合対策のためにできた会社だから、労働組合を結成すれば仕 事が止まり、会社をつぶすことになる」旨述べた。工藤が黒川に労働組合結成 の事実を伝えたところ、黒川からは「学研としては下請プロダクションに労働 組合が結成される事態は好ましくない」旨の意向が示され、同意向は同日夕方 には工藤から須田に伝えられた。【組合結成通告直後の学研の反応】③同月8 日、工藤が学研本社に赴き、黒川及び角宮に対し、「組合の解散工作が思うよ

うにはかどらない」旨伝えたところ、黒川は工藤に対し、「東京ふじせ企画から学研の編集業務を引き上げることにしてショック療法をやろうと申し向けた。【学研管理職による「業務引き上げ」の提案】④同月8日以来、学研は、東京ふじせ企画の元従業員及び学研の従業を動員して編集業務を消化するとともに、同月中ころから末にかけて、学研第二ビルの「中学マイコーチ」編集担当者から東京ふじせ企画の「中学マイコーチ」担当の労働組合員たる従業員に対し、学研と直接契約を締結するよう勧誘が始められた。【学研の「業務引き上げ」=仕事干し】⑤工藤は、同月末ころから、須田に対し、「学研が仕事引上げに協力してくれた上代金も全額支払ってくれているのだから、早くなんとかしないと立場がなくなる」旨申し向けて、東京ふじせ企画が不渡りを出すように示唆した。【計画的な手形不渡り】⑥東京ふじせ企画は、1978年1月10日に第1回目の、同月20日に第2回目の手形不渡りを出して倒産した。

【倒産】

上記①の認定は、②の認定とあいまって、東京ふじせ企画が、そもそもその 出自から、全学研労組との争議をかかえていた学研が、全学研労組の組合員か ら仕事を奪うために、外部に自社の主幹業務を発注するために、傀儡たる工藤 を用いて作らせた会社であることを示している。だからこそ、学研は、その下 請会社の従業員が労働組合を結成したことを、蛇蝎のごとく嫌悪し、「悪夢の 再来」とばかりに、下請会社とその従業員を「業務の引上げ」によって情け容 赦なく切り捨てたのである(③ないし⑥の事実)。

(2) 原告学研HDの被告らに対する不法行為責任

上述した東京地裁1985年判決によれば、学研らは、東京ふじせ企画に結成された被告組合を解散ないしその性格を変質させるために「ショック療法」として東京ふじせ企画から学研の編集業務の引上げを画策し、これを実行した。そして、この業務引上げは、学研らの被告組合の解散等の方策が奏功しない場合、学研からの発注の再開はあり得ず、東京ふじせ企画が倒産に至るのもやむを得ないとの判断のもとになされ、東京ふじせ企画は倒産するに至り、被告組

合員は全員解雇された。

このように、学研らによる業務引上げ・被告組合員の全員解雇は、被告組合を敵対視し、解散ないしその性格を変質させるものとして行われたものであって、不当労働行為法上は支配介入、不利益取扱いに該当し、同時に不法行為にも該当することは明らかである。

この点、東京ふじせ企画による被告組合の組合員全員解雇は、学研・ふじせ企画による業務引上げをきっかけとしてなされているが、そのような場合であっても、東京ふじせ企画による全員解雇は不当労働行為に該当し、無効である。この点、山恵木材事件最高裁判決(1971年6月15日、民集25巻4号516頁)は、第三者の強要による解雇と不当労働行為の成否について、「甲の被用者である乙につき、第三者丙が乙の正当な組合活動を嫌忌してこれを解雇することを甲に要求し、甲が丙の意図を認識しながら乙を解雇したときは、その解雇が、甲において、丙の要求を容れて乙を解雇しなければ自己の営業の続行が不可能になるとの判断のもとに、右要求を不当なものとしながら、やむなくしたものであっても、甲に不当労働行為をする意思がなかったとはいえず、その解雇は不当労働行為を構成するものというべきである。」(判決要旨)と判断した。このように、東京ふじせ企画による被告組合員の全員解雇が学研・ふじせ企画の業務引上げに基づくものであったとしても、学研・ふじせ企画による業務引上げが被告組合の存在を敵視する不当労働行為意思の下になされている以上、被告組合員の全員解雇は不当労働行為意思の下になされている以上、被告組合員の全員解雇は不当労働行為意思の下になされている以上、被告組合員の全員解雇は不当労働行為意思の下になされている以上、被告組合員の全員解雇は不当労働行為意思の下になされている以上、被告組合員の全員解雇は不当労働行為に該当し、無効である。

問題は、その不当労働行為責任を学研らがどのような形で負うべきかという 点にある。学研が被告組合員との関係で労組法上の「使用者」に該当すると解 すべきことは後述するが、「第三者が親会社などであってそれ自体『使用者』 とみなされる場合には、圧力をかけるという第三者の行為も、不当労働行為と 見るべきである。第三者がそれ以外の者である場合には、その者については不 法行為の問題として処理するほかない。」(西谷敏「労働組合法」第2版19 5頁)と指摘されているように、仮に学研が被告組合員との関係で労組法上の 「使用者」と解されない場合としても、最低限、不当労働行為に該当する事実 については不法行為責任が発生するのであって、黒川、角宮及びその使用者である学研並びにふじせ企画、工藤及び須田は、被告組合員の全員解雇という事実について不法行為責任を負うのである。

(3) 小括

以上より、原告学研HDは、たとえ労組法上の「使用者性」が認められなかった場合でも、被告組合の組合員の解雇について不法行為責任を負い、被告組合らはその責任を追及しうる立場にあり、原告学研HDはこの追及に対応することが求められる。

3 原告学研HDは被告組合の団体交渉申入れに対応すべき立場にある

(1) 問題の所在

原告らは、不当労働行為申立てに対する東京地方労働委員会命令(甲7)、中央労働委員会命令(甲8)、同命令取り消し請求に対する東京地裁判決(甲6)、東京高裁判決(甲9)、最高裁決定(甲10)を取り上げて、「原告学研HDは被告ふじせ企画労組との団体交渉に応じる義務も必要もないことは、最高裁をはじめとして我が国の法制度上考え得るあらゆる公的機関の判断を経た上で確定した」などと主張する。

これらの判断が労働者派遣法制定・施行に伴う政治的な性格を含むものであり、不当であることは、被告組合らがこれまで主張してきたとおりである。しかし、そのことを措いたとしても、これらの判断は、1978年1月27日、同年2月16日、同年3月6日、同年5月23日、1979年7月5日に、被告組合が学研に対してそれぞれ行った団体交渉申入れを拒否したこと及び1977年12月の学研による業務引上げが不当労働行為にあたるかという問題についてのものにすぎない。団体交渉申入れについては、交渉事項やその時点での組合員と会社との関係をふまえて不当労働行為該当性の判断が行われるべきであるから、いったん「使用者性」についての判断が行われても、当該申入れ

ごとに判断することが必要である。

よって、すでに判断された団体交渉申し入れ以降の団体交渉の申し入れについては、現時点での「使用者性」の判断についての解釈の到達点から、改めて、団体交渉拒否が不当労働行為にあたるかを検討すべきである。

(2) 朝日放送事件最高裁判決の解釈と射程について

① 朝日放送事件の判示

朝日放送事件は、労働組合法7条の「使用者」の一般的判断基準を初めて明らかにしたとされている事件であり、同事件の最高裁判決は平成7年2月28日に第3小法廷で言い渡されている(民集49巻2号559頁)。

ラジオ・テレビの放送業を営む原告会社(朝日放送)が原告の番組制作業 務を請け負っている下請け三者から派遣された労働者らが所属する組合の賃 上げ、夏季・年末各一時金の支給、社員化、配転撤回等について団体交渉申 入れを拒否したところ、この団交拒否及び組合員に対する組合団体干渉等の 支配介入について、組合が救済を申し立て、労働委員会が、「組合員らの勤 務内容等被申立人の関与する事項について」(地労委)、「勤務の割り付け など就労に係る諸条件について」(中労委)団交を拒否してはならないとし たところ、原告が中労委に対し命令の取消訴訟を提起したというものである。 朝日放送は照明、音響効果等の業務について、独立した事業体である下請会 社との間で「業務請負契約」を締結し、下請会社はその雇用労働者を会社の 番組制作現場に派遣していた。朝日放送が下請会社に交付する編成日程表に は番組名、作業時間、作業場所等が記載されており、下請会社はそれに基づ き番組制作連絡書を作成していたが、派遣される労働者はほぼ固定されてい た。提供される労務の内容は、朝日放送が作成する台本や制作進行表によっ て決まり、下請労働者は朝日放送から貸与される機材を使用し、朝日放送の 作業秩序に組み込まれていた。

東京地裁は、労組法7条2号の「使用者」を労働契約の一方当事者である 雇主に限定するのは正当ではなく、労組法1条に定める同法の目的及び「使 用者」とされることによって課される法律上の義務等をも総合的に考慮して、これを決定すべきであるとして、本件で朝日放送は、勤務時間の割り振り、休憩、作業環境等を実質的に支配し、直接支配しているから、そのような事項については「使用者」にあたると判示した(東京地判平成2年7月19日・労判566号17頁)。しかし、東京高判平成4年9月16日は、基本的な労働条件の決定事態に直接の影響力ないし支配力を及ぼしていると常識で判断できるような場合に使用者性が認められる、として、朝日放送ディレクターが下請労働者に対して行う作業指示は、労務の提供自体を指揮命令するものではなく、労務の内容を統合する作用であるとして、使用者性を認めず、中労委命令を取り消した(労判624号64頁)。

最高裁判決は、東京高裁判決を取り消し、東京高裁に差し戻した。

同判決は、労組法7条の「使用者」については、「一般に使用者とは労働 契約上の雇用主をいうものであるが、同条が団結権の侵害に当たる一定の行 為を不当労働行為として排除、是正して正常な労使関係を回復することを目 的としていることにかんがみると、雇用主以外の事業主であっても、雇用主 から労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労 働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具 体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、 右事業主は同条の『使用者』に当たる」との判断を示した。その上で、朝日 放送は、下請会社から派遣される従業員の勤務時間の割り振り、労務提供の 態様、作業環境等を実質的に決定していたのであり、同従業員の基本的労働 条件等について、雇用主である下請会社と部分的とはいえ同視できる程度に 現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったものといえる として、その限りにおいて、労組法7条の「使用者」に当たると判示した。 すなわち、「これを本件についてみるに、請負三社は、被上告人【朝日放送】 とは別個独立の事業主体として、テレビの番組制作の業務につき被上告人と の間の請負契約に基づき、その雇用する従業員を被上告人の下に派遣してそ の業務に従事させていたものであり、もとより、被上告人は右従業員に対す

る関係で労働契約上の雇用主に当たるものではない。しかしながら、前記の 事実関係によれば、被上告人は、請負三社から派遣される従業員が従事すべ き業務の全般につき、編成日程表、台本及び制作進行表の作成を通じて、作 業日時、作業時間、作業場所、作業内容等その細部に至るまで自ら決定して いたこと、請負三社は、単に、ほぼ固定している一定の従業員のうちのだれ をどの番組制作業務に従事させるかを決定していたにすぎないものであるこ と、被上告人の下に派遣される請負三社の従業員は、このようにして決定さ れたことに従い、被上告人から支給ないし貸与される器材等を使用し、被上 告人の作業秩序に組み込まれて被上告人の従業員と共に番組制作業務に従事 していたこと、請負三社の従業員の作業の進行は、作業時間帯の変更、作業 時間の延長、休憩等の点についても、すべて被上告人の従業員であるディレ クターの指揮監督下に置かれていたことが明らかである。これらの事実を総 合すれば、被上告人は、実質的にみて、請負三社から派遣される従業員の勤 務時間の割り振り、労務提供の態様、作業環境等を決定していたのであり、 右従業員の基本的な労働条件等について、雇用主である請負三社と部分的と はいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地 位にあったものというべきであるから、その限りにおいて、労働組合法 7条 にいう『使用者』に当たるものと解するのが相当である」。

② 複数の者の使用者性の両立及び支配決定できる程度の比較の要否

この判決は、判決要旨だけを見ていると「雇用主以外の事業主であっても、 雇用主から労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ、その労働者の基本的 な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ 具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、 右事業主は同条の『使用者』に当たるものと解するのが相当である。」とあり、 「雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に」の「雇用主」が一般的かつ本来 想定される雇用主概念であり、具体的事案では雇用主である請負三社は現実的 かつ具体的に支配、決定することができる地位になかったかのように誤読され かねない(つまり、要求事項に応じた「使用者」概念の分有を認めたものとの 解釈である)。

しかし、同判決は、その一般論の後で具体的な事案における評価に関する判示で「被上告人は(略)、右従業員の基本的な労働条件等について、雇用主である請負三社と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったものというべきであるから、その限りにおいて、労働組合法7条にいう『使用者』に当たるものと解するのが相当である」としている。つまり、ここで最高裁は、派遣先の朝日放送が使用者と認定される要件である「基本的な労働条件等について現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位」は請負三社が現実に有するのと「部分的とはいえ同視できる程度」で足りると判示しているのである。この最高裁判決はまさに、派遣元(雇用主)が労働者の基本的な労働条件等を現実的かつ具体的に支配、決定することができる場合であっても、同時に派遣先の事業主が使用者性を認められる場合があり、その要件として派遣先の事業主が労働者に対して基本的な労働条件等を現実的かつ具体的に支配、決定することができる程度が派遣元との比較において優越することを求めていない(部分的とはいえ同視できるという程度で足りる)のである。

以上のことは最高裁判決の判示自体から明らかであるが、東京高裁判決と比較するとこのことは一層明らかである。東京高裁判決は、「現に労働者と雇用契約を締結している者がある場合には、そのこと自体一つの徴憑としての意味を持つから、それが形式に過ぎず、実は雇用契約上の雇用主以外の者が賃金や労働時間、職場への配置等の基本的な労働条件を決め、労働者の労務の提供を指揮命令していると常識で判断することができるような場合に、はじめてその者を使用者と認めることができるというべきであり、労働者と現に雇用契約を締結している者が、雇用契約を締結しているというだけでなく、労働者の賃金や、労働事件、職場への配置等の基本的な労働条件も決定している外形がある場合には、これも単なる外形に過ぎず、実は雇用主以外の者がこうした基本的な労働条件の決定自体に直接の影響力ないしは支配力を及ぼしていると常識で判断することができるような場合に、はじめてその者を使用者と認めることが

できるというべきである。さらに、雇用契約上の雇用主が、こうした労働条件の決定について現に労働組合との間で団体交渉を行い、労働協約も締結しているような場合には、通常ならもはや雇用契約が単なる形式とは考えにくいところであって、よほど特別の事情が認められない限り、雇用契約上の雇用主が『使用者』に当たるとみるのが、むしろ常識的な判断であると考えられるから、このような場合には、それでもなお雇用主以外の者が労働者の労働関係上の諸権利に直接の影響力ないしは支配力を及ぼしていることを明らかにする具体的事実が証明されてはじめて、その者を使用者として認めることができると解するのが相当である」と判示していた。この判示は、労働組合法第7条の使用者は常に1つであり、複数が併存することはできない、少なくともそれが原則であり、例外はよほど特別の事情が認められない限り認められないとの考え方に立っている。そしてこのような考え方は最高裁判決によって否定され、最高裁は前述のように判示し、原判決には労働組合法7条の解釈適用を誤った違法があるとして原判決を破棄したのである。

上述したところから、朝日放送事件最高裁判決の判示上、雇用主である派遣元が派遣労働者の基本的な労働条件等を現実的かつ具体的に支配、決定できる地位があっても、そのことによって派遣先の使用者性が直ちに排除されるのではないことが明らかであり、派遣元である東京ふじせ側の事情の認定のみで派遣先の事情を認定検討することなく派遣先である参加人の使用者性を否定することは、朝日放送事件最高裁判決に反することは明らかというべきである。

③ 「使用者性」の判断において考慮すべき要素

朝日放送事件最高裁判決が考える「基本的な労働条件等」に含まれる全ての項目、少なくともその主要部分について、派遣元である東京ふじせが現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にあったことを認定するのでなければならない。しかるに、不当労働行為救済再審査請求申立棄却命令取消訴訟事件において、地裁・高裁判決が認定したのは、学研本社ビル及び学研第2ビルで勤務していた東京ふじせ従業員について、東京ふじせ側が「勤怠管理」と「担当者の決定」を行っていたという点だけである。この2点は朝日放送事件最高裁判決

では使用者性の認定にほとんど影響を与えていない。すなわち、勤怠管理については、朝日放送事件でも請負三社で勤怠管理は行われていたが、最高裁判決では言及さえされなかった。担当者の決定についても「請負三社は、単にほぼ固定している一定の従業員のうちだれをどの番組制作業務に従事させるかを決定していたにすぎないものであること」と、それを決定していても使用者性の判断に影響を与えないことが明示されているのである。

そうすると、朝日放送事件最高裁判決で使用者性の判断に影響を与えなかった重要性の低い項目 2 点について東京ふじせが行っていたことを認定判示しただけで、使用者性に対する判断を行うことはできない。

④ 最高裁判決の使用者性の射程

朝日放送事件最高裁判決は「原判決中(略)本件命令主文第2項の維持した初審命令主文第2項に関する部分(略)については、被上告人が同条の『使用者』に当たることを前提とした上で、同条3号の不当労働行為の成否につき更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。」と判示している。従って、朝日放送事件最高裁判決の使用者性の判断は労働組合法第7条全般(最高裁は「同条の『使用者』に当たる」と判示している)に当てはまり、少なくとも労働組合法第7条第3号の支配介入についても当てはまることが判示上明らかである。参加人の使用者性が認められた場合の問題は団交応諾義務違反だけではない。この朝日放送事件最高裁判決の射程が労働組合法第7条第2号の団交応諾義務の問題だけではなく同条第3号の支配介入はもちろん、同条全般に及ぶとの考えは、最高裁判例解説でも示されている(最高裁判所判例解説民事編平成7年度246頁)。

⑤ 本件に関するあてはめ

前述した東京地裁判決認定の事実からいえば、学研の東京ふじせ企画に対する「使用者性」は明らかに認められる。

すなわち、東京ふじせ企画の従業員は、学研の「営業組織へ組み入れられ」、 その従業員の大半は、学研の「職場で」学研の「従業員らと一体となり」学 研の職制の「指揮監督下で作業秩序に完全に組み入れられ」学研の包括的な 指示の下で日常業務に従事していること、東京ふじせ企画のほとんどすべてを占める学研から同社に対する請負業務の「制作の日時や順序は」学研が「決定し」、また編集「制作計画をいつ、どこで、どのように実施するかは専ら」学研の編集長等学研社員が「決定」し、学研は「これらを通して」東京ふじせ従業員の「勤務時間の割振り等を実質的に決定している」こと、学研よりふじせ企画を通じて東京ふじせ企画に支払われる金銭は、請負代金という名目にはなっているが、その実質は東京ふじせ企画従業員の学研に対する「労務提供の対価」とみられること等、業務の実態をみるなら、学研が東京ふじせ企画従業員に対して、実質的・経済的に影響力を行使していたことは明らかである。

具体的に指摘すれば、以下のとおりである。

第一に、学研側の事情である。学研は、派遣される従業員が従事すべき業務 の全般につき、作業日時、作業時間、作業場所、作業内容等その細部に至るま で自ら決定していた。作業場所については基本的に数学班は教科図書編集部、 英語班は外注先、国語班は食堂とされた上、旅館での泊まり勤務等が編集長か ら指示された。作業内容については、編集長が、東京ふじせ企画従業員間の分 担割合や1日の作業量ばかりでなく、その日の具体的業務の細部にわたるまで 指示を行っている。また、学研本社ビル及び学研第2ビルに勤務していた東京 ふじせ従業員は、その所定労働時間を学研の所定労働時間にあわせ(東京ふじ せでは所定労働時間は午前9時30分からであったが、学研では午前9時から であった)、遅刻・早退・直行直帰の承認や残業の指示が全て編集長によって 行われており、作業日時、作業時間の管理は完全に学研によって行われていた。 東京ふじせ企画従業員は、職場内で行われる学研編集部の朝礼にも参加し、休 憩時間や体操の時間も学研の従業員と共にとっていた。そして、東京ふじせ企 画従業員は、学研の編集長の指示に基づいて、学研から支給ないし貸与される 器財等を用いて、学研の従業員たる編集者と共に、学研の雑誌編集業務に従事 していた。

第二に、東京ふじせ企画側の事情である。東京ふじせ企画は、担当者を決定

する最初の段階でだけ、従業員に対する裁量権を行使している。これは、朝日放送事件で担当者の決定が「番組ごと」に行われているのと比較しても、極端に裁量の幅が少ない。学研から「この担当者は使えない」と拒否されず、従業員がその地位を有する限り、期間の制限なく学研の包括的指揮命令下に入ることが予定されていたのであって、その間に個別的な就業命令を考える余地は全くなかった。また、1977年12月当時、東京ふじせ企画の受注業務はその全てが学研に係る業務であり、編集業務担当者30名中16名が学研本社ビル及び学研第二ビル内の編集部に常駐して業務に従事し、従業員の採用、配転、解雇等の労務の根幹に関わる部分においても、学研が主導権を握っていた。また、学研からふじせ企画に支払われる元請代金及びふじせ企画から東京ふじせ企画に支払われるその下請代金の額については、「学研マンガ」シリーズを除いてはいずれも各編集業務遂行に必要な東京ふじせ企画の従業員の因数を単位として算定され、東京ふじせ企画の下請代金はふじせ企画の元請代金の8割とすることが決められていた。このような決め方からは「労務提供の対価」として代金の決定がされていたことが明らかである。

朝日放送事件の下請三社は、一審判決の認定によれば、朝日放送本社外に隣接して独自に事業所をおき(但し大阪東通のみ昭和44年から昭和47年9月までは朝日放送本社内の東通コーナー)、朝日放送において就労する従業員の休憩場所及び連絡場所としていた(判例時報1366号147頁第1段~第2段参照)。すなわち下請三社の従業員はまず朝日放送外の自社の事業所に出社し、そこに掲示されあるいは備え付けられた番組制作連絡書(判例時報1366号150頁第2段、151頁第3段参照。但し関東電機については勤務線表の所在場所が明記されていない)を見てそれに従って自らが担当する番組の制作作業場所に行き、休憩時間はまた自社の事業所に戻るのである。あくまでも朝日放送の管理する場所で作業するのは自らが担当する番組制作中だけなのである。これに対し、東京ふじせ企画の場合、学研本社ビル、学研第2ビルで勤務していた東京ふじせ企画従業員は朝の最初から学研本社ビル、学研第2ビルに出社し、取材等で出る外は労働時間の全てをそこで過ごすのであり、東京ふ

じせ企画の事務所に行くのは月に1度給料を取りに行くだけなのである。定められた場所で定められた時間特定の者の管理下で労働するという、労働関係、支配従属関係の最も重要な点について、学研本社ビル、学研第2ビルで勤務していた東京ふじせ企画従業員は、朝日放送事件の下請三社と比較してもはるかに強く学研の下での従属性を有しているのである。

(3)派遣法施行後の状況

派遣法施行後、特に業務委託の形式をとりながら実際には発注者が請負労働者に対して指揮命令をする「偽装請負」が問題になり、また、多くの派遣切りの事案が発生する中で、派遣労働者が発注者や派遣先に対して雇用の確保を求めて団体交渉を求めるという事案が多く生じた。

そこで改めて「使用者性」についてどのように判断すべきかが問われることとなった。たとえば指揮命令の在り方については、もっぱら派遣先の判断にゆだねられる構造になっているところ、ノルマが加重であることについて、いかに派遣元に団体交渉を求めたとしても派遣元との間に意味のある交渉を行うことはできないことになる。派遣労働者にも同様に保障される労働基本権を実際に行使できる幅がきわめて狭く解釈されることは適切でない。 そこで、労働契約関係ないしはそれに近時ないし隣接する関係を基盤として理解するのではなく、労働者の職場生活に対する支配力ないし影響力を実際に持っているかどうかという実質的な基準によって使用者概念をとらえるという考え方(支配力説)が有力に論じられるようになった。

この考え方は、朝日放送事件判決と整合して理解することができる。朝日放送事件判決においても、具体的に事案を検討する中で、派遣先が派遣労働者の勤務時間の割り振り、労務提供の態様、作業環境を決定していたことをとらえて、「基本的な労働条件等について現実的かつ具体的に支配決定することができる地位にあった」と判断しているのであって、必ずしも雇用そのものについての現実的具体的支配まで求めているものではない。また、同判決は、労組法7条の趣旨にてらして、同条の使用者性を検討すべきという姿勢を示してお

り、ここでは、派遣先で就業する労働者の労働基本権をできる限り保障するよ うな法解釈を行うべきという態度が示されているといえる。

本件では、支配力説に立てば、当然に学研の「使用者性」が認められる。

4 原告学研HDと被告國分らとの間には一定の労働契約上の関係が認められる

(1) 争議の解決責任の所在

労働者が労働契約関係とは異なる第三者の関与のもとで就業する(社外労働者)場合、その関与の性質や程度のいかんにより、当該第三者の使用者性が問題になる。

社外労働者の採用は、多様な雇用形態により実現されるが、受入先と労働者 との間に労働契約が存在するかの判断においては、黙示の労働契約の成否を追 及することになる。

この考え方は、裁判例の蓄積の後、2002年の安田病院事件最高裁判決で確立されたとされる。すなわち、最高裁(2002年9月8日労判745号7頁)は、形式上職業紹介所に雇用されている労働者の場合でも契約の形式のみによることなく、①当該労務供給形態の具体的実態を把握して、両者間に事実上の使用従属関係があるかどうか、②この使用従属関係から両者間に客観的に推認される黙示の意思の合致があるかどうかにより労働契約の存否を判断すべきであるとした。

労働者が会社間の業務請負契約に基づき勤務するという、本件と同様の状況のもとで、受入企業との間の黙示の労働契約の成立を承認する裁判例もある。ナブテスコ事件(神戸地明石支判2005年7月22日労判901号21頁)では、鉄道車両用のブレーキ装置等の部品の製造販売等を営む被告Y会社の完全子会社である、保険代理業等を営むA会社に、有期のパートタイム労働者として雇用され、YとAとの業務委託契約に基づき、Yのもとで勤務に従事していた労働者Xらが基本契約が終了したということでAに雇止めされたという事案であるが、黙示の労働契約成立の要件として、社外労働者が受入企業の事業

上において同企業から作業上の指揮命令を受けて労務に従事していること、実質的にみて派遣企業ではなく受入企業が社外労働者に賃金を支払い、社外労働者の労務提供の相手方が派遣企業ではなく受入企業であること、とし、本件の具体的状況のもとでは、原告らの労務提供の相手方はYであったということができる、とした。

本件においては、被告組合組合員は学研の指揮命令を受けて労務に従事し、また、一人あたりの均一の単価が学研から支払われ、(2割が減額されふじせ 企画の取り分となった後)それが労働者の賃金になっているという形であった ことからすると、被告國分ら東京ふじせの労働者と学研との間には、黙示の労働契約が成立していたとみることができる。

(本件は、派遣労働関係に類似しているが、派遣法の規制を受けるものではないから、伊予銀行・いよぎんスタッフサービス事件や松下プラズマディスプレイ事件の法理がそのまま適用されるわけではない)

(2) 原告学研HDの責任

本件は、東京ふじせ企画の倒産がいわば「偽装倒産」であり、学研が背後で 計画を立て、主導したものであった点に特徴がある。結局、被告らは、この倒 産・解雇によって、職場から放逐された。

上記東京地裁判決で認定された実態からみても、東京ふじせ企画の倒産による解雇から生じた争議について、学研が争議を解決する責任を有していることは明らかである。実態的使用者である学研が業務と雇用を保障しなければ争議は解決せず、これを実施すべき主体は原告学研以外にない。

学研経営と全学研労組との争議がふじせ企画及び東京ふじせ企画を生み、被告ふじせ企画労組も生まれたという経緯から、全学研労組は被告ふじせ企画労組との共闘を行ってきた。原告は、本社と下請を貫いて組合潰しを行っているのであって、両争議は不可分の関係にあるというのは、両労組の共通認識である。実際、上述のとおり、全学研労組は学研経営にふじせ争議の解決を要求し続けてきた。

(3) 背景資本の追及によって争議が解決した事例の存在

直接の雇用主ではない、派遣先や元請、背景資本などに争議の責任を追及したことによって、争議が解決したという事例は多数存在する。

ジャパマーハイツ闘争は、使用者であったジャパマーハイツの関連資本の東映株式会社が取引先である有限相模屋を就労先として準備した(労働条件を覚書によって確認)ことによって、2007年3月、争議が解決した(乙B19)。

明和闘争は、使用者であった明和産商株式会社の取引先であった株式会社朝日新聞社が自社の関連会社を就労先として準備した(労働条件を覚書きによって確認)ことによって、1979年12月、争議の解決をみた(乙B21、被告山田:4~7頁)。

これら以外にも、九条シャーリング闘争は、1971年春闘途上で突然社長が逃亡して会社が閉鎖され、労働者が放り出されたことによって争議になった事件だが、組合は会社閉鎖時に関与していた住友金属系の住金物産を相手方として団体交渉を行い、新会社を創設させ、住金物産が20数年間責任をもって会社を再開・運営して就労先を確保したという事例である。

また、日本で最初にオフセット印刷機を制作した印刷機メーカーの老舗である浜田精機が、三菱重工が印刷機生産に乗り出し、背景資本となったことで、1974年には工場閉鎖、全員解雇が強行された。組合は、自主生産体制を維持しながら、三菱に対する抗議行動を展開し圧力をかけ、1979年11月、組合側が退職を認め工場から退去するが、管財人は解決金、新工場建設費用、退職金あわせて35億円を支払うという内容で協定を締結するに至った。その後、組合は浜田精機の工場の一部を買い戻し、1980年5月には組合員だけで新会社を設立し、争議を解決した。

このように、背景資本を追及することで、争議を解決したという事例は多数 存在し、現在も争議団の統一行動や総行動において金融機関を含めた背景資本 への解決要求行動が展開されている。そうした行動自体を違法視する原告の姿 勢は異常というほかない。労働組合が争議解決のためにとりうる手段は広く認 められるべきであるし、争議解決に資する以上は、労働組合の活動としての正 当性が認められ、民事上刑事上の免責を受けることができる。

4 小括~被告らの行為の正当性

したがって、まず、原告学研HDは被告組合に対して不当労働行為を行った責任を負っており、被告組合らは原告学研HDに対して団結破壊の不当労働行為についてその責任を追及できる立場にある。この点は、これまでに下された「使用者性」に関する判断にいかなる意味でも関係ない。

次に、団交申入れについては当該申入れについてそれぞれ「使用者性」が認められるかどうかが検討されなければならないから、労組法上の「使用者性」についてはこれまでに下された判断の如何に関わらず、現時点での判断を行う余地がある。そして、朝日放送事件はいわゆる支配力説の立場から解釈することが可能であり、本件では当然に学研に「使用者性」を認めることができる。原告学研HDは、被告組合らの団体交渉申入れに対応すべき立場にある。

また、原告学研HDと被告國分ら東京ふじせの労働者との間には、労働契約に類似する一定の関係が存在していたといえ、その関係の清算はいまだ行われていない。そして、学研自身が東京ふじせ企画を破産に追いやったこと、学研自身がいわば偽装請負・違法派遣の状態で、被告組合の組合員らを就労させてきたこと、そして学研には被告組合の組合員が従事していた仕事が継続的に存在していたことを考えると、東京ふじせ企画が倒産した後は、学研と被告國分らとの間には黙示の労働契約が成立したと評価しうるのであって、その地位の実現を求めるために、被告組合が原告学研HDに対して団体交渉を申し入れ、あるいは争議の解決を求めることは、いかなる意味でも正当な組合活動といえる。

第5 名誉毀損の成否について

1 本件情宣活動のうち原告学研HDらが名誉毀損であると主張する記載内容

原告学研HDらは、被告組合及び被告共闘会議による本件情宣活動のうち以下の記載内容が名誉毀損に該当する旨主張している(なお、下線部分については、東京地裁2014年2月4日付け決定(平成26年(ヲ)第80002号、甲55)を受けて、被告組合において任意に削除を行った部分である。)。

(1) 2012年9月26日のビラ配布等(甲26の1及び2)

- ① 「やはり問題が噴出した学研の老人福祉事業」(以下「本件記載1-1」という。)
- ② 「問題だらけの施設の運営、職員の劣悪な労働条件のしわ寄せなどで、居住者の方々の生活は鬱屈して不安な思いを強いられる日々となり、追い込まれ老人の投身自殺まで起きているとか。抗議や要望の声を上げても聞き入れられず、改善されない劣悪な実態が続く中で退所する人も多く、入居率は半分程度で推移しています。」(以下「本件記載1-2」という。)
- ③ 「学研本社とココファンホールディングスの対応は居住者の声を正面から受け止めないどころか、それに加えて問題隠しへと暴走している様子です。」(以下「本件記載1-3」という。)

(2) 2012年10月30日のビラ配布等(甲25の1及び2)

- ① 「『ココファン』は『ここ不安』という老人たちの一言」(以下「本件記載 2-1」という。)
- ② 「学研経営の欺瞞を突いた声を受け止めよ!」(以下「本件記載2-2」という。)
- ③ 「『ふれあい』や『安心』などの理念に反する悪徳商法、との声」(以下「本件記載2-3」という。)
- ④ 「職員の劣悪な労働条件も重大」(以下「本件記載2-4」という。)
- ⑤ 「開設して丸2年を迎えようとしているココファンあすみが丘ですが、この

『サ高住』(サービス付き高齢者住宅)の処遇はほんとうに非人間的だ、とい う入居者の感想に驚かされます。今年3月、入居者の一人の方がこの施設の自 室から飛び降り自殺をしました。この方は亡くなりましたが、救急車や警察も 来て騒ぎは居住者の知るところとなったわけですが、所長は、何が起きたか、 この方はどうなったかも明らかにせず、さらに3日後に別の階の入居者が亡く なった時にも同じ階の人が聞いても何の説明もされませんでした。平均年齢8 0歳程の老人たちの施設だから亡くなる方もある、という一般的な話ではあり ません。入居契約書に記載されている規約事項に、遺品ではなく『残置物』と の表現がされていることや、新入の居住者が隣室に挨拶することさえ守秘義務 としてさせない、というのは老人たちを物のように管理し、人間としての尊厳 も無視しているというほかありません。『身体の具合が悪くなると金がかかる』、 『買い物も付き添ってもらうと1260円取られるなどオプションサービスに <u>なっているものが多い』、『食事が悪くコンビニで買ってレンジで温めたよう</u> なものばかりで、ここの食事だけ食べていると、身体が弱る』(この点は殆ど 広告記事の『日経マネー』(11月号)の中でさえも居住者からコメントされ ています)、(中略)、といった酷い状態も指摘されています。」(以下「本 件記載2-5|という。)

- ⑥ 「ココファンには特養老人ホームの空き待ちの人や『子どもに捨てられた』という親の方も入居しており、認知症など、重篤の人も多いようです。その上にこの扱いをされて、『待遇がひどくても他に行くところがないので我慢している人もいる。難民状態だ』と感じ、『ココファンは"ここ不安"だと皆で話している』のだそうです。『宣伝文句にはふれあいや安心をうたっていても、実際は理念に反する悪徳商法だ』『所長の能力、人間性も問題だし、会社の体質も現れている』との批判の声も聞かれます。利用者の方から、ここまでの非難を浴びるとは、最悪の実態を物語っています。」(以下「本件記載2-6」という。)
- ⑦ 「ココファンの職員の労働条件も問題だらけのようです。 20人弱のスタッフは非正規労働者が多く、所長が一部の職員に密告などスパイ行為を行わせて

<u>いる</u>らしいとの噂も立っている中、盗み聞きされているかも知れないと気にして、劣悪な労働条件につき不満を持っていても、話もせず、暗い雰囲気が蔓延した職場になっているそうです。夜勤者は一人しかおらず、夜中に対応することも多く、一人ではとても無理で、当直者は疲れ果てているそうです。<u>まじめで居住者から信頼されていた人が我慢の末、退職してしまうということも続いて起きているようです。</u>」(以下「本件記載2-7」という。)

(3) 2012年11月28日のビラ配布等(甲24の1及び2)

- ① 「問題を押し隠し、居直る学研経営とココファン幹部」(以下「本件記載3-1」という。)
- ② 「劣悪な処遇と安らぎを奪う管理主義的な運営で居住者を自殺にまで追いやった『コファンあすみが丘』、そこでは職員の低労働条件(過重な深夜労働等)も浮き彫りになりましたが、学研ココファン(小早川社長)、そして学研ホールディングスは、なんら改善を図ろうとしていません。あすみが丘所長の〇氏は自分の妻を経理担当として引入れて施設のワンマン運営を続け、蘇我に開設されたココファンの所長も兼任していすが、これだけ問題を起こしても安泰でいられることに多くの居住者の不信感が学研向けられつつあります。 ココファンN部長は、居住者が痛切な訴えをしたためた小早川社長宛の手紙を握り潰してきたようですが、波紋が拡がる中で、数ヶ月経ってようやく返信された社長名の手紙では、小早川氏も〇所長をかばうばかりの文面。N部長は、『争う気なら、おやりください』と挑戦的な態度で居直っているとのことでした。問題は既に明るみに出ているにもかかわらず、学研経営とココファン幹部は、非を認めれば社会的な非難が拡大してしまうと怖れているのか、事実を押し隠すことにしか考えが及ばないようです。これでは問題を悪化させるばかりであることを知るべきです。」(以下「本件記載3-2」という。)

(4) 2013年2月1日のビラ配布(甲23)

「長年働いてきた中高年をはじめとした労働者へ解雇やリストラをくり返し

て、その生活を破壊している会社が、園や老人福祉といった事業に進出している矛盾が噴出しています。千葉県のココファンあすみが丘(2010年11月開設)で問題だらけの施設の運営、職員の劣悪な労働条件のしわ寄せなどで、入居者の生活は鬱屈して不安な思いを強いられる日々となり、追い込まれた老人の投身自殺まで起きています。抗議や要望の声を上げても聞き入れられず、改善されない劣悪な実態が続く中で退所する人も続出しています。」(以下「本件記載4」という。)

(5) 2013年2月20日のビラ配布等(甲22の1及び2)

- ① 「学研経営の驚くべき虚偽答弁をくつがえす居住者の声」(以下「本件記載 5-1」という。)
- ② 「学研ココファンあすみが丘の実態と問題点を指摘する告発文書を紹介します(一部要約)」(以下「本件記載5-2」という。)
- ③ 「福祉と理念という名を借り、美辞麗句を並べて入居者を勧誘する悪徳商法 ではないかと考える。」(以下「本件記載5-3」という。)
- ④ 「ココフアンは『ここ不安』と揶揄されるくらい、お粗末なサービス体制。 組織運営の原則、『報告・連絡・相談』が機能していない。」(以下「本件記載 5-4」という。)
- ⑤ 「それに、健常であれば多額の費用は要しないが、重篤状況になったとき多額の出費とそれに対応する施設の条件整備が整っていない。」(以下「本件記載5-5」という。)
- ⑥ 「所長は心ある人々からの人望が無く、管理職の適正な資質に欠き、平常でも要望や改善の提案を持ちかけても、不誠実な対応が不信感を招いている。」 (以下「本件記載5-6」という。)
- ① 「<u>ココファンに入所すると、急速に加齢が進み死亡が多いと</u>言われている。 その原因は三度の食事の余りにもお粗末にある。画一的なメニューで、個別に 適合した食事内容でないので、<u>食べられないので体調を崩し急速な加齢が進み</u> 死期を速めたと思われる人もいる。」(以下「本件記載5-7」という。)

- ⑧ 「所長は頑なに、何かにつけ守秘義務を口癖に、新規の入居者、職員の新規採用のとき、皆に紹介も一切ない。コミュニティの形成で人と人との触れ合いの奨励策に消極的。杜撰な経営実態の現実との乗離、理想を掲げながら、具体的な長期計画のビジョンもなく、経営者の発展への意欲も感じない。」(以下「本件記載5-8」という。)
- ⑨ 「管理運営も場当たり的で、創設以来、<u>入居率は1年以上経過しても5割程</u>度の低調、施設の雰囲気は、折々死亡者が頻繁にあり、その頻度から問題を感じる。」(以下「本件記載5-9」という。)
- ⑩ 「歩行困難の人の絶対数が多く非常の際、救助に当たる職員と健常な居住者 の絶対数が少なく救出活動が困難で、防災上問題である。」(以下「本件記載 5-10」という。)
- ① 「心の問題がなおざりになっている。」「カウンセラーや精神科医との連携 もないお粗末さが見える。」(以下「本件記載5-11」という。)
- ② 「所長、○○氏の人間性の問題」「経営感覚、管理能力が最も欠落していると衆目認めるところである。それ故、統率力にかけ、彼は夫婦で指揮命令して、組織の私物化、つまり個人商店の様相を呈している。前代未聞のことで、夫婦の夫唱婦随で組織の硬直化を招き、働く人たちの士気低下が進行しつつある。この様なことが、まかり通る元凶は学研ココファンの企業体質と所長の人間性に由来するものと理解している。同時に、現代の社会の常識では考えられないし、自滅せざるを得ないと考える。また、このような体質を保身してきた不思議さも感じる。その現象は、居住者は不平不満を言っても聞いてくれないし、上手く表現できないので口を閉ざす、それがストレスとなる。ここで働く人たちは、臨時の職員なので言いたいことも言えない、そんなもどかしさが働く士気を弱めている。それにめげず、職務を全うする姿に頭が下がり敬服し感謝している。真偽の程は定かではないが、施設の中で盗聴カメラ、スパイがあると、職員間の噂で流布されている。それ程、職員間で信頼が薄い証拠でもある。」(以下「本件記載5-12」という。)

(6) 2013年6月25日のビラ配布等(甲45)

- ① 「ココフアンは『ここ不安』と揶揄されるくらい、お粗末なサービス体制。 組織運営の原則、『報告・連絡・相談』が機能していない。」(以下「本件記載 6-1」という。)
- ② 「所長は心ある人々からの人望が無く、管理職の適正な資質に欠き、平常でも要望や改善の提案を持ちかけても、不誠実な対応が不信感を招いている。」 (以下「本件記載6-2」という。)
- ③ 「ココフアンに入所すると、急速に加齢が進み死亡が多いと言われている。 その原因は三度の食事の余りにもお粗末にある。画一的なメニューで、個別に 適合した食事内容でないので、食べられないので体調を崩し急速な加齢が進み 死期を速めたと思われる人もいる。」(以下「本件記載6-3」という。)
- ④ 「所長は頑なに、何かにつけ守秘義務を口癖に、新規の入居者、職員の新規採用のとき、皆に紹介も一切ない。コミュニティの形成で人と人との触れ合いの奨励策に消極的。杜撰な経営実態の現実との乗離、理想を掲げながら、具体的な長期計画のビジョンもなく、経営者の発展への意欲も感じない。」(以下「本件記載6-4」という。)
- ⑤ 「管理運営も場当たり的で、創設以来、入居率は1年以上経過しても5割程度の低調、施設の雰囲気は、折々死亡者が頻繁にあり、その頻度から問題を感じる。」(以下「本件記載6-5」という。)
- ⑥ 「歩行困難の人の絶対数が多く非常の際、救助に当たる職員と健常な居住者 の絶対数が少なく救出活動が困難で、防災上問題である。」(以下「本件記載 6-6」という。)
- ① 「問題だらけの施設の運営、職員の劣悪な労働条件のしわ寄せなどで、居住者の方々の生活は鬱屈して不安な思いを強いられる日々となり、追い込まれた老人の投身自殺まで起きているとか。抗議や要望の声を上げても聞き入れられず、改善されない劣悪な実態が続く中で退所する人も多く、入居率は半分程度で推移しています。」「学研本社とココファンホールディングスの対応は居住者の声を正面から受け止めないどころか、それに加えて問題隠しへと暴走して

いる様子です。」(以下「本件記載6-7」という。)

(7) 2011年10月27日のビラ配布について

なお、原告らは、訴状において「被告らは、平成23年10月27日、『ココファンあすみが丘』周辺において、『ココファンあすみが丘』の運営を誹謗中傷する演説及びビラ配布を行った。」旨主張し、甲27号証を証拠として提出したが、後に、2015年3月16日付け求釈明に対する回答書において、その内容が原告らの名誉を直接に毀損すると主張するのではなく」と訂正し、名誉毀損の成否の対象ではない旨明言している。

2 本件各記載の名誉毀損の成否について

(1) 判断枠組みについて

ある表現の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準に判断すべきであるところ、一般の読者は、通常、当該文章のうち、名誉毀損の成否が問題となっている記載部分のみを取り出して読むわけではなく、文章の全体及びその前後の文脈等から当該文章の意味内容を認識ないし理解して、これを評価したり感想をもったりすると考えられる。そうであるとすると、ある文章が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかを判断するにあたっては、名誉毀損の成否が問題とされている記載部分の内容のみから判断するのではなく、当該文章の文章全体における位置付けや前後の文脈のほか表現の方法、態様等を総合して判断するのが相当である。

以下、このような判断枠組みに沿って、本件各記載が原告らの社会的評価を 低下させるものであるかどうかを論じる。

(2) 本件各記載の位置付け、前後の文脈、表現の方法、態様等

① 文章全体における本件各記載の位置付けと前後の文脈

(ア) 本件記載1-1~3

- 本件記載1-1~3を含む甲26号証の1及び2は、「業績『好調』の裏で学研経営の問題体質が露呈!」というタイトルの下の記載、「板橋区科学館、学研、経費節減で利用者の苦情を無視」というタイトルの下の記載、「居住者の不満爆発に対して、施設売却などで問題体質を図る学研ココファンあすみが丘」「一やはり問題が噴出した学研の老人福祉事業一」というタイトルの下の記載(本件記載1-1~3を含む。)、「学研社内からも、さらに告発の声が届く」とのタイトルの下の記載、「学研マーケティングの解雇争議、未だ解決せず」とのタイトルの下の記載、「職場で困ったこと、職場の情報、ご意見などをお寄せください」とのタイトルの下の記載、「夏季後半戦の闘い」とのタイトルの下の記載、「7・25学研社前行動 小早川ココファン社長に抗議」とのタイトルの下の記載、「8・2教育工学研修セミナー会場前情宣行動」とのタイトルの下の記載、「8・2教育工学研修セミナー会場前情宣行動」とのタイトルの下の記載、「<共闘報告>」とのタイトルの下の記載、「<共闘報告>」とのタイトルの下の記載からなり、本件記載1-1~3は、甲26号証の1及び2にある多数の記載のうちの一部でしかない。
- b 本件記載1-1~3が掲載されている段落には「そして、学研の老人福祉事業=学研ココファンでも学研経営の問題体質が露呈し、重大な事態が生まれています。私たちは、一度に100名規模の希望退職募集(その裏で退職強要)を何度も実施し、経営危機を乗り切るためとして長年学研で働いてきた中高年労働者を追い出すリストラ攻撃をくり返してきた学研が老人福祉事業に進出することに対して、いまの学研にその資格があるのか、と問うてきました。私たちとの争議を含めて労働者への生活破壊を仕掛けた責任を取らない経営が、このような事業を行えば問題を引き起こす可能性が高い、順風満帆で推移するとは思えない、と危惧を表明してきたものです。」との記載があるように、本件記載1-1~3に係る事柄は被告組合らがこれまで取り上げてきた学研経営の全般にわたる事項のうちの一つのエピソードに過ぎないことが理解できる。

(イ) 本件記載2-1~5

- a 本件記載2-1~5を含む甲25号証の1及び2は、「『ココファン』は『ここ不安』という老人たちの一言」「学研経営の欺瞞を突いた声を受け止めよ!」とのタイトルの下の記載(本件記載2-1、2及び5を含む。)、「『ふれあい』や『安心』などの理念に反する悪徳商法、との声」とのタイトルの下の記載(本件記載2-3、6を含む。)、「職員の劣悪な労働条件も重大」とのタイトルの下の記載(本件記載2-4、7を含む。)、「お客様に『価値を提供できる企業だって?宮原社長は美辞麗句を慎み、争議を解決し問題体質を改めなさい!」とのタイトルの下の記載、「職場で困ったこと、職場の情報、ご意見などをお寄せください」とのタイトルの下の記載、「9・26秋期第1波学研社前行動を打ち抜く!」とのタイトルの下の記載、「10・18学研社前で雨の中、抗議の声!」とのタイトルの下の記載、「10・18学研社前で雨の中、抗議の声!」とのタイトルの下の記載、「
- b 本件記載2-1~5に引き続く段落には、上記のとおり「「お客様に『価値を提供できる企業だって?宮原社長は美辞麗句を慎み、争議を解決し問題体質を改めなさい!」とのタイトルの下の記載が引き続き、そこでは宮原社長の学研経営に関する言動に対する被告組合らによる批判的見解が掲載され、そのうえで「ココファンあすみが丘の事態も、それを物語っています。」と記載されている。この記載からすると、本件記載2-1~5に係る事柄は、宮原社長の言動に顕れる学研の経営問題に関する一つのエピソードであることが理解できる。

(ウ) 本件記載3-1及び2

a 本件記載3-1及び2を含む甲24号証の1及び2は、「黒字拡大でも学研経営の不安は解消せず!」「株主総会で問題体質を追及するぞ!」とのタイトルの下の記載、「問題を押し隠し、居直る学研経営とココファン幹部」とのタイトルの下の記載(本件記載3-1及び2を含む。)、「社内からの告発の声(続き)」とのタイトルの下の記載、「職場で困ったこと、職場の情報、ご意見などをお寄せください」とのタイトルの下の記載、「10・3

0学研社前行動」とのタイトルの下の記載、「11・17宮原学研社長宅行動」とのタイトルの下の記載、「マンションフロント(森トラスト)と学研HDの癒着の匂い」とのタイトルの下の記載、「マンションフロントの男?空き部屋テラスから写真撮影」とのタイトルの下の記載、「<共闘報告>」とのタイトルの下の記載からなり、本件記載3-1及び2は、甲24号証の1及び2にある多数の記載の一部でしかない。

b 本件記載3-1及び2が掲載されている段落の前の段落は、上記のとおり「黒字拡大でも学研経営の不安は解消せず!」「株主総会で問題体質を追及するぞ!」とのタイトルの下の記載があり、そこでは、学研の2012年9月期の連結決算の結果やこの当時の学研の経営状況に関する報道記事を引用した上、次のとおりの記載がある。「しかし、今期、新規開設費用の投資先行で約2億円の営業赤字となった学研ココファンを堅調な出版事業がカバーするとの見通しを含め、今後につき楽観的に展望が語られても、学研で働いている人々が、それに現実感を抱けない状態にあること、そしてモチベーションが上がらないので宮原社長が苛立っていることにつき、7月号でも触れてきました。そして、9月号で、その原因が、経費削減・労働者・利用者への犠牲強要の上に、いまの業績が成り立っていること、その問題体質が露呈し、新規事業の柱である齢者福祉事業=学研ココファンでは大変な事態が発生していることを皆さんにお伝えしてきました。」

この記載から明らかなとおり、甲24号証の1及び2においても、被告組合は、ココファンあるいはココファンあすみが丘の問題を学研経営の全般に わたる事項のうちの一つのエピソードとして位置付けている。

(エ) 本件記載4

a 本件記載4を含む甲23号証は、「教育の看板の裏で長期争議と驚くべき 経営の実態が!」「学研の暴力的な組合潰しと労働者使い捨てに抗議を!」 との全体的なタイトルがあり、「組合結成したら下請会社ごと潰しにかかる」 とのタイトルの下の記載、「社会問題化している派遣法制定の流れで出され た都労委命令」とのタイトルの下の記載、「倒産攻撃を仕掛けた学研の責任 は明白!」とのタイトルの下の記載、「株主総会でも株主の質問に答えず、居直り」とのタイトルの下の記載、「犠牲強要策の果てに持株会社化。パワハラで争議も続出。」とのタイトルの下の記載、「移転間際に新本社ビルを売却!」とのタイトルの下の記載、「悪質販売で業務停止処分など、不祥事も続く」とのタイトルの下の記載、「塾・教室や学研ココファン=高齢者福祉事業でも問題噴出」とのタイトルの下の記載(本件記載4を含む。)、「持ち株会社支配の下で退職強要・解雇や売上げの粉飾も」とのタイトルの下の記載、「『経営改善は困難」と筆頭株主が株式買い取り請求!」とのタイトルの下の記載、「『経営改善は困難」と筆頭株主が株式買い取り請求!」とのタイトルの下の記載、「問題企業との関係問われる提携先」とのタイトルの下の記載、「許さないぞ!『悪徳』との批判も拡大」「高齢者福祉事業など、経営の問題体質が各所で露呈」「学研の倒産・解雇攻撃の真相は」「暴力労務政策→経営悪化→犠牲強要策→士気低下」とのタイトルの下の記載からなり、本件記載4は、甲23号証の1及び2にある多数の記載の一部でしかない。

b 本件記載4が掲載されている段落のタイトルは「塾・教室や学研ココファン=高齢者福祉事業でも問題噴出」であり、その下には「学研は受験熱の買収などを行い、教室・園(=子育て支援)事業や介護付き高齢者終身住宅などの新規事業に乗り出しています。」と記載され、本件記載4が引き続いている。このように被告組合は、甲23号証の1及び2においても、ココファンあるいはココファンあすみが丘の問題を、塾、教室など学研が展開する事業経営全般の一つとして位置付けていることが理解できる。

(才) 本件記載5-1~12

a 本件記載5-1~12を含む甲22号証の1及び2は、「学研ふじせ闘争勝利!南部集中・出労交集中闘争」「2・1倒産・解雇35周年闘争を闘い抜く!」との全体的なタイトルがあり、「学研本社前行動」とのタイトルの下の記載、「五反田駅頭情宣行動 注目を浴び、大きな反響」とのタイトルの下の記載、「屋内総決起集会」とのタイトルの下の記載、「告発文書」「学研の驚くべき虚偽答弁をくつがえす居住者の声」とのタイトルの下の記載(本件記載5-1~12を含む。)、「社内からの告発紹介」「『学研まんがN

EW日本の歴史』で大量誤植が発生」「原因は『基本的なチェック体制はできていたが、時間的な余裕がない中で校正漏れ、DTP修正のミスが出てしまった」とのタイトルの下の記載からなり、本件記載 $5-1\sim1$ 2 は、甲 2 2 号証の 1 及び 2 にある多数の記載の一部でしかない。

b 本件記載5-1~12が掲載されている段落の前には、上記のとおり「屋内総決起集会」のタイトルの段落があり、そこでは「特別報告では学研ココファンの元居住者の方から学研の高齢者福祉事業の問題を抱えた施設の実態と改善の意思を全く示さない学研経営を告発する証言が行われました。あくまで改善させていこうと奮闘されている姿勢は大きな拍手を浴びました。」との記載がある。そして、本件記載5-1は、本件記載5-2のタイトル部分に位置し、本件記載5-2は「12・21株主総会で紹介し、会場前でも配布しましたが、学研ココファンあすみが丘の実態と問題点を指摘する告発文書を紹介します(一部要約)。総会では学研経営は、あすみが丘には何も起きていなし、何の問題もないという許しがたい虚偽の答弁を行っていましたが、居住者の声が真実を物語っています。」との文の一部であり、引き続いて本件記載5-3~12が掲載されている。甲22号証の1及び2においても、ココファンあるいはココファンあすみが丘の問題は学研経営の問題として位置付けられている。

(カ) 本件記載 $6-1\sim7$

本件記載6-1~7を含む甲45号証は、「学研経営、弾圧に着手し」「不当な損害賠償訴訟を提訴!」「学研HDと学研ココファンへの名誉毀損?! 1100万円を請求」とのタイトルの下の記載、「あすみが丘の居住者の声は虚偽なのか?学研に争議はないのか?」とのタイトルの下の記載(本件記載6-1~7を含む。)、「組合は無法集団との心証形成に小手先の技術を弄する経営と代理人」とのタイトルの下の記載、「<学研社内からの声>」とのタイトルの下の記載、「5・31学研社前行動」とのタイトルの下の記載、「6・12学研社前行動」とのタイトルの下の記載、「<共闘報告>」とのタイトルの下の記載からなり、本件記載6-1~7は、甲45号証にあ

る多数の記載の一部でしかない。

b 本件記載6-1~7の前には「学研経営の主張こそ、本争議の本質を歪曲し、争議責任を免れるために組合・支援共の行動を誹謗・中傷し、また正当な争議行為を弾圧するために『ココファンあすみが丘』に関するビラ・ウェブサイトの記事を虚偽だと強弁し、情宣行動を禁圧して組合活動を圧殺しようと図っているものです。」との記載があり、本件記載6-1~7に引き続く「組合は無法集団との心証形成に小手先の技術を弄する経営と代理人」とのタイトルの下の記載では、東京地裁1985年判決に触れ、「最終的に当事者が話し合わなければ争議が解決に至らないこと」などとある。

このように、被告組合は、ココファンあすみが丘に関する本件情宣活動を 争議行為、組合活動の一環として捉えている。

(キ) 小括

以上、本件各記載が掲載されている甲26号証の1及び2、甲25号証の1及び2、甲24号証の1及び2、甲23号証、甲22号証の1及び2、甲45号証を全体的に見ると、本件各記載は、被告組合らが取り上げてきた学研の経営上の問題、被告組合らによる活動の経過報告、本件争議の経過、学研社内からの告発の声、他の共闘団体の活動報告といった様々な記載のうちの一部であって、前後の文脈からしても、被告組合らが争議行為・組合活動として取り上げてきた学研の経営上の問題の一つのエピソードに過ぎず、被告組合らはことさらココファンあすみが丘の問題のみを取り上げているものとは読み取ることはできない。

② 本件各記載の表現の方法、熊様等

(ア) 本件記載1-1~3

本件記載 $1-1\sim3$ が掲載されている文章中(甲2601及び2)には「千葉県のココファンあすみが丘(2010年11月開設)で大変なことが起きているようで、その様子の一部が私たちへも伝わってきています。」との記載がある。この記載からすると、本件記載 $1-1\sim3$ は、第三者がココファンあすみが丘の運営に対する批判的な主張を有していることを前提に、その

批判的な主張を紹介したに過ぎず、被告組合ら自身による主張ではない。

(イ) 本件記載2-1~5

本件記載 2-2の直後には「私たちは先月号で学研ココファンあすみが丘で居住する老人たちがあげている声につき取り上げました。学研経営がこれに真摯に対応しようとしない中で、批判と不満の声は大きくなり、私たちの所にもさらに詳しい話が伝わってきています。」との記載がある。この記載からすると、本件記載 $2-1\sim5$ は、ココファンあすみが丘の居住者がココファンあすみが丘の運営等に対する批判的な主張を有していることを前提に、その批判的な主張を紹介したに過ぎず、被告組合ら自身による主張ではない。

(ウ) 本件記載3-1及び2

本件記載3-1の前には「7月号でも触れてきました。そして、9月号で、その原因が、経費削減・労働者・利用者への犠牲強要の上に、いまの業績が成り立っていること、その問題体質が露呈し、新規事業の柱である高齢者福祉事業=学研ココファンでは大変な事態が発生していることを皆さんにお伝えてきました。」との記載がある。すなわち、本件記載3-1及び2は、「パルス」7月号、9月号(甲26の1及び2)に引き続くものとして位置付けられており、ココファンあすみが丘の居住者の主張を紹介したものであって、被告組合ら自身による主張であるとは読み取ることはできない。

(エ) 本件記載4

本件記載 4 は、本件記載 $1-1\sim3$ 、本件記載 $2-1\sim5$ 、本件記載 3-1 及び 2 に引き続くものであり、これら各記載を併せ読めば、ココファンアルミが丘の居住者の主張を紹介したものであって、被告組合ら自身による主張であるとは読み取ることはできない。

(才) 本件記載 $5-1\sim12$

本件記載 5-1 は「告発文書紹介」との記載と一体のものであり、また本件記載 5-2 は「学研ココファンあすみが丘の実態と問題点を指摘する告発文書を紹介します(一部要約)」というものであるから、本件記載 $5-1\sim1$

2は、ココファンあすみが丘の居住者の主張を紹介したに過ぎず、被告組合 ら自身による主張ではない。

(カ) 本件記載 $6-1\sim7$

a 本件記載 $6-1\sim7$ が掲載されている甲45号証には次のとおりの記載がある。

まず、本件記載6-1~7の前には「学研経営、弾圧に着手し」「不当な 損害賠償訴訟を提訴!」「学研HDと学研ココファンへの名誉毀損?! 1 100万円を請求」とのタイトルの下、「学研ホールディングスと学研ココ ファンは、さる6月7日付で東京ふじせ企画労組とふじせ闘争支援共闘会議 及び両組織の代表個人の計四者を相手に損害賠償請求とウェブサイトの記事 の削除などを求める不当な訴訟を起こしてきました。6月19日に『訴状』 が送達されてきましたが、それによると、私たちが社前で配布しているこの ニュースやそれを転載しているウェブサイトでの『ココファンあすみが丘』 についての記載が、同施設の運営を誹謗中傷しており、事実無根の虚偽を摘 示することによって学研ココファンと学研HDの名誉を毀損し、その社会的 信用を低下させる行為を行っているものだと言っています。これによって原 告らの被った風評被害は重大であり、その損害額は両者で各500万円を下 らない、弁護士費用も含めて両社へ550万円ずつを支払えとしているもの です。風評被害の拡大の怖れがあるとして、対象のウェブサイト記事の削除 と同趣旨のビラ配布の禁止も求めています。訴状の中で、学研経営は、これ らの一連の記述は、ふじせ労組・支援共が、学研が応じる義務のない団体交 渉を強制して、応じさせるために行っている嫌がらせ行為の一環である、と も述べています。代理人は二重橋法律事務所の4名の弁護士です。」との記 載があり、この記載に引き続き「あすみが丘の居住者の声は虚偽なのか? 学 研に争議はないのか?」とのタイトルの下、「事実は180度逆のところに あります。学研経営の主張こそ、本争議の本質を歪曲し、争議責任を免れる ために組合・支援共の行動を誹謗・中傷し、また正当な争議行為を弾圧する ために『ココファンあすみが丘』に関するビラ・ウェブサイトの記事を虚偽

だと強弁し、金を奪い、情宣行動を禁圧して組合活動を圧殺しようと図っているものです。訴状が名誉毀損部分一覧表に取り上げている、以下のような居住者の声(割愛し、一部を紹介)の記述は虚偽なのでしょうか?全くそうではありません。会社は、声を上げた居住者の口を封じることも狙ってこの訴訟を起こしています。その点で、まさに恫喝訴訟(SLAPP)とも言えます。私たちは居住者の人々と共にこれを打ち破っていきます。」との記載がある。

そして、本件記載6-1~7を挟んで、「組合は無法集団との心証形成に 小手先の技術を弄する経営と代理人」とのタイトルの下、「また、訴状の中 で、学研経営は、『学研に労働問題などない』として、私たちの正当な争議 行為のみならず争議の存在を否定しています。『パルス』3月号、4月号で 学研ホールディングス代理人=上記二重橋法律事務所が送り付けてきた『警 告書』(=弾圧宣言)につき報告しています。学研経営は『訴状』でも『警 告書』で述べていたことをくり返し、学研の使用者責任が認定されなかった 労働委員会命令が最高裁で確定したことをもって、私たちの行動が法的根拠 を持たないと強調しています。しかし、私たちは『警告書』への反論(『回 答書』)の中で、その誤りを指摘し、1985年に東京地裁民事31部から 出された損害賠償訴訟判決でふじせを倒産させた学研の争議責任と使用者責 任(団交応諾義務)が認定されていること、また倒産責任追及は使用者性の 有無を越えて一般に広く行われてきている争議行為であること、最終的に当 事者が話し合わなければ争議は解決に至らないことを示しましたが、学研経 営は、この三点目の記述のみ歪曲して取り上げて、『判決に従わない組合』 との裁判所への心証形成に腐心しています。そして正当・公正な判断を下し た重たい意味を持つ損賠判決に一言も触れていません。また、『パルス』5 月号では、株主権を侵害してココファン体験入居を拒んだ学研経営のココフ アン問題への異様な焦燥感につき触れていますが、彼らは、この5月31日 号は6月7日付の訴状では証拠として入れていません。その他、この訴状に はお粗末極まりない点が見られますが、それは追って報告します。不当な損

害賠償請求訴訟に対しては全面的に争うと共に、現場一法廷を貫いて闘います。 第1回口頭弁論期日は8月19日午前10時~ 631号法廷となっています。」との記載がある。

b 以上の本件記載6-1~7の前後の記載からすると、甲45号証のうちココファンに関する記載の構成は、原告学研HDらが2013年6月7日付けで本件訴訟を提起してきたこと、訴状における主張内容、とりわけ原告学研HDらが名誉毀損であると主張する訴状別紙名誉毀損部分一覧表の一部を紹介し、これに対する被告組合らの意見を述べるものとなっている。

この点、被告國分は、甲45号証の趣旨目的につき「この6月に今回の訴訟が起こされたわけですね。それは私たちは不当だということで、この訴訟の中身というのはどういうことなのか。つまり私たちのビラで何がこういう損害賠償、名誉毀損というふうに相手が言おうとしているのかということを紹介するために乗せました。」(被告國分:28頁~29頁)、「その当時のビラをこうやって訴訟起こされてきたんだということで載せてるわけですから」(被告國分:51頁)と陳述しているが、この被告國分の陳述と上記構成から明らかなとおり、甲45号証は本件訴訟が提起されたこと本件訴訟の内容を紹介するものであって、本件記載6-1~7はそのうちの一部に過ぎない。

c このように本件記載 $6-1\sim7$ を含む甲 45 号証は、本件訴訟が提起されたこと、本件訴訟の内容を紹介するものであって、それ以上でもそれ以下でもない。

(キ) 小括

以上、本件各記載の表現の方法、態様等からすると、本件各記載は、ココファンあすみが丘の居住者がココファンあすみが丘の運営等に対する批判的な主張を有しており、被告組合がその主張を紹介したにものであること、あるいは本件訴訟の内容を紹介したものあることが認められ、本件各記載は被告組合自身による主張ではない。

③ 学研・ふじせ争議における本件各記載の位置付けと一般読者の捉え方

(ア) 本件争議における本件各記載の位置付け

本件争議の経過については前述したとおりであり、その詳細は被告ら第5準備書面、第7準備書面、第9準備書面で主張したとおりである(乙C2、乙B1ないしB18など)。この過程で、被告組合らは、本件情宣活動と同様の情宣活動を様々な場所で行ってきた。この点、被告山田は「パルス」の発行時期について「80年代の七、八年かそこらじゃないかと思うんですけど」と陳述する(被告山田10頁)。

本件訴訟の証拠として提出された「パルス」あるいはビラをとってみても、 1997年9月18日付け「パルス」(乙C19)、同年12月15日付け 「パルス」(乙C13)、1998年1月27日付け「パルス」(乙B6)、 2002年5月28日付け「パルス」(乙C54)、同年12月24日付け 「パルス」(乙C55)、2003年10月23日付け「パルス」(乙C5 6)、同年11月25日付け「パルス」(乙C28)、2005年7月28 日付け「パルス」(乙С43)、2006年5月30日付け「パルス」(乙 C57)、2007年3月26日付け「パルス」(乙C26)、2008年 2月26日付けパルス(乙C58)、同年7月28日付けパルス(乙C46)、 同年12月17日付け「パルス」(乙C59)、2009年7月27日付け 「パルス」(乙C48)、2010年2月27日付け「パルス」(乙C49)、 2011年3月1日付け「パルス」(甲30)、同年3月30日付け「パル ス」(甲31)、同年4月28日付け「パルス」(甲32、乙C63)、同 年5月26日付け「パルス」(甲33)、同年6月22日付け「パルス」(甲 34)、同年8月8日付け「パルス」(甲35)、同年9月26日付け「パ ルス」(甲36)、同年10月27日付け「パルス」(甲37、乙C61)、 同年11月30日付け「パルス」(甲27)、2012年2月29日付け「パ ルス」(甲38)、同年3月29日付け「パルス」(甲39、乙C64)、 同年4月26日付け「パルス」(甲40)、同年5月29日付け「パルス」 (甲41)、同年6月26日付け「パルス」(甲42、乙C65)、同年9 月26日付け「パルス」(甲26の1及び2、乙C66、本件記載1-1~

3)、同年10月30日付け「パルス」(甲25の1及び2、本件記載2-1~7)、同年11月28日付け「パルス」(甲24の1及び2、乙C67、本件記載3-1及び2)、2013年1月9日付け「パルス」(乙A9)、同年2月1日に配布されたビラ(甲23、本件記載4)、同年2月20日付け「パルス」(甲22の1及び2、乙C33、本件記載5-1~12)、同年3月29日付け「パルス」(甲43)、同年4月24日付パルス(甲21)、同年5月31日付け「パルス」(甲44、乙A34、乙C38)、同年6月25日付け「パルス」(甲45、本件記載6-1から7)、同年7月30日付け「パルス」(甲46)、同年9月18日付け「パルス」(甲57)、同年11月27日付け「パルス」(甲58)、同年12月20日付け「パルス」(甲59)、2014年1月8日付け「パルス」(甲52、乙A35)、同年11月25日付け「パルス」(乙C68)、2015年2月2日付け「パルス」(スA38、乙C69)、同年4月1日付け「パルス」(乙C70)がある。

このように被告組合らは、学研・ふじせ争議の過程で膨大な量の「パルス」やビラ配布などの情宣活動を行い、被告ら第5準備書面、第7準備書面、第9準備書面で主張したような本件争議の経過、学研の不祥事、内部告発など経営全般にわたる事項を取り上げ、学研の争議責任を追及してきたのであった。例えば、1997年9月18日付け「パルス」(乙C19)の内容は、要旨「『外貨不良資産の隠蔽』疑惑拡大と管理職の『反乱』?」「古岡秀人神話も完全崩壊」「経営陣の腐敗と社内の混乱 誰が責任を取るのか?」「全国の代理店・教室からの声が次々と届く!」「イベント会場情宣行動を展開」「7・23学研社前団交要求行動」「沢田会長を追及!」「『蕎麦を食わなくてもいい』と負け惜しみ」「入社試験中で大慌ての会社」というものになっている。

そして、被告組合らがココファンの問題を情宣活動で取り上げるようになったきっかけは、2008年6月26日に行われた学研の株主総会における木村常務の発言であり(被告國分11頁 \sim 12頁)、その後、ココファンあ

すみが丘の居住者である平賀から情報提供があったことからココファンあすみが丘の問題を取り上げるようになった。しかし、被告組合らはあくまで本件争議の解決、学研の争議責任追及のために情宣活動を行っていたのであり、ココファンあるいはココファンあすみが丘の問題に特化して情宣活動を行っていたわけではなく(被告國分14頁、被告山田20頁)、たまたまココファンあるいはココファンあすみが丘の情報を入手した際に情宣活動で取り上げていただけである(被告國分15頁)。このことは、被告組合らがココファンあるいはココファンあすみが丘の問題を情宣活動において取り上げるに至った後の「パルス」である甲39号証(乙C65)、甲40号証、甲43号証、甲57号証、甲58号証はココファンあるいはココファンあすみが丘の問題に言及していないことからも明らかである。

また、被告組合らは、2010年1月、2月から2011年6月にかけてココファンの施設が所在する地域で、同年10月27日にはココファンあすみが丘が所在する土気駅付近で、2012年2月15日にはココファンイベント会場前で、同年5月にはココファン三郷中央で情宣活動を行っているが、この間、被告組合らはココファンの施設がある場所だけで情宣活動を行っていたわけではないし(被告國分12頁「今までも別にココファンに限らすにいろいろなところでこういった情宣をやってきてるということですね。」、被告國分14頁)、ココファンが所在する地域には学研に関心を持つ者がいるものと想定し、「ビラを読んでもらえるだろう」(被告國分12頁)との期待をもって情宣活動を行っていたに過ぎない。

(イ) 一般読者の捉え方

本件各記載に係るココファンあすみが丘の問題は、このように被告組合ら が情宣活動の中で取り上げてきた事柄のほんの一部である。

そして、本件各記載の一般読者は本件争議が長期間にわたって展開されてきたこと、被告組合らが学研の経営全般にわたる事項を情宣活動で取り上げてきたことを相当程度知っているものと解され、本件各記載の読者としても、本件各記載は、被告組合らによる長年にわたる情宣活動の中で学研の争議責

任を追及するために取り上げてきた様々な事項のうちの一つであると捉えて おり、被告組合らが学研・ふじせ争議を離れてココファンあすみが丘の問題 のみを取り上げているものとは捉えていないと解すべきである。

(ウ) 小括

以上のように、本件各記載は、長年・多数回にわたる被告組合らの情宣活動の中で取り上げてきた膨大な事柄のうちのほんの一つに過ぎず、本件各記載の一般読者も本件各記載をそのようなものとして捉えているのである。

(3) 本件各記載は原告学研HDらの社会的評価を低下させるものではない

① 本件各記載について

本件各記載が掲載されている甲26号証の1及び2、甲25号証の1及び2、甲24号証の1及び2、甲23号証、甲22号証の1及び2、甲45号証を全体的に見ると、本件各記載は、被告組合らが取り上げてきた学研の経営上の問題、被告組合らによる活動の経過報告、本件争議の経過、学研社内からの告発の声、他の共闘団体の活動報告といった様々な記載のうちの一部であって、前後の文脈からしても、被告組合らが争議行為・組合活動として取り上げてきた学研の経営上の問題の一つのエピソードに過ぎず、被告組合らはことさらココファンあすみが丘の問題のみを取り上げているものとは読み取ることはできない。

また、本件各記載の表現の方法、態様等からすると、本件各記載は、ココファンあすみが丘の居住者がココファンあすみが丘の運営等に対する批判的な主張を有しており、被告組合がその主張を紹介したにものであること、あるいは本件訴訟の内容を紹介したものあることが認められ、本件各記載は被告組合自身による主張ではない。

そして、本件各記載は、長年・多数回にわたる被告組合らの情宣活動の中で 取り上げてきた膨大な事柄のうちのほんの一つに過ぎず、学研・ふじせ争議が 長期にわたって展開され、被告組らが学研経営にわたる多数の事項について情 宣活動を行ってきたことを知っている一般読者も本件各記載をそのようなもの として捉えているのである。

以上からすると、本件各記載がとりたてて原告学研HDらの社会的評価を低下させるものではないというべきである。

② とりわけ本件記載6-1~7について

また、本件記載 $6-1\sim7$ については、次の点が指摘されなければならない。 民事訴訟は公開を原則とし、訴訟記録は誰でも閲覧できることになっている ことからすると、単に本件訴訟が提起されたことと本件訴訟の内容を紹介する 甲45号証の記載の一部である本件記載 $6-1\sim7$ は、一般の読者の普通の注 意と読み方を基準にすれば、原告学研HDらが本件訴訟において、どのような 主張をしているのか、名誉毀損であると主張する記載はどのようなものである かといった点しか読み取ることはできず、本件記載 6 の $1\sim7$ は、原告学研H Dらの社会的評価を低下させるものではない。

3 まとめ

以上のとおり、本件各記載はいずれも原告学研HDらの名誉を毀損するものではない。

第6 本件各記載の公共性・公益性・真実性・相当性について

仮に本件各記載が原告に学研HDらに対する名誉毀損であると評価されたとしても、本件各記載には公共性・公益性・真実性・相当性が存在し、名誉毀損の違法性ないし故意・過失が否定される。以下、まず本件記載の記載内容の性質と公共性・公益性・真実性・相当性の判断枠組みを述べ、各証人の証言、各被告の陳述内容を検討し、本件情宣活動やココファンあすみが丘に関する事実を整理し、その上で、本件情宣活動の公共性・公益性・真実性・相当性について論じる。

1 本件各記載の記載内容の性質と判断枠組み

(1) 本件各記載の記載内容の性質

最高裁平成9年9月9日判決(判例タイムズNO955.115頁)は「事 実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とでは不法行為責任 の成否に関する要件が異なるため、問題とされている表現が、事実を摘示する ものであるか、意見ないし論評の表明であるかを区別することが必要となる。 ところで、ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるか どうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として 判断すべきであり(中略)、そのことは、前記区別に当たっても妥当するもの というべきである。すなわち、新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となってい る部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した 場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の 事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、 記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分 が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三 者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的にな いしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を 摘示するものとみるのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠ける にせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の上 述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分 は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である。」と判示する。

以下、この判示に従って、本件各記載の性質、すなわち事実の摘示か意見ないし論評の表明であるかについて論ずる。

① 本件記載1-1~3

(ア) 本件記載1-1

本件記載1-1は、ココファンあすみが丘の運営の実態を前提事実とする 意見ないし論評の表明である。

(イ) 本件記載1-2

本件記載1-2は、事実摘示と意見ないし論評の表明が混在しており、事実摘示あるいは意見ないし論評の前提となる事実は、ココファンあすみが丘の運営に問題があること、職員の労働条件の実態、居住者がココファンあすみが丘での生活に不満を持っていること、居住者の投身自殺が起きたこと、居住者が抗議や要望の声を上げていること、そのような居住者の声が取り上げられないこと、退所する居住者が多いこと、入居率は半分程度で推移していることである。

(ウ) 本件記載1-3

本件記載1-3は、ココファンあすみが丘の運営の実態とココファンあす みが丘の居住者の声に対する原告らの対応を前提事実とする意見ないし論評 の表明である。

② 本件記載2-1~5

(ア) 本件記載2-1

本件記載2-1は、ココファンあすみが丘では、居住者が「『ココファン』は『ここ不安』」との述べていたとの事実の摘示である。

(イ) 本件記載2-2

本件記載2-2は、ココファンあすみが丘の居住者の声を前提事実とする 意見ないし論評の表明である。

(ウ) 本件記載2-3

本件記載2-3のうち「『ふれあい』や『安心』などの理念」は事実の摘示であり、その余の部分は、証拠等を以てその存否を決することが可能な事項ではなく、ココファンあすみが丘の運営の実態を前提事実とする意見ないし論評の表明である。

(工) 本件記載2-4

本件記載2-4は、ココファンあすみが丘における職員の労働条件の実態 を前提事実とする意見ないし論評の表明である。

(才) 本件記載2-5

本件記載2-5は、事実摘示と意見ないし論評の表明が混在しており、事実摘示あるいは意見ないし論評の前提となる事実は、居住者がココファンあすみが丘における処遇について不満を述べていること、2012年3月に入居者が飛び降り自殺をし、死亡したこと、尾崎所長は居住者に対してこの飛び降り自殺に件について説明をしなったこと、飛び降り自殺の3日後にも居住者が死亡したこと、尾崎所長は居住者に対してこの件について説明をしなかったこと、入居契約書には遺品ではなく「残置物」との表現がなされていること、守秘義務を理由として新入の入居者が隣室に挨拶をすることをさせなかったこと、ココファンあすみが丘の料金体系上、身体の具合が悪くなったり、買い物の付添いなどには追加料金が発生すること、食事の内容が悪いことである。

(カ) 本件記載2-6

本件記載2-6は、事実摘示と意見ないし論評の表明が混在しており、事 実摘示あるいは意見ないし論評の前提となる事実は、ココファンあすみが丘 の居住者は特養老人ホームの空き待ちの者や、子供から面倒を看てもらえな い親、認知症などの重篤な者がいること、居住者がココファンあすみが丘に おける処遇について不満を述べていること、居住者が「『ココファン』は『こ こ不安』」述べていることである。

(キ) 本件記載2-7

本件記載2-6は、事実摘示と意見ないし論評の表明が混在しており、事実摘示あるいは意見ないし論評の前提となる事実は、ココファンあすみが丘における職員の労働条件の実態、職員には非正規労働者が多くいること、「密告」「スパイ行為」などの噂が立ったり、「盗み聞き」されているかもしれないことを気にするような職場環境であること、夜勤者は1人であること、退職する者がいることである。

③ 本件記載3-1及び2

(ア) 本件記載3-1

本件記載3-1は、ココファンあすみが丘における運営に実態と原告らの

対応を前提事実とする意見ないし論評の表明である。

(イ) 本件記載3-2

本件記載3-2は、事実摘示と意見ないし論評の表明が混在しており、事実摘示あるいは意見ないし論評の前提となる事実は、居住者が自殺することがあったこと、職員の労働条件の実態、原告らの対応、尾崎所長の配偶者もココファンあすみが丘において勤務をしていること、居住者の訴えを原告学研ココファンの「N部長」が同社小早川社長に取り次がなかったこと、小早川社長の手紙には、尾崎所長をかばうような文面であったこと、「N部長」が「争う気なら、おやりください」旨の発言をしたことである。

④ 本件記載4

本件記載4は、事実摘示と意見ないし論評の表明が混在しており、事実摘示あるいは意見ないし論評の前提となる事実は、ココファンあすみが丘の運営の実態、職員の労働条件の実態、居住者がココファンあすみが丘における処遇に不満を述べていること、居住者が自殺することがあったこと、居住者の不満の声が取り上げられないこと、退所する者がいることである。

⑤ 本件記載5-1~12

(ア) 本件記載5-1

本件記載5-1は、ココファンあすみが丘に関する原告らの対応と居住者が不満を述べていることを前提事実とする前提事実とする意見ないし論評の表明である。

(イ) 本件記載5-2

本件記載5-2は、居住者が指摘するココファンあすみが丘の実態と問題 点を前提事実とする意見ないし論評の表明である。

(ウ) 本件記載5-3

本件記載5-3は、原告らによるココファンあすみが丘に宣伝文言と運営の実態を前提事実とする意見ないし論評の表明である。

(工) 本件記載5-4

本件記載5-4のうち、「ココファンは『ここ不安』と揶揄される」との

点は事実摘示であり、その余はココファンあすみが丘の運営の実態を前提事 実とする意見ないし論評の表明である。

(才) 本件記載5-5

本件5-5は、ココファンあすみが丘の料金体系と施設の状況を前提事実とする意見ないし論評の表明である。

(カ) 本件記載5-6

本件5-6は、ココファンあすみが丘における尾崎所長の言動を前提事実 とする意見ないし論評の表明である。

(キ) 本件記載5-7

本件5-7は、ココファンあすみが丘の居住者が死亡したことがあること、 ココファンあすみが丘における食事の実態を前提事実とする意見ないし論評 の表明である。

(ク) 本件記載5-8

本件記載5-8は、事実摘示と意見ないし論評の表明が混在しており、事 実摘示あるいは意見ないし論評の前提となる事実は、尾崎所長が守秘義務を 理由に、新規入居者、職員の新規採用の際に紹介を行わないこと、ココファ ンあすみが丘における尾崎所長の言動である。

(ケ) 本件記載5-9

本件記載5-9は、ココファンあすみが丘の入居率が創設1年を経過して も5割程度であること、居住者が死亡したことがあることを前提事実とする 意見ないし論評の表明である。

(コ) 本件記載5-10

本件記載 5-10 は、ココふぁあすみが丘の居住者には歩行困難な者がいること、施設の状況を前提事実とする意見ないし論評の表明である。

(サ) 本件記載5-11

本件記載5-11は、ココファンあすみが丘における医療体制の実態を前提事実とする意見ないし論評の表明である。

(シ) 本件記載5-12

本件記載5-12は、事実摘示と意見ないし論評の表明が混在しており、 事実摘示あるいは意見ないし論評の前提となる事実は、尾崎所長の言動、居 住者がココふぁあすみが丘の運営に不満を述べていること、職員の職場環境 の実態、職員間で「盗聴カメラ」「スパイ」などの噂が流布されていること である。

⑥ 本件記載6-1~7

(ア) 本件記載6-1~7

本件記載 $6-1\sim7$ をその前後の文脈でみるならば、前述したように、原告らが本件記載 $6-1\sim7$ により原告らの名誉が毀損された等を理由として本件訴訟を提起してきた事実を摘示するものである。

以下は、そのように解されない場合の本件記載6-1~7の性質である。

(イ) 本件記載6-1

本件記載6-1のうち、「ココファンは『ここ不安』と揶揄される」との 点は事実摘示であり、その余はココファンあすみが丘の運営の実態を前提事 実とする意見ないし論評の表明である。

(ウ) 本件記載6-2

本件6-2は、ココファンあすみが丘における尾崎所長の言動を前提事実 とする意見ないし論評の表明である。

(工) 本件記載6-3

本件6-3は、ココファンあすみが丘の居住者が死亡したことがあること、 ココファンあすみが丘における食事の実態を前提事実とする意見ないし論評 の表明である。

(才) 本件記載6-4

本件記載6-4は、事実摘示と意見ないし論評の表明が混在しており、事 実摘示あるいは意見ないし論評の前提となる事実は、尾崎所長が守秘義務を 理由に、新規入居者、職員の新規採用の際に紹介を行わないこと、ココファ ンあすみが丘における尾崎所長の言動である。

(カ) 本件記載6-5

本件記載6-5は、ココファンあすみが丘の入居率が創設1年を経過して も5割程度であること、居住者が死亡したことがあることを前提事実とする 意見ないし論評の表明である。

(キ) 本件記載6-6

本件記載6-6は、ココふぁあすみが丘の居住者には歩行困難な者がいる こと、施設の状況を前提事実とする意見ないし論評の表明である。

(ク) 本件記載6-7

6-7は、事実摘示と意見ないし論評の表明が混在しており、事実摘示あるいは意見ないし論評の前提となる事実は、ココファンあすみが丘の運営に問題があること、職員の労働条件の実態、居住者がココファンあすみが丘での生活に不満を持っていること、居住者の投身自殺が起きたこと、居住者が抗議や要望の声を上げていること、そのような居住者の声が取り上げられないこと、退所する居住者が多いこと、入居率は半分程度で推移していること、ココファンあすみが丘の居住者の声に対する原告らの対応を前提事実とする意見ないし論評の表明である。

(2) 判断枠組み

ア 以上のように本件各記載は、事実の摘示と意見ないし論評の表明が含まれている。したがって、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実が真実であることの証明があったとき、あるいは意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評の域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠く。また、仮に、摘示された事実あるいは意見ないし論評の前提としている事実が真実であるとの証明がないときにも、行為者においてこの事実を真実と信じるについて相当な理由があれば、その故意又は過失が否定される。

イ そして、真実性・相当性、意見ないし論評の域を逸脱したのか否かの判断対象となる摘示された事実、前提事実(上記(1))は整理すると以下のとおり

となる。

- 1) ココファンあすみが丘の運営の理念
- 2) ココファンあすみが丘の運営の実態と問題性
- 3) ココファンあすみが丘においては、守秘義務を理由として入居者同士の 挨拶や新規採用された職員の紹介が制限されていたこと
- 4) ココファンあすみが丘の料金体系上、身体の具合が悪くなったり、買い 物の付き添いなどには追加料金が発生すること
- 5) ココファンあすみが丘の食事の内容が悪いこと
- 6) ココファンあすみが丘の居住者が生活や運営に不満を持っていること
- 7) ココファンあすみが丘の居住者が「『ココファン』は『ここ不安』と述べていたこと
- 8) ココファンあすみが丘の居住者が生活や運営について抗議や要望の声を 上げていること
- 9) ココファンあすみが丘の入居率が創設1年を経過しても半分程度で推移 してきたこと
- 10) ココファンあすみが丘の入居者は特養ホームの空き待ちの者や、子供から面倒を看てもらえない親、認知症、歩行困難な者などの重篤な者がいること
- 11) ココファンあすみが丘の居住施設は安全上問題があること
- 12) ココファンあすみが丘における医療体制の実態
- 13) ココファンあすみが丘の居住者が投身自殺をしたこと、その後も死亡者が発生したこと及びこれに対する尾崎所長の言動
- 14) ココファンあすみが丘における尾崎所長の言動と尾崎所長の配偶者も 勤務していたこと
- 15) ココファンあすみが丘には退所する居住者がいたこと
- 16) ココファンあすみが丘の入居契約書には遺品ではなく「残置物」との表現がなされていること
- 17) ココファンあすみが丘の居住者の抗議や不満の声に原告らが対応をし

なかったこと

- 18)原告学研ココファンの「N部長」がココファン居住者の手紙を小早川 社長の取り次がなかったこと、「N部長」がココファン居住者に対して 「争う気なら、おやりください」と発言したこと
- 19)原告学研ココファンの小早川社長の手紙は尾崎所長をかばうような文面であったこと
- 20) ココファンあすみが丘の労働条件の実態
- 21) ココファンあすみが丘の夜勤体制は1人勤務体制であったこと
- 22) ココファンあすみが丘の職員には非正規職員が多くいること
- 23) ココファンあすみが丘の職場環境は、「密告」「スパイ行為」「盗聴 カメラ」などの噂が立ったり、「盗み聞き」されているかもしれないこ とを気にするようなものであったこと
- 24) 原告らが本件記載 $6-1\sim7$ により原告らの名誉が毀損された等を理由として本件訴訟を提起してきたこと

2 本件情宣活動、ココファンあすみが丘に関する事実関係

本項においては、まず(1)及び(2)において、各証人の証言、各被告の陳述内容を検討した後、(3)において、本件情宣活動、ココファンあすみが丘に関する事実関係を論ずることとする。

- (1)本件情宣活動、ココファンあすみが丘に関する証人岩井、各被告本人の主尋 間に対する陳述について
- ① 証人岩井の証言要旨 証人岩井の証言要旨は次のとおりである。
 - (ア) ココファンあすみが丘への入居について(証人岩井:4頁~6頁) 証人岩井は、2011年6月、ココファンあすみが丘に入居し、現在も入 居中である。

証人岩井は、入居する前、ココファンあすみが丘を偶然通りかかって、尾崎所長から話を聞いたことがあるものの、その際は尾崎所長から料金表のようなものを渡され、料金の説明しか受けなかった。証人岩井は、その当時からココファンが学研の関連会社であることを知っており、ココファンという名前も聞いたことがあった。証人岩井は、もともと教職にいたことから、学研という会社が「何年生の学習」といった雑誌を学校で売るような出版社であることを知っていた。証人岩井は、入居するにあたって、体験入居という言葉も知らなかったし、尾崎所長から体験入居を勧められることもなかったので、体験入居をしなかった。証人岩井は、入居当時、健康上の不安はなかった。

(イ) ココファンあすみが丘の実態と居住者の声について(証人岩井:6頁~21頁)

証人岩井は、入居後、居住者が不満を持って生活しているということを、 いろいろ耳にした。居住者同士は、食事時間や立ち話、部屋を訪問するなど して互いに話をする交流の機会があり、その際、ココファンあすみが丘に居 住したことによる不平不満が出ていた。居住者同士で、挨拶をして、天候の 話、いろいろな身の上話をしていくうちに、自然発生的につながりの機会に 発展していった。また、居住者の誰かが声をかけて、会合を開いたというこ ともあり、平賀が新居住者の歓迎のために知り合いを集めて、お茶を飲みな がら歓談したり、「月見の会」などを行っていた。しかし、ココファンあす みが丘側では、こういった居住者間のコミュニケーションを余り好ましいと いうように思ってなかった。例えば、証人岩井が入居した際に居住者から聞 いたことであるが、「近所の人とご挨拶したらよろしいんじゃないかつった ら、守秘義務で、余りそういうことは好ましくないというふうに所長からは 言われた。」とのことであった。証人岩井は、尾崎所長が周囲の居住者と挨 拶をしないほうがいいとしていたことについて、「いろんな不平不満をそこ にお互いに、なんですか、情報交換されるのが余り好ましくないというふう に思っててるんだろう。」と思った。

証人岩井が声をかけて会合を行ったこともある。女性の居住者である榊がカラオケをやりたいとのことで、証人岩井に機械の操作を手伝ってほしいと頼み、カラオケの希望者を集めてカラオケをした。なお、榊は1年以上前に引っ越しをしている。

証人岩井は、居住者の声をいろいろ聞く機会があり、居住者からいろいろ 不満を教えてもらったり、他に話を持って行く人がいないことから、証人岩 井へ話がよく来た。また、居住者に限らず、スタッフからもいろいろな情報 を提供してもらうことがあった。

証人岩井は、そういった情報を受けて、文書にまとめて、平賀と話をしたり、尾崎所長にも話したこともある。しかし、尾崎所長には話がうまく通じず、返事もなく曖昧であったので、学研ココファン本社に手紙を出したこともある。

平賀が作成した乙A4号証には、2012年3月12日に、入居者が飛びおり自殺をしたことと、それに対する尾崎所長の対応が記載されている。証人岩井もこのことを平賀から聞いている。平賀によれば、平賀が尾崎所長に対して「何が起こったんですか。」と聞いたら、尾崎所長は「転んだ」と言ったとのことであった。そして、平賀は「おかしい」「警察も来ているし、消防も来てるのに、転んだだけでそんなことはあり得ないから、要するにまあいいかげんな話をするな。」と言っていた。

証人岩井が作成した乙A5号証は居住者全体の話を集約したものである。 乙A5号証においては、ココファンあすみが丘は立派な経営理念に基づいているが、全く全体の改善がなく正反対である旨の指摘をしており、ココファンあすみが丘の問題点が整理されている。

証人岩井は、平賀作成の乙A6号証を見たことはないが、乙A6号証が作成されたころに平賀が学研本社に問題を訴えに行ったことは聞いている。

平賀作成の乙A7号証には、2012年3月30日に食堂にいた居住者及 び平賀が尾崎所長と話し合いを行った旨の記載があるが、この話合いには証 人岩井、榊も参加している。この話合いでは、尾崎所長が自分の奥さんに金 銭出納をやらせていることなどは個人商店であり、そのようなことは好まし くない旨の話をした。

その後、証人岩井は、平賀から、平賀の居室で不審な出来事があった旨聞いた。それは、学研ココファンの社長宛の手紙をコピーしていたところ、コピーの紙質が変わっており、コピーがすりかえられていたというものであり、平賀はこのことについて尾崎所長に抗議したとのことであった。

学研ココファン本社の中村仁がココファンあすみが丘に来所した際、証人 岩井は平賀及び榊とともに中村仁と面談した。その際、中村仁は、夜勤は大 変なので人を増やす方針であることなどを話した。また、中村仁と一緒に来 所した者は、平賀に対して、尾崎所長について「若いんだからね、少し大目 に見てやれ。」旨述べた。

証人岩井が作成した乙A8号証は学研ココファンの社長宛てに出したものである。この乙A8号証は、証人岩井の意見だけが記載されたものではなく、他のいろんな人たちの話が記載されている。

証人岩井は、乙A24号証の1と同様の賃貸借契約書を作成しているが、 乙A24号証の2と同様の賃貸借契約書は作成していない。証人岩井が乙A 24号証の2と同様の賃貸借契約書を作成しなかった理由は、証人岩井にお いてその内容に疑義があったからである。尾崎所長の説明は、賃貸借契約の 内容には変更はなく、ただ建物の名称が変わったので契約をし直すというも のであった。また、ココファンあすみが丘においては、賃貸借契約の変更に 関する居住者向けの説明会はなされなかった。

証人岩井が作成した乙A10号証は居住者同士で話合いをする際の共通理解のためのものである。乙A10号証2頁には「8、要望書 榊氏より女性の視点から、貴重な提案を無視する」と記載されているが、これは、榊が学研ココファンに提案要望書を提出したところ、それに対する返事がなく、無視されたような状態になったことを記載したものである。乙A39号証が榊作成に係る提案要望書であるところ、女性の視点からのものであり、証人岩井らには気がつかないようなことも記載されていたが、学研ココファンはこ

の提案要望書を無視した。

乙A39号証の2頁には相談室について「刑務所の取調室」のようである旨の記載がある。乙A40号証はこの相談室の写真であり、証人岩井が2012年ころ撮影したものである。乙A40号証の下の写真は、相談室を違う方向から撮影したものであるが、「倉庫」と記載されている。相談室は、乙A27号証2枚目にある「フロアの概要」のうちの『職員エリア」に位置しているが、居住者からの相談のために利用されている事実はないし、そういった相談ができるような部屋ではない。相談室には、折りたたみの椅子と急ごしらえの小さなテーブルがあるだけで、普段は物置のようになっている。

証人岩井が作成した乙A11号証は、学研ココファンの小早川社長宛に二度目に提出した手紙であるが、それまで学研ココファンからは何の反応もなかったことから提出した。

証人岩井が作成した乙A24号証は、居住者同士で共通理解をするためのものである。

証人岩井が作成した乙A41号証は、2012年8月18日に原告学研ココファンの木村取締役が来所する際の、話合いのためのレジュメである。同日の木村取締役との話合いには、証人岩井のほか榊や他の居住者も参加していた。他の居住者は、いろいろ不満を言いたいことがあったとのことで、5~6人参加している。木村取締役との話合いは、ココファンあすみが丘において、乙A41号証に沿って行われた。

乙A42号証は証人岩井が作成した木村取締役宛の手紙である。証人岩井が乙A42号証を作成した理由は、証人岩井やスタッフが学研ココファンの小早川社長宛に何度も手紙を出したものの、全て握りつぶされてきたという点にある。

乙A13号証は証人岩井が作成した、学研ココファンの小早川社長宛の手紙である。ここの3頁目には「この手紙の内容は多くの入の協力を得ましたので、それをまとめて文にしました。これが声なき声の本音の一部です」との記載があるが、4人のスタッフ、不特定多数の居住者の意見が含まれてい

るという趣旨である。

証人岩井が知る限り、居住者の3人がココファンあすみが丘ことについて 市議会議員に相談をしている。そして、市議会議員が議会で質問をしたり、 役所が事実関係を調査している。

乙A14号証は学研ココファン小早川社長名義の証人岩井宛の唯一の返信である。この1頁下には、平賀に関して「岩井様のおっしゃる通り開設以来、さまざまな場面で大変ご尽力いただいた方であることは十分理解しておりますが」と記載されているが、証人岩井は、これを読んで「ちょっと不審だったよな。社長も相当の、なんでしたっけ、施設を持ってて、学研のほうのね、ココファンを持ってて、しかも1度もこちらへ来たこともないし、だから平賀さんということを知ってるはずがないんじゃないかなという。」と思い、小早川社長本人が作成したものか否かについて疑念を持った。

乙A15号証は筆跡からして平賀が作成したものに間違いない。

乙A16号証については、平賀が作成したものか否かについては記憶がない。

(ウ)被告組合らが作成配布したビラについて(証人岩井:21頁~27頁)

証人岩井は、被告組合らが発行したビラの内容については確認しており、 その内容は、証人岩井や平賀が被告組合関係者に話した内容とほぼ一致している。ビラの内容については、平賀を窓口にして、事前に送付を受け、内容の確認をしている。

甲26号証の1には「職員の劣悪な労働条件」とあるが、証人岩井が職員から直接聞いたところ、「腰を痛めたとか、そういうあのそれからやはり夜勤ですと仮眠の場所もないし、仮眠も取らないと。それで、やはり明け方になってくると、たくさんの人を抱かれたりなんかする、しかもあの要するに明け方になるとおしっこが出ますわね。そういうので、なかなか来ないので、みんなやきもきして、ストレスになって怒られたとかっていうふうな、いろんなこう、それから、また、あのもう少し、なんですか、能率的に、例えば部屋へこういろんなあれを運ぶにしても、ワゴンで運べばもっと効率が上がんのにと思うんですけど、一つ一つ捧げて部屋へ持ってく」という状況であ

った。夜勤は依然として1人体制であった。甲26号証の1には「抗議や要望の声を上げても聞き入れられず」とあるが、事実である。甲26号証の1には「入居率は半分程度」とあるが、ココファンあすみが丘のポストのうち名前が書いてないのを数えれば、入居者の数は判明する。乙A32号証によると、2012年5月12日現在、ココファンあすみが丘の入居率は66パーセントとなっているが、それは出入りが激しい中での流動的な数字に過ぎない。

甲25号証の1には「買い物も付き添ってもらうと1260円取られるな ど、オプションサービスになっているものが多い」とあるが、何事も一つ一 つサービスを受ければ、別料金が発生することになるということである。乙 A25号証にある「ふれあいサービス」は1260円から始まり、掃除など の雑用にかかるサービス料が記載されているが、このことである。甲25号 証の1には、食事について「食事が悪く、コンビニで買ってレンジで温めた ようなものばかりで、ここの食事だけを食べていると体が弱る」とあるが、 ココファンあすみが丘の食事の状況は「厨房はありますけれども、メニュー は、創意工夫というよりは、要するにお仕着せで、決まったものを温めたり、 ちゃんと加工して出すというふうな、要するにファミリーレストランと同じ ような仕組みになっとります。」という程度のものである。甲25号証の1 の1頁には「『ココファン』は『ここ不安』という老人たちの一言」とある が、ココファンあすみが丘においては、そのような不安要素がたくさんあっ たことから、何気なく、うまく語呂合わせをして、「『ココファン』は『こ こ不安』」と言われていたのである。甲25号証の1の1頁には「『ふれあ い』や『安心』などの理念違反する悪徳商法、との声」とあり、「特養老人 ホームの空き待ちの人や」などとの記載があるが、ココファンあすみが丘の 居住者は「段々段々重篤な方が多くなりまして、自立する人というのはほと んど少な」く、空き待ちと同時に子供が親の面倒を見ることができない結果、 ココファンあすみが丘に頼ってくるとい状況である(以上は、証人岩井:3 3頁~34頁)。そして、「重篤」な居住者、すなわち車椅子の居住者、歩 行困難な居住者、認知症の居住者らは4階、5階に配置されている。このような状態は防災上の観点からすると問題である。なお、証人岩井は、ココファンあすみが丘において、防災訓練や避難訓練といった訓練は1回しか行っておらず、「食堂に集めて、パッとこうやって、はいさよならつってこう散っただけ。」という程度のものであった。甲25号証の1の1頁には「職員の劣悪な労働条件も重大」とあり、密告などの噂がある旨の記載があるが、証人岩井は、このような噂を聞いたことがある。この噂については、証人岩井は、部屋に設置されているナースコールによって部屋の中の会話を聞くことができるという事実を意味しているものと理解している。

甲24号証の1の1頁には「問題を押し隠し、居直る学研経営とココファン幹部」との段落に、「あすみが丘所長の0氏は自分の妻を経理担当として引き入れて」との記載があるが、まず、尾崎所長の妻がココファンあすみが丘で働いていたことは事実である。引き続き「N部長は、『争う気なら、おやりなさい』と挑戦的な態度で居直っている」との記載があるが、証人岩井自身がこのN部長の発言を聞いたことはない。

甲23号証2頁2段落目には「入居者の生活が鬱屈して、不安な思いを強いられる日々となり」との記載があるが、証人岩井は、居住者二人が証人岩井の部屋に来て、「死にたい」と聞かされたことがある。ココファンあすみが丘においては、生活が鬱屈して、不安な思いを強いられる人がいるのであり、入居者が施設に対する不満を伝えたり、問題点を指摘する仕組みがなく、それが大きな問題点である。

甲22号証の1の2頁には「告発文書紹介」とのタイトルの下、「ココファンあすみが丘の経営実態と問題点」との文書が紹介されているが、この文書は証人岩井が作成した乙A18号証のことである。この乙A18号証は、証人岩井の体験、居住者・スタッフの意見を記載したものであり、その記載内容な事実である。

(エ)被告組合らとの面談について(証人岩井:27頁~31頁)

証人岩井は、2012年9月ころに初めて被告國分らと会った。証人岩井

は、打ち合わせの際、資料を被告國分らに渡していた。乙A17号証、乙A18号証は、その際に被告國分らに渡した資料である。証人岩井は、平賀と一緒に被告國分らと会ったが、平賀から「こういう方が来るから一緒に同席してくれ。」と言われていた。

証人岩井は、2012年12月7日にも平賀と一緒に、被告國分らと会っている。乙A43号証は、その際、証人岩井が持参した資料である。

証人岩井作成に係る乙A22号証には、2013年7月に手帳がなくなったこと、同月29日に枕が汚されていたことの記載がある。証人岩井は、手帳がなくなったことについて、尾崎所長に対し「物が返ってくればと、もうね、そのまま不問に付す。」旨伝えた、その後、手帳は戻ってきた。なお、証人岩井の部屋のマスターキーはココファンあすみが丘の事務所に保管されており、スタッフであったら誰でも使えるような状態になっていた。

被告組合のビラに記載されていることは、間違っていないし、うそではない。

(オ) 尾崎所長及びココファンについて(証人岩井:31頁~33頁)

証人岩井は、尾崎所長に対して「不満というより、やっばり、もう少し理解をね、いろいろな方々が持つてる要望やなんかを理解してもらえるようにしてほしい。」といった考えを持っていた。すなわち、居住者やスタッフの要望を理解して、対応してほしいということであった。証人岩井は、尾崎所長に対して「あなたはアスペルガー症候群だ。」などと言ったことはない。証人岩井は、在職中、アスペルガー症候群についての研究を行ったことがあることなどから、本人に「あなたはアスペルガー症候群だ。」などと言うべきではないことを認識していた。したがって、尾崎所長に対して「あなたはアスペルガー症候群だ。」などと言うで

証人岩井は、ココファンあすみが丘には、立派な理念があるものの(乙A44)、それに向かって一生懸命邁進しているかどうかについては、非常に懸念を持っている。ココファンあすみが丘は安心できる建物ではないし、AEDもない。証人岩井は、学研ココファンに対して「ここで安心して暮らせ

るとか、一人一人の心の体がよりよい状態つてこと、そそういうのを考えてるとか、それから学ぶ心、触れ合いを通してって、あんまり触れ合う、あんまりこうそういう点で奨励することもないし、そういう点でこんな立派な理念があるなら、もう少し現実のあれを少し力を入れてやってほしい」との願いを持っている。

② 被告山田の陳述要旨

被告山田の供述要旨は以下のとおりである。

(ア) 「パルス」と情宣活動について(被告山田:10頁~16頁)

被告組合と被告共闘会議の名義で発行している「パルス」は1980年代の7、8年ころから発行している。「パルス」は、もともと、被告組合らが学研の本社前闘争を行う際に、学研社内で勤務している労働者に配布する目的で発行された。「パルス」の内容は、学研・争議のこと、学研社内外からの情報、新聞からの情報や被告組合らの意見であり、「学研の中でこういう争議がこんだけ長い間続いていて、学研は知らんぷりをしていると、口をぬぐっているぞ」ということは常に訴えている。

被告組合らの情宣活動の目的は、学研の労務政策や学研・ふじせ争議のこと一般的に喚起することにあり、学研に対して不利益、打撃を与えるだとか、強要、業務妨害、名誉棄損などの目的はない。

被告共闘会議は、2011年10月27日、ココファンあすみが丘周辺でビラ配布を行った。ビラ配布は、周辺住宅あるいは通行人に対して行われ、そのほかにマイクで演説することなどはしなかった。この際に配布したビラが乙A53号証である。乙A53号証は、長い期間、どこでも配布しているビラであり、配布する地域に応じた地域名を入れている。したがって、乙A53号証は、ココファンあすみが丘周辺で配布されるビラであったから、1枚目右上に「あすみが丘の地域の皆さん」と記載されているが、ココファンあすみが丘自体には一切言及しておらず、ココファンあすみが丘を誹謗中傷するビラではない。

(イ)居住者との面談について(被告山田:16頁)

被告山田も、平賀及び証人岩井と面談をしたことはある。その時期は20 12年9月29日ころであり、面談の時間は3時間ぐらいであった。被告山田の平賀及び証人岩井の印象は「立派なきちんと話される人たちだな。」というものであった。

③ 被告鈴木の陳述要旨

被告鈴木の陳述要旨は以下のとおりである。

(ア) 居住者との面談について(被告鈴木:7頁~11頁)

被告鈴木は、被告共闘会議の場において、被告國分からココファンあすみが丘の居住者から被告組合に連絡があったことを聞いた。この居住者は平賀であり、平賀から電話をかけてきたとのことであった。その後、平賀は被告組合事務所を訪れたが、この際、被告鈴木は平賀と面談をしていない。

被告鈴木は、本件訴訟が提起される前までに、平賀及び証人岩井と3回会っている。被告鈴木が、平賀及び証人岩井と会った目的は、居住者の声を掲載した「パルス」を発行した結果、「少しは学研が解決とかに向かって居住者の方の不満などに対して対応しているのかということを確認したいという、その後どうなっているのかということを確認したいということ」にあった。

被告鈴木は、平賀及び証人岩井と会った際、「非常に私などよりもずっと 先輩の方ですけども、しっかりした話し方で、記憶力も十分ある」と感じ、 驚いた。

証人岩井は、被告鈴木らとの面談の際、いつも話の内容をまとめて書類にして来た。証人岩井の書類は整理された形であった。被告鈴木らが質問をした場合であっても、その場で疑問を解消することができ、背後にある具体的な話を質問した場合であっても、次々と話が出てきた。

平賀及び証人岩井は、健常者であったので、自身の不満はそれほどなく、 個人的な恨みもなかった。他の居住者の意見をまとめてきていた。

被告鈴木は、平賀及び証人岩井と面談をした際、学研ココファンの小早川 社長から証人岩井に宛てた手紙である乙A14号証を受け取った。乙A14 号証には、平賀のことについて「岩井様のおっしゃる通り開設以来様々な場面で大変ご尽力いただいた方であることは十分理解しております」と記載されているが、被告鈴木は、これを読んで、平賀は「非常に信頼されているんだな」と思った。

なお、被告鈴木は、中央公論社において編集者として勤務していたところ、 予備的な取材の際に初対面の人から話を聞き、その信憑性を判断したり、持 ち込み原稿に短時間で目を通し、話を聞き、その信憑性を判断するという業 務を経験していた。

平賀及び証人岩井からは「とにかくいろんな居住者の方の意見をまとめて会社に伝えようとしていらっしゃる」という気持ちが伝わってきた。被告鈴木は「私たちに相談すれば何かそういうつてがさらに開けるんじゃないかなということを考えていた」と思った。

(イ) 原告学研HDの株主総会について(被告鈴木:11頁~12頁)

被告鈴木は、2012年と2014年の原告学研HDの株主総会において 質問をした。被告鈴木は、2013年の株主総会においても質問をしたもの の、議長に無視され、時間切れとのことで、結局質問することはできなかっ た。

被告鈴木は、2012年と2014年の株主総会において、ココファンあすみが丘に関するいろいろと細かいことを質問したが、一番聞きたかったことは、千葉市による立入調査のことであった。これに対して、原告学研ココファンの小早川社長は「特に問題がそのあすみが丘の施設であったわけじゃなくて、これは定期的に、こういうサ高住に対してはそういう定期的な調査が必ずある」との答弁を行った。

(ウ) 千葉市役所における調査について(被告鈴木:12頁~14頁)

小早川社長の上記答弁は、千葉市役所における調査の結果、事実に反する ことが判明した。

まず、被告共闘会議の一人が千葉市役所に架電したところ、ココファンあ すみが丘には調査が2回入っているとのことであった。

そして、千葉市役所に直接赴き、2つの担当部署に問い合わせたところ、 やはりココファンあすみが丘には調査が入っているとのことであり、その調 査は定期的なものではないとのことであった。

その後、被告鈴木らは、千葉市役所に対する情報公開請求を行い、ココファンあすみが丘への立入調査に関する情報を入手した。乙A30号証の1によると、ココファンあすみが丘には2012年10月22日、2013年4月30日の2回立入調査がなされている。乙A30号証の2によると、通報のよる立入調査がなされている。乙A30号証の4によると、2012年10月22日、入居者が担当部署を訪れ、入居者の3名以上が行動をしていることが明らかとなった。つまり、平賀及び証人岩井以外の入居者も千葉市役所に苦情を申し入れていたのである。

被告鈴木は、千葉市役所の職員に定期検査の実施について質問をしたことがある。乙A37号証はその際に受け取った書類であるが、職員によると「余り強圧的にはいるというんじゃなくて、調査してもらえませんかみたいなことを一度電話を入れてから入るということで、実際施設のほうとしては余り歓迎することではないので、ほとんど御願いを受け入れてもらえない」「実際にこういう制度はあるけれども、機能していない」とのことであった。

④ 被告國分の陳述要旨

被告國分による陳述の要旨は以下のとおりである。

(ア) 情宣活動について(被告國分:3頁~10頁)

被告組合は、本件争議に関してこれまでさまざまな情宣活動をやってきたが、その意図目的は、本件争議の実情というのを広く知ってもらうこと、本件争議を抱えている学研における業績悪化や不祥事の発生により、労働者に犠牲のしわ寄せが起きたり、取引先、提携先、株主等のステークホルダーにも不利益が生じるという状況を訴えて、争議解決が望ましいことを呼びかけ、争議解決の働きかけを要請することにある。

被告組合が行うこのような情宣の意図目的の中には、学研に対する誹謗中 傷、業務妨害、強要といった趣旨は含んでいない。例えば、被告組合は、学 研の代理店などにもビラ配布を行うが、代理店からともに学研を変えていきたいという声が寄せられたり、激励の声が寄せられることもあった。また、被告組合は、学研の提携先に対して、提携をやめろという旨の申入れは行っていない。被告組合は、提携した企業に対して、学研が問題体質を押し隠して提携をしているが、学研の実態からすると、当該提携にも悪影響を及ぼすこと、そのほか、学研の業績悪化、その他不祥事からすると、提携先にとっても争議解決が望ましいこと、このような観点から争議解決の働きかけをしてほしいこと、といった呼びかけをしており、学研を誹謗中傷するというような意図は全くない。また、提携先も被告組合の呼びかけを大方受け止めていることからしても、被告組合の呼びかけが学研に対する誹謗中傷を意図しているものとは受け取られていない。

過去、学研・ふじせ争議において、被告組合員が名誉毀損、業務妨害、強要といった罪名で逮捕されたりするなどの刑事事件が発生したことはない。

労働組合が情宣行為を行うことによって、労使関係の改善、争議の解決に向かっていくといった事例はたくさんあり、証人鈴木が証言する中央公論社闘争、証人山田が証言する朝日明和闘争のほか、ジャパマーハイツ闘争がある。東映はジャパマーハイツに対して出資を行っていたところ、解雇倒産をきっかけとしたジャパマーハイツ闘争において、東映の責任も追及した。東映は、使用者性を認めなかったものの、団体交渉を積み重ねる中で、争議を長引かせたことについて遺憾の意を示し、関係会社に雇用を保証する形で争議解決に至った(乙B19)。ジャパマーハイツ闘争においては、東映による東京国際映画祭といったイベント会場でもビラを配布し、多くの関係者に情宣を行ったが、こういった情宣が実を結んで争議の解決につながった。

被告組合が行う「一般情宣」とは、直接的に学研本社の前でもビラを配布 し、争議責任者に直に解決を求める行動とは異なる形式であり、第三者、ス テークホルダー、一般消費者、社会の人々に訴えかけることを意味する。

本件争議における情宣活動では多岐にわたる事項を取り上げている。学研 は多くの不祥事を引き起こしており、そこに学研の問題体質が現れていると ころ、そのような不祥事や業績悪化、職場の荒廃、その責任を労働者に転嫁するリストラ合理化といったこと、いわば学研の経営全般にわたる事項を情宣活動で取り上げている。このように学研の経営全般にわたる事項を取り上げる理由は、それが学研・ふじせ争議と根を一つにしているからであり、学研・ふじせ争議を引き起こした学研が同様の問題体質ゆえにいろいろ不祥事等を引き起こしているからである。しかし、被告組合が学研の経営全般の事項を情宣活動で取り上げるからといって、その意図は、学研に打撃を与えるというものではなく、例えば提携先から解決を働きかけてもらいたいことを訴え、学研としてもそのような社会的責任を自覚せざるを得なくなるような状況を作出することにある。ココファンの問題も学研経営の全般にわたる事項のうちの一つである。

被告組合がそのような学研の経営全般にわたる事項につき情宣活動を行うに当たって、被告組合は独自に調査を行う。また、学研社内からも情報が寄せられてくるし、学研が開示した情報やメディアで報道された情報も収集している。例えば、学研社内の関係者から寄せられた声としては、「しゃーない報、学研社内および関連からの声」(乙C41)がある。この乙C41号証は、学研社内の関係者から被告組合に寄せられた声を被告組合のウェブサイトに掲載したものである。また、学研の正社員のほかに、学研の代理店からも声が寄せられてくる(例えば、乙C41:13枚目)。被告組合にはこのような学研社内外からの声がたくさん寄せられてくる。また、乙C15号証~乙C18号証は、学研の管理職グループや一般社員による学研社内からの告発文書である。これらの学研社内外の声は、匿名や直接名前が分からない、顔を合わせたことがないという状態で寄せられてくることが多かったが、ココファンあすみが丘に関する情報については、ココファンあすみが丘の居住者が直接被告組合に相談に足を運んでくれ、話を聞いたという点で今までとは違っていた。

被告組合が情宣活動において取り上げる学研の不祥事、経営上の問題、赤字などの原因は、学研が自己改革できない、自浄能力がない、職場の労働者

との信頼も築けない、新しい企画を上げようとしてもそういうものは潰されていく、いわゆるヒラメ社員みたいな形で上を見て下に責任を転化するような体質などといった問題に起因するものである。被告組合の情宣活動によって、学研の不祥事、経営上の問題、赤字、株価の下落といった問題が生じたというわけではない。

(イ) ココファンに関する情宣活動について(被告國分:10頁~15頁)

被告組合がココファンの事柄を情宣活動で取り上げるようになった時期は、学研が高齢者福祉事業に進出したころである。そのきっかけは、被告組合がたまたま学研のイベントなどの情報を入手した際、2009年7月に高専賃の業界団体のイベントがあり、そこに小早川ココファン社長が出て講演をする情報が判明したので、その会場前でビラを配布することになったことである。被告組合が高齢者住宅の問題を情宣活動で取り上げた理由は、ココファンホールディングスの社長である木村常務が2008年6月26日の株主総会の際に、学研はセールスレディーの雇用については直接関係がない旨の答弁をしたことにあり(乙C46:9頁)、このような発言をする木村常務が社長を務める高齢者福祉事業というのは問題があると判断したからであった。

その後、被告組合は、2010年1月、2月から2011年6月にかけてココファン日吉周辺、雑色、六郷土手、北区西ヶ原などで情宣を行っている。これらの地域は、ココファンの新しい施設や学研教室があったからである。被告組合は、駅頭などで不特定を対象にビラ配布を行うこともあるが、学研の施設や学研関連の事業がある地域では、学研に関心を持つ人がいるので、そのような地域でビラを配布することを従前から行ってきた。被告組合は、2011年10月27日、ココファンあすみが丘の最寄り駅である土気駅の駅頭でビラ(乙A53)の配布を行った(甲27:2枚目)。この日、被告組合が土気駅に赴くことになった理由は、たまたま2駅離れた鎌取駅で別の争議団の争議(山田書院争議)があり、土気駅周辺にココファンあすみが丘が所在していたことにある。被告組合がこの日に配布したビラ(乙A53)

にはココファンに関する記載はない。また、被告組合はビラ配布以外に演説等などは行っていない。被告組合は、2012年2月15日、ココファンイベント会場前で、同年5月、ココファン三郷中央でそれぞれ情宣を行った。この間、被告組合は、ココファン施設がある場所以外でも情宣活動を行っており、被告組合としては、特段、ココファンの問題に特化して情宣活動を行う意図は有しておらず、2011年5月26日付け「パルス」(甲33)、同年6月22日付け「パルス」(甲34)、2012年3月29日付け「パルス」(甲39)、2012年4月26日付けの「パルス」(甲40)にはココファンに関する記載はない。

被告組合としては、たまたまココファンに関する情報を入手したときに情 宣活動において取り上げるということしかしてこなかった。被告組合は多数 回にわたり情宣活動を行い、「パルス」やビラを発行しているが、その中に おけるココファンに関する記載は分量的にごくわずかであるし、「パルス」 やビラにココファンに関する記載があったとしても、その占める割合はごく わずかである。

(ウ)居住者との面談と「パルス」の記載について(被告國分15頁~29頁)被告共闘会議は、2012年7月末にココファン居住者であった平賀から連絡を受けた。その際、平賀は「学研の高齢者施設のことで相談に伺いたい。」旨述べていた。被告國分は、その旨支援共闘会議から連絡を受け、2012年9月7日、被告組合の事務所で平賀と面談を行うことになった。平賀は、自分からそちらに伺いますので。」旨述べて、被告組合の事務所で面談を行うことになったのである。被告國分は、平賀と1時間半くらい面談をしたが、その際、平賀は、被告國分に対して「ココファンに入居してみて、入居するときには聞いてなかったんだけども、いろんなサービスの費用がオプションで大変かかったりして負担が大きいとか、それから、夜勤者が1人しかいなくて、ナースコールがいろんな人から鳴りっ放しになって、それで対応できなかったり、職員の人たちの過重労働ですね。そういう人たちがやはり長く働き続けられなくてやめていっちやったりするというふうなこと、とか、そ

れから、食事も、やはりレトルト食品みたいなものをちょっと温めた程度のもので、どうもここの食事だけだと体が弱っていくような状態だとか、それから、平賀さん自身がこういったいろんな問題点を感じて学研ココファンに手紙を出したんだけども、その手紙も何か全然ナシのつぶてで、しかも、その手紙のコピーを部屋に侵入されてすりかえられるというようなことも起きて、非常に不安だと。ここに住んでる人も食事のことだけじゃなくて、自殺した人も現れて、そのことについての説明も全くない。新しい人が入居したときなんかにも、普通だったらアパートでも隣の人に挨拶するわけですけども、隣の部屋に挨拶をするということもさせないというような、そういう管理の仕方をしてるというようなことで非常に問題を感じているんだけども、一向に改善されない。」旨述べ、乙A7号証、乙A9号証、乙A12号証を手渡した(なお、この際に被告國分は乙A27号証を平賀から受け取ったか否かについては記憶が定かではない。)。

被告國分は、平賀と面談する前に、学研のウェブサイトによってココファンに関する調査を行った。乙A32号証には、ココファンの入居率が記載されており、被告國分は、これを見た際、ココファンあすみが丘以外は100パーセント近い入居率であるのに対し、ココファンあすみが丘は66パーセントと目立って入居率が低いことに驚いた。また、乙A33号証の1によると、ココファンあすみが丘の売却先として「年金ファンドS.O.W」と記載されていた(なお、乙A33の2にもココファンあすみが丘を年金ファンドに売却する旨記載されているが、これを被告國分が調べた時期は、平賀と面談した後のことである。)。

被告國分は、平賀からココファンあすみが丘の売却のことに関する話も聞いたが、平賀によると「薄々聞いていたけども、全く施設のほうからの説明はなかったんで、みんな居住者の人たちも難民になるおそれがある。」とのことであり、非常に困っている様子であった。

平賀は、國分に対して、非常に温厚な紳士的態度で落ち着いて、気持ちを 抑制しながらいろいろなことを説明した。このような平賀の説明を聞いて、 被告國分は、売却が迫っている中、なんとかココファンあすみが丘を改善したいという平賀の気持ちを感じ、「やっぱりかな」「学研だからこういうことになってしまうのかな」「私たちが問題体質ということで言ってきたこと、そして、高齢者をリストラで解雇しておきながら一方でこういう事業に進出してると、そういうことのやっぱり矛盾というのは必ず出てくるんじゃないかなと、そういうことを危惧していたわけですけども、それが現実のものになった。」旨受け止めた。

そして、平賀は、被告國分に対して「改善を求める手紙を出しても全く答えもないし、何とか解決を図るために協力をしてもらいたい。」「組合のほうで取り上げてほしい。」旨の希望を述べた。これに対し、被告國分は「基本的にはこれはもう、取り組んでいかなきゃいけない問題だな。」と思い、平賀との間で、被告組合が何らかの協力をしていくこと、被告組合のビラに掲載すること、売却も迫っているので9月中にはビラに掲載したほうがいいかもしれないこと、学研は被告國分らに対して非常な敵対意識を持っており、被告組合が取り組むといっても、学研が素直に平賀の求めるような解決改善を図るかどうかという課題があるということ、差し当たってはこういうことが起きているということが外に、例えば被告組合に伝わりかけているという状況をちょっと示して、それが本格的に知られないうちに学研が解決を図るというふうになれば一番良いのではないかということなどを話した。

被告國分は、平賀との面談の後、被告共闘会議に対し、平賀との面談の結果を伝え、「こういう状況なんでぜひ取り組もう。」と相談をし、さらに詳しい話を聞くためにココファンあすみが丘に赴くことになった。

2012年9月26日付け「パルス」(甲26の1)に被告國分が平賀から聞いた話を取りまとめて掲載した。そこには「その様子の一部が私たちへも伝わってきています」との記載があるが、この記載は、ココファンあすみが丘の問題が外に、例えば被告組合に伝わりかけているという状況をちょっと示して、それが本格的に知られないうちに学研が解決を図るというということになれば一番良いとの判断の下、「漏れ伝わってきています」という形

にして、被告組合が居住者から直接聞いたという記載にはしなかったことを 意味する。

被告組合は、この甲26号証の1のココファンあすみが丘に関する原稿を 事前に公にする前である同年9月23日に平賀にファックス送信し(乙A54)、確認してもらっている(なお、他の「パルス」の原稿についても、公にする前に平賀あるいは証人岩井に確認してもらっている。)。

被告國分らは、同年9月29日、土気駅近くに所在する郵便局2階の会議室において、平賀及び証人岩井と面談をした。その際、被告國分は、平賀の様子については同年9月7日に面談をした際と同様の印象を持ち、証人岩井の様子については「しっかりした方で目にも力があるな。」「書かれてることも非常に論理的」との印象を持った。面談は証人岩井が用意した文書をもとにしながら行われた。その際、被告國分らが受け取った文書は、乙A8号証、乙A11号証、乙A13号証~乙A18号証である。被告國分は、この日の面談で「学研のほうは全然改善の姿勢もその後も見られないという中で、単に平賀さんだけじゃなくて岩井さんの話も聞くことができて、そういう意味で直接複数の居住者の方から話を伺うことができたということで、より最初に聞いた話がやっぱりそうなんだな。」という点で、信憑性を強く感じた。

2012年10月30日付け「パルス」(甲25の1)、2012年11 月28日付け「パルス」(甲24の1)におけるココファンあすみが丘に関する記載は、この日の平賀及び証人岩井から聞き取った事項、あるいは受け取った文書をもとに作成されたものである。

被告國分は、2012年12月7日にも平賀及び岩井と面談をした。この 面談の内容は、前回の面談内容の再確認、12月の終わり予定されていた学 研の株主総会においてココファンあすみが丘の問題を取り上げ、解決を図る ように促していくこと、ココファンあすみが丘の居住者数名が手分けをして、 共産党、公明党、民主党の議員や役所に陳情にいったことであった。

2012年12月21日、学研の株主総会が行われたが、平賀はこの株主総会に出席した。平賀は、ココファンあすみが丘に入居する際に学研の株を

購入していたことから、被告國分らが株主総会で質問をする内容を、自分の目、耳で確かめたいとのことであった。なお、被告國分らは、平賀に対して、株主として「直接の当事者が質問するということもありですよと、そのほうがいいんじゃないですか。」と言ったが、平賀は遠慮し、被告國分らが質問をすることになった。総会当日は、総会の会場の前で証人岩井作成の意見書(乙A18)及び総会での質問通知書を配布した。証人岩井の意見書(乙A18)の3枚目は、もともとは証人尾崎の名前が記載されていたが、○○という形にした。この総会において、被告國分らがココファンあすみが丘での問題について質問したところ、学研側は、ココファンあすみが丘においては何も問題が起きておらず、行政による調査も定期的な打合わせである旨の虚偽答弁を行った。2013年1月9日付け「パルス」にこの株主総会の状況が記載されている。

被告組合らは、2013年2月1日、本件争議35周年にあたり、学研本社前及び五反田駅頭でのビラ配布、屋内集会を行った。甲23号証のビラはこの際配布したビラであるが、このビラのうちのココファンあすみが丘に関する事項も平賀や証人岩井から聞き取った事項、あるいは受け取った資料に基づいて話、あるいは文書に基づいて作成されている。そして、平賀は、この屋内集会に参加し(乙A20の2)、「ココファンあすみが丘でこういうことが起こってると、自分たちとしては組合に相談して何とか改善を学研にしてもらいたいというふうに思ってるんだけども、なかなかまだまだ進んでいないので、ぜひ皆さんご支援をお願いします。」という旨の発言を行った。この平賀の発言内容は、平賀が被告國分らとの面談の際に話した内容をかいつまんだものであった。

2013年2月20日付け「パルス」(甲22の1)のうちのココファン あすみが丘に関する記載は、前年の株主総会の会場前で配布した証人岩井作 成の文書(乙A18)をほぼそのまま転載したものである。

2013年6月25日付け「パルス」(甲45)にもココファンあすみが 丘に関する記載がある。それは、被告組合らが学研から同年6月7日付けで

本件訴訟が提起された(14976号事件)ので、本件訴訟の中身つまり「私たちのビラの何がこういう損害賠償、名誉毀損というふうに相手が言おうとしてるのかということを紹介するため」の記載である。

被告國分は、2013年8月13日、同年9月26日、同年12月16日、 2014年10月29日にも平賀と面談をしている。

⑤ 証人岩井の証言及び各被告の陳述の評価

(ア) 証人岩井の証言について

まず、証人岩井の上記証言要旨から明らかなとおり、その内容の骨子は、ココファンあすみが丘の運営体制に問題があり、居住者が相当程度不満を持っていたこと、そういった居住者の不満を平賀や証人岩井が取りまとめ、原告学研ココファンに対して改善を要求していたが、原告学研ココファンはそれをまともに取り上げようとせず、無視する態度をとり続けてきたこと、そのため、平賀は被告組合らに接触を図り、ココファンあすみが丘の問題を伝え、被告組合らもこの問題を組合活動の一環として取り上げるようになったこと、その過程を通じて、証人岩井も被告組合らと接触するようになり、被告組合らにココファンあすみが丘の問題に関する情報を提供していったというものである。

そして、被告國分、被告鈴木、被告山田の各陳述の骨子もこのような証人 岩井の証言と合致し、相互に矛盾する点はなく、事実経過として極めて自然 であると評価すべきである。

b 次に、証人岩井の各個別の証言内容である。

まず、証人岩井の証言要旨のうち「(ア) ココファンあすみが丘への入所 について」は、その内容からして何ら疑義を挟む余地はない。

また、「(エ)被告組合らとの面談について」についても、被告組合らとの面談の日時、場所、参加者、面談内容、面談の際に配布した文書類(乙A11、乙A13~乙A18、乙A43など)については、被告國分、被告鈴木、被告山田の各陳述と合致しているので、信用するに値する。

そして、「(イ) ココファンあすみが丘の実態と居住者の声について」、

とその内容を前提とする「(ウ)被告組合らが作成配布したビラについて」である。証人岩井は、ココファンあすみが丘の実態と居住者の声などを取りまとめた文書や原告学研ココファン宛の信書を複数作成しており(乙A5、乙A8、乙A10~乙A13、乙A18、乙A23、乙A41~43)、これはその作成日付の都度、作成されたものと解されるが、証人岩井の証言はこれらの各文書や各信書と矛盾する点はないばかりか、これら各文書や各信書相互間も矛盾する点はな内容は一貫している。また、平賀や榊も同様に複数の文書を作成しているところ(乙A4、乙A6、乙A7、乙A9、乙A15~17、乙A39)、証人岩井の証言は、これら平賀や榊の文書とも矛盾せず、むしろ事実関係や趣旨を同じくする点が多い。証人岩井、平賀、榊らが作成した文書に記載されている事項は、その内容から見てココファンあすみが丘の居住者しか知り得ず、かつあえて文書化をしたことからすると、ココファンあすみが丘における生活過程の中で、特段強い印象を持った事項であると考えられるところ、このような事項に沿った証人岩井の証言の信用性は高いというべきである。

次に「(オ) 尾崎所長及びココファンについて」であるが、証人岩井による尾崎所長に関する「不満というより、やっぱり、もう少し理解をね、いろいろな方々が持つてる要望やなんかを理解してもらえるようにしてほしい。」との証言は、極めて冷静で率直な心情を吐露したものと評価でき、またココファンあすみが丘に関する「ここで安心して暮らせるとか、一人一人の心の体がよりよい状態つてこと、そそういうのを考えてるとか、それから学ぶ心、触れ合いを通してって、あんまり触れ合う、あんまりこうそういう点で奨励することもないし、そういう点でこんな立派な理念があるなら、もう少し現実のあれを少し力を入れてやってほしい」との証言も、居住者の立場から発せられた証言として至極当然のことを述べたものと評価できる。そして、証人岩井は、尾崎所長に対して「あなたはアスペルガー症候群だ。」と言ったことを否定しているが、直に他人に向かって「あなたはアスペルガー症候群だ」などと発言すること自体不自然な極めて不自然な局面であるし、証人岩

井がこのような発言をしたはずはない理由として挙げる、教職にあった当時アスペルガー症候群の研究を行ったことがあり(この点、証人岩井は「20年障害者の子供を預かって、特に思春期の子供ですね、それからあと福祉施設の代表を10年やりまして、やめてからですね、それから役所の生活を10年やりまして」(証人岩井:44頁)と証言する。)、このような経験上本人に「あなたはアスペルガー症候群だ。」などと言うべきではないことを認識していたとの点は十分に首肯しうる。したがって、上記「(オ)尾崎所長及びココファン」に関する証人岩井の証言も信用に値する。

c また、証人岩井は反対尋問にもいささかも揺らぐことはない。

すなわち、証人岩井の反対尋問の中では、証人岩井が認知症の居住者など ほかの入居者の不満の声を集約していたこと(証人岩井:35頁)、居住者 同士のコミュニティーが育つべき理由として「やっぱりお互いに人と人との いい人間関係ができてですね、それでやはり心が安定したような状況にする のがやっばり必要だと思います。ただ、食べて寝てっていうんじゃなくてで すね。」との点をあげていること(同頁)、そのためには自分の「特性」あ るいは「障害」をある程度「カミングアウトして、みんなに理解してもらえ る」ことが必要であること(証人岩井:36頁)、ココファンあすみが丘で はそういったコミニティーが「守秘義務」のために育っていないこと(同頁)、 ココファンあすみが丘は入居者を満杯いにすることが至上命題であり、その ため、身体の不自由な人を4階に居住させることが行われていること(同頁)、 コミュニティーや福祉の精神といった点からすると、労働条件や人間関係へ の経営上の配慮が欠けていること(証人岩井:36頁~37頁)、尾崎所長 はリーダーとしての素質が欠けており、居住者とのトラブルを起こしたり、 居住者とのコミュニケーションがうまく取ることができていなかったこと、 居住者は尾崎所長から「年寄バカ」と見られている印象をもっていたこと、 ココファンあすみが丘の職員が尾崎所長に対して自由に意見を言うことがで きる雰囲気になかったこと、尾崎所長は自分の配偶者を経理担当者にしてい たこと(証人岩井:37頁~39頁)、2013年7月ころ、自室から手帳 と電卓がなくなり、ベッドに赤い絵の具がついていたという出来事があったが、はっきりしたことが分からなかったので、そのまま不問に付したこと(証人岩井:39頁~40頁)2011年4月ころ、平賀の自室に置いてあった手紙のコピーが入れ替わったという出来事があったこと(証人岩井:41頁~42)、2012年3月の投身自殺の件については、平賀から尾崎所長が「転んだんだ」と述べていたことを聞いたこと(証人岩井:42頁)、ココファンあすみが丘の施設は「一番最上階において、車椅子の方だとかね、だったら救えないでしょう、歩行が困難だとかね。それから、認知症の人だとかというのを上へ上げればね、一ある程度自立した人はほとんど少ないんです」という状況にあること(証人岩井:46頁)などを証言するが、これら反対尋問に対する証言も主尋問に矛盾しないばかりか、証人岩井の作成した文書(乙A5、乙A8、乙A10~乙A13、乙A18、乙A23、乙A41~43)の内容にも合致している。

d 以上からすると、証人岩井の証言は極めて信用性が高いと言うべきであり、 証人岩井の証言あるいは証人岩井の作成した文書(乙A5、乙A8、乙A1 0~乙A13、乙A18、乙A23、乙A41~43)に沿った事実が認め られるべきである。

(イ) 各被告らの陳述について

次に各被告らの陳述であるが、平賀や証人岩井との面談の経緯・内容については、上記のとおり、面談の日時、場所、参加者、面談内容、面談の際に配布した文書類(乙A11、乙A13~乙A18、乙A43など)といった点において、各被告の陳述と証人岩井の証言は一致しているほか、各被告の立場で経験した労働争議の内容、本件争議の内容・経過、本件情宣行動の趣旨目的、経過、内容等を極めて自然かつ詳細に陳述していること、他の証拠とも矛盾する点はないことからすると、その陳述内容には何ら問題はなく、各被告の陳述内容に沿った事実が認められるべきである。

(2) 証人尾崎の証言について

① 証人尾崎の証言の骨子

証人尾崎の証言の骨子は、平賀及び証人岩井はココファンあすみが丘におけるリーダー的存在であると思っていたこと、平賀及び証人岩井の意見・要望はサービス付き高齢者向け住宅にそぐわないものであったこと、証人尾崎が平賀及び証人岩井の意見・要望に応じなかったところ、平賀及び証人岩井は証人尾崎に対する強い不満を抱くようになったこと、ココファンあすみが丘における平賀及び証人岩井は浮いた存在であったこと、被告組合らのビラは事実に基づくものではないこと、千葉市の立入調査は異例なものではなく、千葉市から改善を求められたことはないこと、被告組合らのビラによりココファンあすみが丘に悪影響が生じ、ひいては学研ブランドの信用にも傷がつくというものである。

しかし、このような証人尾崎の証言は以下に見るように重大な問題点が存し、 証人岩井の証言や各被告の陳述と合致する点以外は到底信用することはできない。

② 証人尾崎の証言の問題点

第一に、平賀及び証人岩井がココファンあすみが丘のリーダー的存在であると思っていた旨証言する点と平賀及び証人岩井がココファンあすみが丘においてはリーダー的存在なるものは証拠上何ら認めることはできないし、証人岩井は、認知症など声を上げにくい居住者をはじめとして他の居住者の声を取りまとめていたに過ぎない。また、他の居住者も平賀及び証人岩井と同様の不満お声を上げていた。すなわち、居住者であった榊は、2012年4月12日及び同年6月28日の2回にわたり、ココファンあすみが丘の運営を批判する要望書を原告学研ココファンに提出しているほか(乙A39)、複数の居住者が千葉市にココファンに提出しているほか(乙A39)、複数の居住者が千葉市にココファンは提出しているほか(乙A39)、複数の居住者が千つている(2012年4月末頃につき乙A30の6、同年5月14日につき乙A30の4:1枚目、同年8月10日の白鳥議員の行動つき乙A30の4:1

0の4:4枚目、2013年1月17日につき乙A30の4:5枚目)。そし て、これらの居住者からの通報に基づき千葉市は、2012年10月22日及 び2013年4月30日の2回にわたり、ココファンあすみが丘の立入調査を 実施しているのである。さらに、2012年8月18日に原告学研ココファン の木村取締役がココファンあすみが丘を訪れた際、証人岩井や榊のほか、5~ 6人の居住者が不満を述べるために、木村取締役との話し合いに参加してい る。証人尾崎は、他の入居者が、平賀及び岩井について「正直、そういったと ころについていけないな」との意見を持っていたこと、入居者の中には、平賀 の姿が見えたら隠れたり、すれ違うのも嫌がっている、話を聞かず無視をする 者もいたこと、他の入居者から、岩井たちについて「いろいろ言われてるよう だけれども気にしなくていいんじゃないか」「無視していいんじゃないか」な どと言われるようになったこと、証人岩井が企画したお別れ会について、他の 居住者が「その会に誘われて、会費を払えと言われたんだけれども、これは払 わないといけないのか、払いたくない」という相談を受けたことなどを証言す るが、何ら客観的な裏付けのない証言である。ココファンあすみが丘の居住者 たちはそれぞれの立場から運営に対する批判的な意見や不満を持っており、そ れをたまたま平賀や証人岩井が取りまとめることがあったに過ぎない。

第二に、平賀及び証人岩井の意見・要望はサービス付き高齢者向け住宅にそぐわないものであった旨証言する点である。証人尾崎は、そもそもサービス付き高齢者向け住宅はプライバシー重視、有料老人ホームは見守り・安全・協調的な生活重視と証言するが、このようにサービス付き高齢者住宅と有料老人ホームの性格を分けて考えることはできないことは、被告第13準備書面で論じたとおりであり、証人尾崎の立論は机上の空論に過ぎない。原告も認めるとおり、ココファンあすみが丘においては、認知症や要介護の入居者も増えていることからすると、ココファンあすみが丘と他の有料老人ホームとでその性格を画然と区別することはできないはずである。

第三に、証人尾崎が平賀及び証人岩井の意見・要望に応じなかったところ、 平賀及び証人岩井は証人尾崎に対する強い不満を抱くようになった旨証言する 点である。前述したとおり、証人岩井は、証人尾崎に対して「不満というより、やっぱり、もう少し理解をね、いろいろな方々が持つてる要望やなんかを理解してもらえるようにしてほしい。」との考えを持っていたのである。証人岩井がこのような考え方を持っているにもかかわらず、あえて証人尾崎が、平賀及び証人岩井は証人尾崎に対する強い不満を持っていたと強弁するのであれば、やはり証人尾崎は、ココファンあすみが丘の居住者とのコミュニケーションをうまく保つことができていなかったと評価せざるを得ない。

第四に、被告組合らのビラが事実に基づかない旨証言する点である。被告組らのビラは、平賀や証人岩井から聞き取った事項、あるいは受け取った資料や文書類を基に、平賀や証人岩井の確認を経た上で作成されたものであって、これを事実に基づかないとする態度は、証人尾崎自身、居住者の不満の声を取り上げていなかったことを裏付けるものである。

第五に、千葉市の立入調査は異例なものではなく、千葉市から改善を求められたことはない旨証言する点である。しかし、千葉市による上記2回にわたる立入調査は、定期調査ではく、居住者からの通報に基づく立入調査であって異例なことである。また、仮に千葉市から改善を求められなかったといしても、それはただ単に、居住者が相談した事項が「登録内容上の問題」(乙A30の4:1枚目)ではなかったり、食堂の手洗いが「法的設置義務」(乙A30の4:2枚目)がなかっため、千葉市が権限上改善を求めることができなかったに過ぎず、居住者からの相談や苦情があったことは間違いない。この点、2012年10月26日、近藤議員は、千葉市に対して「制度としてどうあるべきかという以前に、市民から苦情が出ているので、市として指導をしてほしい」と述べている(乙A30の5)。証人尾崎の立論は、居住者からの相談や苦情が千葉市に対してなされていた事実を無視する暴論である。

第六に、被告組合らのビラによりココファンあすみが丘に悪影響が生じ、ひいては学研ブランドの信用にも傷がつく旨証言する点である。証人尾崎は、居住者の娘がココファンあすみが丘の近くに住んでいたところ、ビラが投函され、娘がそのビラを持って証人尾崎を訪れ、「こんなものが入っていたんだけれど」

と不安そうに相談に来たことがある旨証言する(証人尾崎:17頁~18頁)。しかし、被告組合らが2011年10月27日に土気駅周辺で配布したビラ(乙A53)にはココファンあるいはココファンあすみが丘に関する記載は一切ないし、証人尾崎によれば、このビラを保管することもなかった。もし、被告組合らによるビラ配布によりココファンあすみが丘に悪影響が生じるのであれば、そのビラを保管して然るべきであるが、そのようなことも行っていないのである。証人尾崎の証言は極めて不自然である。また、証人尾崎は、ココファンあすみが丘の住居者の紹介数が減るだとか、労働者の募集にも支障がでるなどと証言するが(証人尾崎:18頁)、何ら客観的な裏付けがない。そして、ココファンが誹謗中傷されると、学研ブランドの信用に傷が付くとも証言するが(証人尾崎:18頁~19頁)、学研の子会社の単なる一従業員が学研ブランドに傷が付くかどうかを知りうる立場にはなく、証言には何の根拠もない。

以上、証人尾崎の証言には多くの問題点があることからすると、証人尾崎の 証言のうち、証人岩井、各被告の陳述と矛盾しない点はともかく、それ以外の 証言は到底信用することはできない。

(3) 各証拠によって認められる事実関係

以上のとおり、証人岩井の証言、各被告の陳述には信用性が認められる一方、 証人尾崎の証言のうち証人岩井の証言、各被告の陳述と相容れない部分につい ては信用性は認められない。本件における事実認定にあっては、このような証 言・陳述の評価を踏まえてなされるべきである。

そして、信用性を有する証人岩井の証言及び各被告の陳述と他の関係証拠を 併せると、本件情宣活動、ココファンあすみが丘については以下の事実が認め られる。

① 相次ぐ居住者の死亡

(ア) 2012年3月12日、ココファンあすみが丘において、居住者が飛びおり自殺をした。警察や救急車が来て、施設内が大騒ぎになっている時に平賀が現場に居合わせたが、近くを通りかかった尾崎所長に「何があったんです

- か」と質問をいたが、尾崎所長は「転んだ、転んだ」と繰り返すのみであった。その後も尾崎所長からは何の説明もなかった。
- (イ) 2012年3月15日、ココファンあすみが丘の居住者が死亡した。5階 に入居しており、平賀とも交流があったが、平賀が尾崎所長に「どんな事情 だったのですか」と質問をしても、尾崎所長は何も答えなかった。
- (ウ) 平賀は、これら居住者が死亡したこと等について書面(乙A4)を作成した。乙A4号証には「平成二十四年三月十二日学研ココファンあすみが丘で入居している男性が三階より飛び降り自殺をしました。たまたま通りかかった時、警察、消防、救急車、と慌ただしく、何か、あったのですかと、尾崎所長に聞いたら、ただ転んだ、転んだと繰り返すのみで、何も答えず、動転しておりました。そのご三月十五日に五階の入居者が亡くなり、同じ階の入居者が、聞いても何も説明せず、本来なら事情が判り次第、ご説明を致します、と言うのが常識だと思う。」「入居者の一人が、私は他に行くところがないので、所長の悪口を、言い乍ら一生、此処で暮らすのは、嫌だど仕方がない、言う言葉が発端となり、此の様な展開となりました。」とある。
- ② 2012年3月付け「ココファンあすみが丘の管理運営の問題点」(乙A5) 証人岩井は、2012年3月、「ココファンあすみが丘の管理運営の問題点」 (乙A5) を作成した。乙A5は、ココファンあすみが丘の実態について、1) 経営理念と現実との齟齬、2) 企業体質に準じて管理運営能力の拙劣、3) 相談機能の不在、4) 守秘義務の拡大解釈と人間疎外、5) 衛生管理の怠慢、6) 天災・人災に対する防災・危機管理の不備、7)ナースコールはワイヤレス(無線)、8) スタッフの労務過重負担、9) 会計の不透明性、10) 施設内の条件整備のお粗末と経営の刷新、という観点から論じてており、次のような記載がある。「空虚な美辞麗句を並べた経営理念は、単なる人集めと利益優先の手段で、しかも看板に偽りありの悪徳商法を感じてならない。であるから、広告だけを頼りに入居した人で『だまされた・・・』の声をよく耳にする。」「企業として福祉の心より収益優先、つまり人間尊重の理念が希薄に思えてならない。社長が一度も訪れて事もなく、所長の我々のへ態度も敬老でなく侮蔑、つまり『年寄りバカ』と見

る侮蔑さを感じ人間性の一端を垣間見ることが出来る。」「(尾崎所長は)人と の対話が不得手で、相手の心証を悪くして軽蔑される。そんな人間性に失望し、 入居者やスタッフでここを去る人が時折見受けられた。そのおり、円満退職はな く、トラブルで退職するケースが見受けられる。」「その中で、所長は自分の妻 を臨時雇用して、権限委譲して全体を仕切る体制で、当に個人商店の公私混同の 経営形態をとっている。」「ココファンあすみが丘経営の中核を占める生活相談 は、全く機能不全である。現に相談室の掲示はあるが、部屋は単なる物置で、そ の担当の配置もない。」「それは医療相談も同じで、南病院と提携して、患者の 受け入れは応じるが、相談事項は病院当事者に聞いたら無いとの回答でした。こ れは精神科を含めて早急に設置すべきである。先般、急患も携帯先病院から断ら れ、救急難民が生じている。しかも入居の際の契約事項で『スタッフは同乗しな い』と謳っている。」「更に、守秘義務と称して、人相互の交流を阻むような行 動が見られる。例えば、新規の入居者又は退去者の挨拶や紹介は行わないよう指 導している。」「その典型的事例は、スタッフ·居住者の動静を一切知らせない。 そのため、見慣れない人がいつの間にか居る、顔なじみの人が何時の間にか見え ない。それは所長が入居・退去の際、近隣への挨拶は守秘義務を掲げ不要と指導 している。」「所長は集会をも忌避する」「衛生管理で最大の欠陥は、食堂に手 洗いが無いことで、現在はアルコール消毒のみであるが、細菌によっては効力が 無いことが分かってきた。故に、伝染病が発生した時を想定し杞憂している。そ の事は所長に話しても全く設置する考えが無い。」「それを象徴するように食堂 で働くスタッフの服装の乱れもそれを物語っているように思える。」「手洗い場 の設置を要求しても音沙汰なし、誠意を全く感じない。」「ココファンの建築構 造が、元々高齢者向きに対応していない。健常者に適応する構造になっている。 それなのに認知症、車椅子等の障害を抱えた人たちが大勢を占め、しかも多数が 高層階の4階、5階に住んでいる。しかも、非常階段が施錠されているので、健 常者でも建物構造は安全に避難は困難と言える。ましてや、大勢が認知症、歩行 困難で救助体制もない体制である。」「更に、防災計画・自衛組織・安全対策が 居住者に何ら提示されていない。」「認知症や身体機能が重篤の人は、今の枕元 のナースコール(有線)では、自身が倒れたときに、そこへ手が届かず命を落と しかねない。そこで、各自の胸元にスイッチが有って、非常の際には機能するよ うに多くの人が望んでいる。所長に話しても、聴く耳を持たない」「スタッフの ご苦労は居住者の目から見て、働く姿からご苦労が窺い知れます。まず、介護の ための夜間一人体制で仮眠室もなく、夜間のナースコールの多さに翻弄される現 状である。また、食事もルームサービスや車椅子で送迎、その他きめ細かいサー ビス等多忙を極めている。そんな現状にもかかわらず旧態依然の業務改善が見ら れない。重篤状態の人が入居して、その数が増え、介護の過重負担から体調を崩 す人が多くなりつつあり、健康問題が気になる。そこで、スタッフが提案しても 無視され、パワハラを恐れて口をつぐんでいる。これは居住者も同じで、提案し ても無視するか、予算が無いが回答の決まり文句である」「居住者は居住に関す る、多額の費用を納入している。それに関連して決算報告はあって然るべきであ る。」「認知症や身体障害の重篤状態になると、多額の費用負担が伴い音をあげ る人が見られる。察するところ、入居の際十分な説明が成されないのではないか」 「既に、開設以来2年を経過して、何処も一枚の絵画や装飾がない、殺風景な景 観を呈している。」「居住者が憩えるサロン、自由時間を有効に過ごす施設設備 が貧弱」「重篤な居住者が増えて、むしろ特別養護老人ホームより不十分な体制 で、サービスに無理がある。それは介護に携わるスタッフの過重労務と入居者の 不満ともなっている。つまり、終の棲家と言いながら、重篤状態になったら次の 場所への保証が無い不安も考慮しなければならない。」「そんな不安を抱えて、 誰言うとなく『ココファン』は『ここ不安』と揶揄している。ここを批判する人 はいるが、褒め言葉は聞かない。」「所長は、批判的な人達を放逐するため、仕 事に嫌気がさすように仕向け、退職・退去に追い込み、保身を図っているように 感じる。」「ココファンあすみが丘は、この近隣・周辺地域から、悪評の噂が人 から人へ拡散して、入居を躊躇する人も居ると聞いて、所長は裸の王様そのもの である。」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A5号証に記載されたとおりであった。

③ 2012年3月23日付け「学研ココファンあすみが丘について」(乙A6) 平賀は、2012年3月23日付け「学研ココファンあすみが丘について」(乙 A6)を作成した。乙A6号証は、原告学研ココファンの高齢者住宅賃貸担当者 宛てに作成した信書であり、次のような記載がある。「昨年10月非常に私達居 住者の人々に愛情深く接して下さった新井さん長野さん突然挨拶もせず退職さ れました。そしてケア統括責任者である守谷さんまで消えてしまいました。事務 所長尾崎氏とのトラブルでと色々と憶測がありました。その後ケア統括責任者と して尾崎事務所長の奥さんがケア統括責任者として仕事をして居ります。夫婦で 働くのは自営業等々で良くありますが東証1部の会社ではあまり聞きません同 じ場所でです。それ以来ホームの空気が変りケアの人に話しかけても私はパー トですのでと逃げてしまいます。居住者の意見も色々あり防犯の事ケアの事あ りますが中々うまくいきません 裏の出入口は多くの車が発着しますが雨が降 ると濡れます 車椅子の人や杖をついている人も居ります。雨よけの庇さしを造 って下さるようにと所長に要望して居りますが実現せず本社の予算の都合があ るのか知れませんが考慮して頂ければ幸いです。3月12日 3月15日と続け て男の方が亡くなり警察の方が来て騒ぎになりましたが尾崎所長はいきさつを 発表せず居住者の胸に重くのしかかって居ります」「所長は云い訳をして逃げて 事を済ましてしまいます」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A6号証に記載されたとおりであった。

- ④ ココファンあすみが丘居住者による要望書 ココファンあすみが丘の居住者である榊は、2012年4月12日、原告学研 ココファンに要望書を提出した(乙A39)。
- ⑤ 平賀の居室への侵入事件 2012年4月22日、平賀が作成して居室に置いていた原告学研ココファン 小早川社長宛の書面が紙質の異なるコピーと入れ替わる事件が発生した。
- ⑥ 2012年4月24日付け原告学研ココファン小早川社長宛の信書(乙A7) 平賀は、原告学研ココファンの代表者である小早川宛てに2012年4月2

4日付け信書(乙A7)を作成した。

乙A7号証には次のとおりの記載がある。「3月に学研本社に参り担当の方と 色々とお話を致しました。昨年10月にパートで事務の方が2人続けて退職され 、近くに住んで通勤に便利でと非常に喜んで居り、私たち入居者にも気持ちよく 接しておりました。尾崎所長と色々と憶測が飛び何かあったか知る由もありませ んが突然退職し挨拶もせず去って行きました。地元の方ですので口コミの恐れも あり、円満退職なら良いと案じて居ります。そして何時の間にかケアを統括され ている方も消えてしまい、その後に多くのケアの先輩がいるのにかかわらず尾崎 所長の奥さんが金も預かるセクションで仕切っております。3月30日尾崎所長 が私と話しがしたいと云われ私だけとはと思い食堂に居る方に同席してもらい ミーティングの方式となり私への話が何処かへ消えてしまいました。今までケア の方が1階から5階まで交代で掃除をしておりますが2階3階と4階5階と2 組に別れて担当を決めれば掃除そして防災上も良いし、入居者に対しても身近に なり近親感もわき宿直も2人にしてもらい度いと思うし、裏の出入口も雨の場合 車からの乗降に助かるから早急に庇を作ってもらい度いと色々な話がでて同席 者の人が一寸と云いかけて口を閉ざしてしまった方が居りましたが尾崎所長は 咄嗟に自分は転勤で単身赴任をするような事をほとばしりしたので口を開いて、 ある入居者の方が尾崎所長から直接従業員は3階までエレベーターを使わない のが決まりでそういう人が居たら私に通報して下さいと云われ当の入居者は精 神的にも負担となりとまどって居ります。」「3月12日に警察の方や消防の人 が来て騒がしく、通りかかった私に転んだと信じられない態度で話を切ってしま い又3月15日に続けて亡くなった方が居り尾崎所長は聞きに来た人に対して あいまいに答え入居者の胸に重くのしかかりました。聞きに来た人に対して筋の 通った説明をする義務があるし説明が出来ない場合は欺瞞と云わざるを得ない。 普通なら詳しい事が判ったらお話ししますと云う云い方をすると思うのが当た り前。」「誠に失礼で僭越でご座居ますが入居者の信頼関係にもかかわりますの でお調べの上ご配慮して頂きお返事を頂ければ幸いと思います。記 ①尾崎所長 夫婦の私物化の印象。②入居者にスパイ等々を強制しない。③説明、話し合いは

逃げない。言い訳をせずごまかさない。」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A7号証に記載されたとおりであった。

⑦ 原告学研ココファン中村部長がココファンあすみが丘に来所

学研ココファン本社の中村部長は、2012年4月28日、ココファンあす みが丘を訪れた。

その際、証人岩井は平賀及び榊とともに中村部長と面談した。その際、中村部長は、夜勤は大変なので人を増やす方針であることなどを話した。また、中村部長は、平賀の居宅侵入事件について「誰も見た者はいない。」「あなたの納得の行くようにやればいい。」旨述べた。さらに、中村仁と一緒に来所した者は、平賀に対して、尾崎所長について「若いんだからね、少し大目に見てやれ。」旨述べた。

- ⑧ コココファンあすみが丘の居住者が千葉市を訪れる 2012年4月末頃、ココファンあすみが丘の居住者が千葉市を訪れ、相談 を行った(乙A30の6)。
- ⑨ 2012年5月1日付け原告学研ココファン宛て信書(乙A8)証人岩井は、原告学研ココファン宛てに2012年5月1日付け信書(乙A8)を作成した。

乙A8号証は、ココファンあすみが丘の実態について、1)契約書についての問題点、2)契約内容について、3)今回の契約事項を読むと…、4)救急車に付き添わない、5)商業活動の禁止を追加、6)心の健康を銘記、7)故人の遺留品、8)入居者の粗野・粗暴、9)個人情報の守秘義務について、10)尾崎所長への批判、11)秘義務を理由に隠蔽体質、12)盗聴と密告のスパイ行為、13)スタッフの夜間勤務について、14)食事に関する不満・苦情といった観点から訴えるものであり、次のとおりの記載がある。「聞くともなく居住者の呟き、日常の話をききますと、尾崎所長への不満・批判が多く、それと再契約に多くの問題点が指摘されています。」「契約の条文を旧条文と比較しますと条文・項目がかなり追加されています。一読した印象では、優しい解説が無いと分か

りにくいこと、それに再契約を巧みに利用して、駆け込み、多くの追加事項を挿 入しています。」「本来、契約書の原案を全体に提示して居住者の意見も聴取し た後、作成すべきです。常識的には、新旧比較表や分かり易い解説書を配布すべ きです。更には、保証人も交えて説明会を開き質疑応答も加え、全体が納得のい くよう周知徹底をはかるべきです。」「具体的には何かと居住者へのペナルティ ・排除など随所に羅列した企業論理が目立ちます。」「生活支援サービスの緊急 時対応で『救急車の同乗は原則できかねる』の文言がありました。」「健康医療 相談サービスで心の健康に関する内容を明記挿入して欲しいと思います。」「こ の契約とは別に、併せてスタッフの心の健康管理にも配慮して欲しいと思います 。」「条文に故人の残置物と記載されていますが、これは慣用語で遺留品です。 残置物とはゴミ扱いの適切とは思えません。」「(尾崎所長は)初対面で接する と人あたりがよく接遇に何ら問題を感じないが、業務で接すると人間性とリーダ ーシップの雅量の乏しさを感じます。要望事項などは誠実に履行しないので、頼 んでも頼り甲斐が無いと吐露する人もいます。率直に言えばと、管理運営のマネ ージメントに適格性を欠き、身近な例では、スタッフからの人望が薄く、感情に 任せて暴言を吐く暴挙、スパイ・盗聴の疑惑等々、多くの問題が挙げられます。 」「わたしは話し合いの席に同席して、はっきり答えられない、話を逸らす、詭 弁、言い訳稚拙さを感じます。管理運営で、所長の妻が会計の一部を司り、なお ケアの統括責任者まで兼ねている、自営の個人商店の経営形態をとっている。言 わば、会社業務を私物化している現実があります。その根源は、所長の人間性と 相まって管理職としての素養を積んでいない顕れに感じます。」「今回、平賀氏 が本社に具申したのも、彼の正義感から皆のため思い余っての事と思います。更 に無断で彼に部屋に侵入、家捜しの犯罪行為も行っています。」「彼の傲慢無礼 さは言語道断で、高齢者を侮蔑して尊厳を冒す、名誉毀損に該当します。」「次 に設立一年未満でフの何人ものスタッフの退職者が続出しました。それも円満退 職ではなく、感情的対立で激昂している場面を多くの人が目撃しています。人事 管理の拙劣さが浮かんできます。」「先般、飛び降り自殺がありました。そのこ とを隠蔽し、入居者が職員に聞いても『わたしはパートですから…』の答えが返 ってくるだけです。箝口令がひかれて、所長に聞いた人によると『転んだ』と嘘を言ったそうです。消防署・警察官が来れば、誰も大凡見当がつきます。隠さないで聞かれたら本当のことを話すべきです。」「ここで重大なことは、命令に違反した者は知らせるよう、密告を奨励したと聞いています。それと、所長からスパイ行為の特命を受けた人がいるという噂が流れ、スタッフの仲間内で疑心暗鬼の様相を呈し、真偽の程は分かりません。もしそうだとしたら、組織の崩壊を招きかねない危険なことです。更に、ナースコールを使っての部屋の盗聴があるとの噂も流れています。」「現在、夜間女性一人の勤務は過酷にようで、打開策があればと考えながら、ご苦労に感謝しております。」「食事のメニューが画一的で、美味しくないとか、体の状態で食べられなくて粗方残す人もいて、評判が良くありません。ここで、その人の体に合った個別化して欲しいという要望が聞かれます。あのような食事では体調を崩すと言っている人もいます。現に、そのような兆候と思しき現象が現れています。食は命をつなぐ大事さから、ぜひ検討を戴き実現をされるようにお願いします。」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A7号証に記載されたとおりであった。

⑩ 2012年5月12日付け原告学研ココファン小早川社長宛の信書(乙A9) 平賀は、原告学研ココファン小早川社長宛てに2012年5月12日付け信書(乙A9)を作成した。

乙A9号証には、次のとおりの記載がある。「学研ココファンあすみが丘尾崎所長の個人攻撃は、私の好みではありませんが、平気で嘘をつく性格には正直驚いて居ります。私の名誉のため第3者の方にお願いするのも一つの考えかたかも、あるかもしれません。マスター鍵は所長が管理してます。私は入っておりませんと、言い張りますが納得しないのが、常識であたりまえです。尾崎所長がストレスを与えるのも平気で、私の室に侵入した疑いの証拠はあります。不法侵入人権問題等々、外部の人から、ココファンは、此処不安と聞いたことです。内部の人は知っておりますが、口には出しません。4月28日中村さんが見えて、話を聞きましたが、尾崎は若いのでよろしく見てやって呉と言わ

れたが常識では年齢に関係ありません。法律では居住者の安否の確認と生活相談のますが、ココファンあすみが丘には、生活相談の窓口はありません。侵入等々の不安を感じ現在自分の家で生活しております。」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A9号証に記載されたとおりであった。

⑪ 居住者からの千葉市へのクレーム

2012年5月14日、ココファンあすみが丘の居住者(もしくはその関係者)が千葉市に対して、施設のサービス部分等についてのクレームの電話を行った(乙A30の4:1枚目)

② ココファンあすみが丘居住者による追加の要望書

ココファンあすみが丘の居住者である榊は、2012年4月12日の要望書引き続き、同年6月28日に追加の要望書を提出した(乙A39)。

乙A39号証には次のとおりの記載がある。「食費を落として一品減らすで は何の改善にもならない。かえって値上げである。」「夏になり飲む人が多く なった給茶器の水をヘルパーさんが一日何回も両手に提げて運んでいる。介護 だけでも体力を使うのに可哀想である。脇にキッチンの水道があるのだからホ ースで貰えばよい。」「私事、トイレの電球が3月30日切れて取替えたが6 月16日切れてしまった。設備の技術者が必要である。入居して9回も切れて しまった人もいる。」「最近要介護者が多いが、夜間、朝方(特に6時から7 時)コールを鳴らしても、今何件入っているからと云って仲に来てくれない。 早く夜勤者を2~3名増員して欲しい。」「看護師、看護室が是非必要である . 老人は具合が悪くても我慢してしまう。これは大変危険な事である。」「居 住者(一部の方)の好意で庭が出来ている。庭の手入れを従業員で出来ないの なら人材センターに依頼して草取り等して貰う。肥料、害虫駆除等一部居住者 の奉仕で行われているが経費は当然会社が負担し謝礼をすべきである」「最近 とうとうマンション内にもゴキブリ等が発生して来た。早急に全館内外消毒す る事。今後各個室流し下に虫の薬箱を置き冷蔵庫の裏、トイレを年2回消毒す ること。放置しておくと大変な事態が起こる。」「相談室が出来たけれど刑務

所の取調べ室の様だ。」「裏玄関に付いた庇は役に立たない。引越しの時に来る大型車が入るのでなければ今のは雨のしづくがたれてかえって駄目である」「ここに入居してつくづく思う事は最悪の所長の所へ入居してしまったと云う事。大きな老人施設に何の経験も無く統率力も無い若い人を任命した会社も大失敗だったと思う。その上夫婦で居るので従業員も暗く萎縮してしまっている。しかし重責を負わされた所長も気の毒である。一日も早く経験豊かな人格者に後退して貰いたい」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A39号証に記載されたとおりであった。

③ 2012年6月30日付け「ココファンの問題点に関する話し合いの要点」(乙A10)

証人岩井は、2012年6月30日付け「ココファンの問題点に関する話し合いの要点」(乙A10)を作成した。

乙A10号証にはココファンあすみが丘の問題点がまとめられており、次のとおりの記載がある。「安心して暮らせるサービス⇒理念と契約書の掲げる内容の齟齬から『ここ不安』ともじられている。」「この度の再契約は、前と同じと称して実際は書き加えてあり、事前の説明会もなく一方的なもので、当然事前の説明で周知と質疑応答があって然るべきと考える。」「1、禁止事項 粗野、粗暴等の行為 本人が意識的にやっているのではなく、ストレスなど管理上問題にも関連。」「2、緊急時対応、救急車の同乗は原則できない。道義的、人名にかかわる諜報機、保証人からの批判があった。」「3、生活支援サービスの生活相談窓口は有名無実。カウンセリングの機能を確立(スタッフを含めて) 倉庫の一画を見せかけの泥縄式の相談した設置、取調室を連想。」「4、居住者の守秘義務の名のもとに、居住者の相互交流に消極的」「5、心と体がより良い状態、居住者、スタッフ共々 新たに精神科医との提携、悩みの相談、カウンセリング、自殺防止、うつ病等の精神疾患の対応」「6、食事の不満と対応 味覚の個人差、個人の体の状況に応じた個別化、メニューの画一化は馴染めない。」「7、ココファンで働くスタッフの労働条件 介護の夜間勤務の過酷な労働条件しか

も女性一人で仮眠なし。頻繁なナースコールに過重負担 居住者の体の状態に依 って食事を部屋に運ぶ、車椅子での送迎サービスで食堂が手薄になる。今後この 傾向が増大すると考えられる。今後、重度の疾患 スタッフのエレベーター利用 制限?業務改善の提案、不平不満等をうける窓口?これ等が高じて、体調を崩し 休職、退職者続出の懸念。そしてココファンの体験を流布されると、スタッフ、 入居者の応募に悪影響必至。ココファンの存続にも及ぼしかねない悪循環を嫌煙 。管理運営のトップを署長夫妻で仕切ることの批判が出ている。個人商店形態 更にインターネットの配信、ツイッターの存在の恐怖。」「8、要望書 榊氏よ り女性の視点から、貴重な提案を無視する。雨天の時、車の乗降で濡れないよう に入り口に庇の要望を出したが、余りにもお粗末な庇で役立たず、多くの人の嘲 笑の的となった。」「9、防災体制の不備 非常階段に鍵がかかっていた。指摘 されて撤去。防災についての計画が示されない。」「所長への褒め言葉は誰も聞 いては居ない。それほど人望がない証しと捉えている。それ即ち、ココファンを 背負う資格がない判断せざるを得ない。」「施設の代表として、入居者やスタッ フに褒め言葉や激励を通じて生きがい、やりがいが生じ、組織の活性化に向ける 意欲がみじんも感じられない。そして誰からも信頼されない裸の王様の哀れさも 感じる。言語能力の欠如、地域ボランテァーが演奏会を開いてくれても、そこに 不在で所長自らお礼の挨拶ができない。話し合いをしていても、話すことがピン ト外れで語彙の貧しさが漂い。それに、言い訳、虚言が多くみんなの信頼が得ら れない。それに相談や依頼についても誠実に対応しない。更に、入居の目的で見 学に来る人への対応のまずさから、開所以来一年半で未だ半数が空き室の有様で ある。それは、如何に営業手腕が無く、その背景には人間的魅力と説得力に乏し く感じられる。自殺者が出たときのパニック醜態状態、地域との連携には、全く 無頓着」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A10号証に記載されたとおりであった。

⑭ 平賀から被告共闘会議への連絡

被告共闘会議は、2012年7月末、ココファン居住者であった平賀から連絡

を受けた。その際、平賀は「学研の高齢者施設のことで相談に伺いたい。」旨述べていた。被告國分は、その旨支援共闘会議から連絡を受け、2012年9月7日、被告組合の事務所で平賀と面談を行うことになった。平賀は、自分からそちらに伺いますので。」旨述べて、被告組合の事務所で面談を行うことになった。

⑤ 2012年8月5日付け原告学研ココファン小早川社長宛の信書(乙A11) 証人岩井は、2012年8月5日付け原告学研ココファン小早川社長宛の信書 (乙A11)を作成した。

乙A11号証には次のような記載がある。「しかし、ココファンあすみが丘 は、居住者やここで働く心ある人たちの視点から、管理運営面で多くの問題点 が指摘されています。その問題を惹起する核となるのは、所長の尾崎氏の存在 です。その第一は経営感覚の欠如です。彼と接した多くの人たちは管理職には 不適との一致した見解です。初対面の第一印象では、そのような素振りは感じ られませんが、実務的な肝腎の話になると言い逃れや虚言、妄言等の不適切な 発言が目立ちます。相対的に人格面や言語能力、更に判断力・生活行動全般に わたり拙劣・稚拙さが感じられます。ですから、ココファンの経営理念を具現 化出来ず、リーダーとしての資質、力量の欠落、目に余るものがあります。リ ーダーとしての統率力の無さを感じてなりません。」「その陰で女性への過酷 な労働条件が潜んでいます。」「例えば、介護の方々が語るのは、夜間から朝 まで女性一人で一昼夜仮眠なしで勤務するのは、想像以上に辛いといっていま す。真夜中ナースコールが矢継ぎ早に鳴り、それに翻弄される対応にご苦労の 程が偲ばれます。また、重度の障害を多数抱え、食事時の重症の方を部屋から 食堂まで送迎、各部屋へ食事のルームサービス等が増加の一途を辿り、人手不 足が深刻でサービスも手薄になり、居住者の不満も高まりつつあります。先日 は熱中症に注意と言っておきながら、部下に猛暑の下で庭の草取りをさせた無 神経ぶりに居住者からも批判を浴びました。このようなことは枚挙にいとまが ありません。それ故、彼をみんな嫌悪して、人望が無く人事異動を心待ちにし ているのが実情です。」「居住者・平賀氏がココファンあすみが丘を退去した 件、彼を追放したのは所長の仕業と思っている人が多いようです。事件の発端

は彼の部屋に不法侵入して、所長宛の平賀氏の手紙を盗みコピーしたことが発端です。」「ココファンを『ここ不安』と言われないよう晩節の安住の地にしたいと思います。」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A11号証に記載されたとおりであった。

⑩ 2012年8月5日付け「ココファンあすみが丘の問題点」(乙A12)証人岩井は、2012年8月5日付け「ココファンあすみが丘の問題点」(乙A12)を作成した。

乙A12号証は、ココファンあすみが丘の問題点を取りまとめた文書であり、 1)経営の基本理念、2)高齢者専用住宅の建物構造について、3)労務管理の 杜撰、4)精神衛生の軽視、5)会計の明瞭化といった観点から問題点が指摘さ れており、次のとおりの記載がある。「管理運営も場当たり的で、創設以来、入 居率は1年以上経過しても5割程度の低調」「施設雰囲気は、折々死亡者が頻繁 にあり、その頻度から問題を感じる。」「所長は何かにつけて守秘義務を主張し て、その原理主義から入居しても紹介されない。」「知合う機会が無く、居住者 相互の意思疎通に欠きコミュニティーが成立しにくい。」「ココファンあすみが 丘は鉄筋構造5階建て ・この様な5階建構想の建物構造で最も懸念されること は、多くの高齢者を抱え災害の際迅速に避難誘導が出来ない。2階以上の建築物 は身体障害、重度の疾病人には不適の建築で安全が保障出来ない建物である。現 状では… ・歩行困難の人の絶対数が多く非常の際、救助の当たり職員と健常な 居住者の絶対数が少なく救出活動が困難で、防災上問題である。それと、・この 施設は防災上、高齢者の健常者が住むのに適し、重度身体障害、病弱は安全上不 適と言わざるを得ない。防災体制の不備に尽きる。・所長が過剰な守秘義務を盾 に、居住者の個人情報を公開しないようにしているので、コミュニティーが育た ない。それが防災上の壁となっている。」「・女性が一人で深夜から朝まで仮眠 もなしに務め、矢継ぎ早にナースコールが鳴り、手が回らない状態と聞き深夜の 勤務は複数配置が当然と考える。・認知症、その他の障害は入居に慎重であるべ きで。ガイドラインをつくるべきである。しかも、入居の選定は現場の意見を尊 重して慎重に入居を決定すべきである。所長だけの独断専行は避けるべきである。 ・介護サービスで職員の過重な労務強化で、精神疾患、過労の疾病、退職者が出ればサービス低下を招く。現に有能な人材が退職続出。」「・心の問題がなおざりになっている。相談室の表示をして物置になっている。それを指摘されたら俄に仕込みのテーブルといすを置いて、それが警察の取調室のような様相であった。・それは居住者、職員の施設が如何に心の問題を軽視していたかの象徴である。そしてカウンセラーや精神科医との連携もないお粗末さが見える。こんな労務管理の欠落は見過ごせないことである。」「会計報告は一度もなく、特にサービス料は皆にどう正しく使われているか、当然第3者二名の監査を含めて公表すべきものである。総合的には決算報告を居住者・保証人にも報告すべきである。更に、意見を聴取して事業に生かし公正を図るべきである。現時点では、会計処理の監査報告の欠落、そして在り方の杜撰さが露呈しているように思える。」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A12号証に記載されたとおりであった。

① 民主党白鳥議員が千葉市に連絡

2012年8月10日、民主党白鳥議員が千葉市に対して、以前あったココファンあすみが丘に関するクレームについて状況説明を求めた((ZA3004:1] 枚目、(ZA3006)。

® 原告学研ココファンの木村取締役が来所

原告学研ココファンの木村取締役は、2012年8月18日、ココファンあす みが丘を訪れた。証に岩井や榊、ほか5~6人の居住者が木村取締役との話し合 いに参加した。木村取締役との話し合いは、証人岩井が作成した乙A41号証に 沿って行われたが、居住者たちはココファンあすみが丘の運営について不満を述 べていた。

⑨ 2012年8月29日付け原告学研ココファンの木村取締役宛の信書(乙A42)

証人岩井は、2012年8月29日付け原告学研ココファンの木村取締役宛の信書(乙A42)を作成した。乙A41号証には次のような記載がある。「つき

ましては、私から社長小早川様への進展の書簡については、どなたもお手を触れないよう管理職の立場でご指導いただけるようお願い申し上げます。言うまでもなく、このこと自体が犯罪であるも申し添えてください。そして確実に、社長様へお届けくださるようご配慮ださい。」

② 2012年8月31日付け原告学研ココファン小早川社長宛の信書(乙A13)

証人岩井は、2012年8月31日付け原告学研ココファン小早川社長宛の信書(乙A13)を作成した。

乙A13号証には次のような記載がある。「そして、社長の代理と称してそ の都度本社から中村氏、木村氏が私を訪ね話し合いを重ねました。そこで気付 いたことは、彼らの話す内容が社長と協議してないこと、更に社長宛の進展の 手紙を無断で開封して、社長の手許には届かない感触を得ました。」「ちなみ に、ここの開設当初に或るスタッフも、社長宛の手紙を開封され、同じように 届かなかったと話してくれました。」「ここで中村氏、木村氏と話し合って気 づくことは、居住者は認知症が多く弁識能力が弱く、何を話しても分からない 無知蒙昧だろうと、見下す下司で傲慢さが見え隠れしています。人誰でもが人 間としての尊厳がある、その認識を欠く態度です。」「第一に多くの居住者や スタッフは不満があっても言えない雰囲気があります。スタッフの立場は不満 があっても自已保身を考え言えない、それが心にうっ積して自ずと口が重くな ります。また、居住者は問題意識があっても、言葉での表現がうまく言えず、 ましてや認知症になれば自己認識・社会認識が薄れ、上手く表現できないのは 当然です。『物言えば、唇寒し』がストレスとなって、陰湿な社会が成立しつ つあります。」「そこで、所長の尾崎氏にいくら話しても不誠実で埒が明かな いし、彼に接すると管理者としての不適格ではないかと多数の人が感じていま す。それは、彼の人望・統率力の無さから、リーダーシップの資質欠如が如実 に表れます。因みに、木村氏・中村氏も同様、人間性・経営感覚の希薄さが、 スタッフからも軽蔑の的になっております。」「私から社長様への進展の手紙 を無断で開封して隠蔽、それは自分のやましいことの発覚を恐れた犯行で、見

下げた行為です。取締役は締まれ役になりかねません。」「後に、中村・木村 両氏とも社長の代理と称し私と会っても、こちらからの問いかけに詭弁、妄言、 虚言を弄し、そこから社長との協議の形跡は微塵もなく、私と同席した人達も 呆れました。」「更に、私がスタッフから聞いたのは、ココファンあすみが丘 を創設以来、中村・木村の両氏は、尾崎氏の能力の欠落部分をかばうため隠蔽 工作に専念し、結託して彼の保身に努めて来たようです。」「先述の、開設当 初、社長宛に或るスタッフが、ここの問題点を書いて手紙を出しても、彼らの 所で止められて社長まで届かなかったそうです。」「平賀氏が不健全な経営状 態を憂い社長宛に手紙出しました。しかも尾崎氏は彼の部屋に無断で侵入して、 手紙を盗み、それをコピーして元の所に返却した、しかし平賀氏は元のコピー の紙の紙質違うのに気付き、問い詰められて危機を感じ木村氏に救いを求めた ようです。結論としては、木村氏曰く、これは平賀氏と尾崎氏との二人の問題 であり、会社は一切関与しないといいました。尾崎氏は終始無実を叫び、挙げ 句の果て、平賀氏を邪魔者扱い口封じで、自らの安泰をはかるため、彼をここ から放逐されました。この件は、平賀氏にとって全く理不尽な話です。ここで、 敢えて申し上げたいことは、平賀氏はココファンあすみが丘の創設以来の居住 者で、ここでボランティア活動、提言、寄付行為等、発展に貢献されました。 ですから、スタッフや居住者誰もに信頼と人気がありました。このことで、居 住者、スタッフ共々落胆、今まで以上に尾崎氏は皆から軽蔑され、彼の株が下 がりました。平賀氏はこんなことで争うのは無益なので、所長が心から反省し て謝罪すれば許すと寬容の気持ちで言っても、所長は頑強の無実を言い張り、 そこに彼の愚かさの一端を見ることができました。」「それと、木村氏・中村 氏・尾崎の居住者を見る目は、『どうせ、呆け老人だから何をしても、文句は 言わないだろう」。また、スタッフに対しても『臨時雇用なので、不満があっ ても、何も言わないだろう』とそんな弱者と見れば見下す傲慢さを感じてなり ません。これは私ばかりでなく、多くの人の話題にのぼります。」「入居者の 中に『騙された、騙された』と呟く人がいますが、その片鱗を語っているかも 知れません。」「それとスタッフの方々の話では、尾崎氏は電話の盗聴・監視

カメラで監視、彼のスパイがいるらしい等、その真意の程はともかく、それほ どまでに彼は嫌われ、人徳が無い証しとも言えましょう。」「その他、開設一 年以上になっても、入居者が半数前後を低迷している、営業努力不足、それと、 入居者が認知症を含めて思いハンデを背負った方が多く、恰も特別養護老人ホ ームの様相を呈し、介護のスタッフの負担が増大してます。」「それと、深夜 の女性一人の勤務は想像以上に大変なようです。仮眠もなしに夥しいナースコ ールに翻弄され、過労に陥ること想像に難くありません。更に、食事のサービ スも送迎、食事の配送等人手不足で大変な様子が伺えます。」「それと、尾崎 氏への批判の最たるものに、彼の妻が所長のもとで采配を振るっている、これ 公私混同も甚だしい、個人商店の様相と陰での批判が囁かれています、大きな 会社組織で前代未聞と嘲笑する人もいます。」「更に、細かいようで大事なこ とに、食事がまずいと呟きながら食べている人が増えてきました。」「しかし、 今、ココファンあすみが丘は、私見ですが、組織が病みつつあるように感じま す。ココファンは『ここ不安』と誰言うとなく揶揄している始末で、ここがも し破綻すれば、多くの居住難民、就職難民が続出します。ですから、是非、意 識・構造改革が必要と考えます。」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A13号証に記載されたとおりであった。

- ② 2012年9月7日の平賀との面談
 - (ア)被告國分は、平賀と面談する前に、学研のウェブサイトによってココファンに関する調査を行った。乙A32号証には、ココファンの入居率が記載されており、ココファンあすみが丘以外は100パーセント近い入居率であるのに対し、ココファンあすみが丘は66パーセントの入居率であった。また、乙A33号証の1によると、ココファンあすみが丘の売却先として「年金ファンドS.O.W」と記載されていた。
 - (イ)被告國分は、平賀と1時間半くらい面談をしたが、その際、平賀は、被告 國分に対して「ココファンに入居してみて、入居するときには聞いてなかっ たんだけども、いろんなサービスの費用がオプションで大変かかったりして

負担が大きいとか、それから、夜勤者が1人しかいなくて、ナースコールがいろんな人から鳴りっ放しになって、それで対応できなかったり、職員の人たちの過重労働ですね。そういう人たちがやはり長く働き続けられなくてやめていっちやったりするというふうなこと、とか、それから、食事も、やはりレトルト食品みたいなものをちょっと温めた程度のもので、どうもここの食事だけだと体が弱っていくような状態だとか、それから、平賀さん自身がこういったいろんな問題点を感じて学研ココファンに手紙を出したんだけども、その手紙も何か全然ナシのつぶてで、しかも、その手紙のコピーを部屋に侵入されてすりかえられるというようなことも起きて、非常に不安だと。ここに住んでる人も食事のことだけじゃなくて、自殺した人も現れて、そのことについての説明も全くない。新しい人が入居したときなんかにも、普通だったらアパートでも隣の人に挨拶するわけですけども、隣の部屋に挨拶をするということもさせないというような、そういう管理の仕方をしてるというようなことで非常に問題を感じているんだけども、一向に改善されない。」旨述べ、乙A7号証、乙A9号証、乙A12号証を手渡した。

被告國分は、平賀からココファンあすみが丘の売却のことに関する話も聞いたが、平賀によると「薄々聞いていたけども、全く施設のほうからの説明はなかったんで、みんな居住者の人たちも難民になるおそれがある。」とのことであり、非常に困っている様子であった。

(ウ) 平賀は、被告國分に対して、非常に温厚な紳士的態度で落ち着いて、気持ちを抑制しながらいろいろなことを説明した。このような平賀の説明を聞いて、被告國分は、売却が迫っている中、なんとかココファンあすみが丘を改善したいという平賀の気持ちを感じ、「やっぱりかな」「学研だからこういうことになってしまうのかな」「私たちが問題体質ということで言ってきたこと、そして、高齢者をリストラで解雇しておきながら一方でこういう事業に進出してると、そういうことのやっぱり矛盾というのは必ず出てくるんじゃないかなと、そういうことを危惧していたわけですけども、それが現実のものになった。」旨受け止めた。

そして、平賀は、被告國分に対して「改善を求める手紙を出しても全く答えもないし、何とか解決を図るために協力をしてもらいたい。」「組合のほうで取り上げてほしい。」旨の希望を述べた。これに対し、被告國分は「基本的にはこれはもう、取り組んでいかなきゃいけない問題だな。」と思い、平賀との間で、被告組合が何らかの協力をしていくこと、被告組合のビラに掲載すること、売却も迫っているので9月中にはビラに掲載したほうがいいかもしれないこと、学研は被告國分らに対して非常な敵対意識を持っており、被告組合が取り組むといっても、学研が素直に平賀の求めるような解決改善を図るかどうかという課題があるということ、差し当たってはこういうことが起きているということが外に、例えば被告組合に伝わりかけているという状況をちょっと示して、それが本格的に知られないうちに学研が解決を図るというふうになれば一番良いのではないかということなどを話した。

- (エ)被告國分は、平賀との面談の後、被告共闘会議に対し、平賀との面談の結果を伝え、「こういう状況なんでぜひ取り組もう。」と相談をし、さらに詳しい話を聞くためにココファンあすみが丘に赴くことになった。
- ② 2012年9月12日付け原告学研ココファン小早川社長名義の証人岩井宛 て信書(乙A14)

乙A14号証は、学研ココファン代表取締役小早川仁名義の岩井秀夫宛ての信書であり、次のような記載がある。「岩井様には何度もお手紙を頂戴しながら、直接のご返事が遅くなりましたこと、まずはお詫び申し上げます。またこの度弊社の担当役員の木村ならびに事業部長の中村、事業所長の尾崎の各人の対応によりご不快な思いをされたこと、重ねてお詫び申し上げる次第です。」「しかしながら、岩井様の仰る通り人生経験が若輩であること、管理職としての経験不足から、日々の事業運営でお客様にご迷惑をかけている点があるとのことで、この点については私どもの指導不足の不徳の致すところです。誠に申し訳ございません。社としてまして、頂戴しているご意見を真摯に受け止め、組織内部の問題点の把握ならびに、本人の適性ならびに健康面の調査を実施しております。」「平賀氏の件は弊社として内部調査を実施致しました。岩井様

のおっしゃる通り、開設以来様々な場面で大変ご尽力していただいた方であることは十分理解しておりますが、私ども学研グループとしての第三者的な調査においても、平賀様がおっしゃるような事実は確認できませんでした。」「ただ、どうしても時間帯によってサービスが手中する時間帯というのが一日の中で何度かあるため、岩井様がご覧になって、スタッフが不足・欠員している印象を受け取られているものと思います。」「あすみが丘は今後も入居者が増えてまいりますので、できる限りスムーズに人員補充・増員を図り、お客様にご心配をおかけしない体制を構築することをお約束致します。」「またご意見いただいております『介護の必要な方や、認知症の方の受け入れ』につきましては、あすみが丘も含めた弊社の高齢者住宅は、専らお元気な方を対象とした高齢者住宅ということでなく、介護の必要性をの顕在化している方も含めた高齢者の方も安心していただけることも重点に置いて運営しております。」

② 中村部長宛ての信書(乙A15)

乙A15号証は、2012年9月、平賀が原告学研ココファン中村部長宛てに作成した信書であり、次のように記載されている。「平成二十四年四月二十八日中村部長が学研ココファンあすみが丘に見えた時 書類が私のワープロの用紙とコピーの紙と入れ替わった事を見せ話しました 廻りの幾人かは其の事を見て知っております 入れ替わった事は歴然とした侵入無断コーピー等の犯罪です 余りにも重大な問題で穏便に事を処理するのが常識です 誰も入った所を見た者がいないとの一点張りで事を処理するとは人の信頼を裏切り責任転化して我れ知らずとは本当に冷たい考へ方だとおもいます 小早川社長から岩井氏宛の手紙を拝見しましたが何となくわびしさを感じました 私の好みではありませんが色々と考えた結果今までの事を含めて世間に聞いてみたいと思います」

② 2012年9月22日付け「一全ての人が心豊かに高齢社会を迎えるために一」(乙A16)

乙A16号証は、平賀が作成した、尾崎所長による無断立入等の問題について経過をまとめた書面であり、次のとおり記載されている。「無断で個人の部

屋に侵入した事です。不法侵入人権問題がからんで福祉の事業所での信頼関係 が崩れた事です。疑いは私の修正してあるワープロの用紙とコピーの用紙がす り替わり棚の上に置いてありました。どうゆうマジックを使ったか判りません が尾崎所長は入ってませんの一点張りです。後日尾崎所長に私の郵便ポストに 入れて於いて呉れれば不問にすると云いましたが再び私の511号室、平賀の 部屋に入って棚の上に置いてありました。あわ良ければ無断コピーした書類と 交換をしたかったとしか思われます。此の事は尾崎所長と私しか知りません。 だから尾崎所長に詰問したが鍵はそこに入っているから誰でも入る事が出来る と答えた。マスター鍵、その他の鍵の管理は尾崎所長の責任だと思う。とにか く本部の指示か判らないが部屋に入った入らないの平行線で会社はそれを盾に とって心裡留保にしてしまった。こういう問題はがいして不利と思はれる人が 使う用法で次元の低いやり方だ。本当は尾崎所長と立会人と話せば一番早く解 決すると思うが明らかに不利になると思ってしないのかも知れない。中村部長 が学研ココフアンあすみが丘に見えた時、色々と話し合ったがその時私の部屋 に入ってワープロに記入した書類のコピーの書類を見せたが見て見ぬふりをし てその問題をさけて帰って行った。木村重役が2回にわたって学研ココフアン あすみが丘に見えたが中村部長の時もそうだが何故尾崎所長が同席しないのか 判らない。集まった人は尾崎所長の話も聞き度いし何も尾崎所長をやり込める 訳ではないし重役を囲んでトラブルが無い様、議長をたてミーティング方式で 事を進めれば良いと思う。問題は学研ココフアンあすみが丘の現場で起きてい る事なのだから本社の方ももっと思いやりのある態度をしてもらい度い倉庫を 改造した取調室見たいな相談室それよりもライフサポートアドバイザーを置い た方が良いと思う。小早川社長より岩井氏宛の手紙を拝見しましたが何といい ようの知れない感じを受けた。結果が判って居れば早く平賀に報告すれば良い と思う。私はその文面を見て真実は絶対に曲げられない。うそ発見器でもあれ ば良いが無理な話だと思うから仕方がない。私の名誉を冒され福祉全体のあり 方の問題として今までの事を含めて世間に公表して意見を仰ぎ度いと思います ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A16号証に記載されたとおりであった。

⑤ 2012年9月26日付け「パルス」(甲26の1及び2)

被告組合らは、「パルス」に被告國分が平賀から聞いた話を取りまとめて掲載することとした。

被告組合らは、同年9月23日、「パルス」に掲載する予定であったココファンあすみが丘に関する原稿を事前に平賀にファックス送信し(乙A54)、平賀にその内容を確認してもらった(なお、他の「パルス」の原稿についても、公にする前に平賀あるいは証人岩井に確認してもらっている。)。

被告組合らは、本件記載1-1~3が掲載された2012年9月26日付け「パルス」(甲26の1及び2)を作成した。そこには「その様子の一部が私たちへも伝わってきています」との記載があるが、この記載は、ココファンあすみが丘の問題が外に、例えば被告組合に伝わりかけているという状況をちょっと示して、それが本格的に知られないうちに学研が解決を図るというということになれば一番良いとの判断の下、「漏れ伝わってきています」という形にして、被告組合が居住者から直接聞いたという記載にはしなかった。

被告らは、2012年9月26日、原告学研HDら本社ビル前で情宣活動を 行い、甲26号証の1を配布するとともに、同日ころ、甲26号証の2を本件 ウェブサイトに掲載した。

② 2012年9月29日付け「中村部長は尾崎所長が平賀の部屋511号」と書き出しのある書面(乙A17)

乙A17号証は、平賀が作成した、尾崎所長による無断立入等の問題について経過をまとめた書面であり、次のとおり記載されている。「中村部長は尾崎所長が平賀の部屋511号室に入ったかを調べた結果誰も見た者がいないから侵入した証拠がないと私に云った しかし私の部屋511号室の棚の上には私の修正したワープロの原本がなく替りにコピーした用紙が入って置いてあった見ればすぐ判る紙の色が違う どうゆうマジックを使ってすり合えたのか不思議だし あわてたと見えて ワープロの原本とコピー用紙を良く見ないで無意

識に置いたと思はれる 4月28日中村部長が学研ココファンあすみが丘に見 えた時、その件に関して事情を話し すり替わった事実を申し上げ そば幾人 かの人が見て知って居るが 中村部長は通り一辺に見て話を聞いて そしらぬ 顔で見て見ぬ振りをして帰って行った。尾崎所長にワープロの原本を私のポス トに入れてもらえば此の件は不問にし忘れてしまいますと云ったが(此の事は 私と尾崎所長の二人だけの話)どう訳だか再び私の部屋に侵入して又々マジッ クを使ったのかワープロの原本が置いてあった あわよくばコピーがあったら 取り替えたかったかも知れないと思はれる 尾崎所長に問い正したら 私は入 って居りませんと普通に接する態度でなくおおろとした態度で、鍵はそこ にあるので誰でも入る事が出来ると責任を転嫁して逃げてしまった。鍵の保管 は尾崎所長の責任と思う どうも中村部長の指示のもとに行動し尾崎所長は罪 の意識がないような気がする 小早川社長より岩井氏宛の手紙を拝見したが 平賀の事は意見があれば説明しますと記入されていたが、早速中村部長に手紙 を出したが TELで返事が来て 納得するまでおやり下さいとの事 大事な 話でお互に必要な事柄だが問答無用と云う形となってしまった。本当に人に対 してエチケットをわきまえず 非常に不愉快で投げやりで介護とサービス付の 高齢者住宅を掌る責任者のスタッフとして論外な態度で お陰様で平賀の老後 の形が完全に崩れ去り思案に明けくれ大きな精神的打撃を打け、もって行き場 もない状態となった」

② 2012年9月29日付け「ココファンあすみが丘の経営実態と問題点」(乙A18)

乙A18号証は、証人岩井が作成した、ココファンあすみが丘の経営実態と問題点をまとめた書面であり、乙A12号証と同様の事項が記載されているほか、尾崎所長の問題等については「所長、〇〇氏の人間性の問題」との項目に次のとおりの記載がある。「経営感覚、管理能力に最も欠落していると衆目認めるところである。それ故、統率力にかけ、彼は夫婦で指揮命令して、組織の私物化、つまり個人商店の様相を呈している。前代未聞のことで、夫婦の夫唱婦随で組織の硬直化を招き、働く人たちの士気低下が進行しつつある。この様

なことが、まかり通る元凶は学研ココファンの企業体質と所長の人間性に由来するものと理解している。同時に、現代の社会の常識では考えられないし、自滅せざるを得ないと考える。また、このような体質を保身してきた不思議さも感じる。その現象は、居住者は不平不満を言っても聞いてくれないし、上手く表現できないので口を閉ざす、それがストレスとなる。ここで働く人たちは、臨時の職員なので言いたいことも言えない、そんなもどかしさが働く士気を弱めている。それにめげず、職務を全うする姿に頭が下がり敬服し感謝している。特に過酷な勤務は女性一人で深夜の仮眠なしの重労働で過酷である。引っ切り無しにナースコールが鳴りかなり対応に苦慮している。所長の特徴は、初対面で接する限り挨拶までは異常を感じない。しかし、肝腎の要件になると、ピントが外れて対話が成立しないことがある。虚言、詭弁の類は天才的能力を発揮する不思議な人間を見ることがある。であるから、セールス活動は不得手で常に、部屋の充足率が50%で低迷している証しでもある。真偽の程は定かではないが、施設の中で盗聴、監視カメラ、スパイがあると、職員間で噂で流布されている。それ程、職員間で信頼が薄い証拠でもある。」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A18号証に記載されたとおりであった。

∞ 2012年9月29日の平賀及び証人岩井との面談

(ア)被告國分、被告山田及び被告鈴木は、2012年9月29日、土気駅近くに所在する郵便局2階の会議室において、平賀及び証人岩井と面談をした。面談の時間は約3時間であった。その際、被告國分は、平賀の様子については同年9月7日に面談をした際と同様の印象を持ち、証人岩井の様子については「しっかりした方で目にも力があるな。」「書かれてることも非常に論理的」との印象を持った。被告山田は「立派なきちんと話される人たちだな。」との印象を持った。被告鈴木は「しっかりした話し方で、記憶力も十分ある」との印象を持った。

面談は証人岩井が用意した文書をもとにしながら行われた。その際、被告國分らは乙A8号証、乙A11号証、乙A13号証~乙A18号証を受けと

った。

- (イ)被告國分は、「学研のほうは全然改善の姿勢もその後も見られないという中で、単に平賀さんだけじゃなくて岩井さんの話も聞くことができて、そういう意味で直接複数の居住者の方から話を伺うことができたということで、より最初に聞いた話がやっぱりそうなんだな。」という点で、信憑性を強く感じた。
- ② ココファンあすみが丘の居住者が千葉市を訪れる

2012年10月4日、ココファンあすみが丘の居住者が千葉市を訪れ、食 堂の手洗いなどについて相談を行った(乙A30の4:2枚目)。なお、複数 のココファンあすみが丘の居住者がこのような行動を行っていた。

③ 日経マネーに掲載された記事

日経マネー2012年11月号にココファンあすみが丘に関する記事が掲載された(乙A26)。この記事の中で、ココファンあすみが丘の居住者は「食事がさらにおいしくなると、うれしいです」と述べており、ココファンあすみが丘の食事は居住者にとって満足のいくものではないこと、「月額利用料に1カ月の食事代、介護保険の自己負担分などが加算されると月に20万円程度になる。」ことなどが明らかにされた。

③ 近藤議員による発言

2012年10月26日、近藤議員は、千葉市に対して、ココファンあすみが丘の実態について「制度としてどうあるべきかという以前に、市民から苦情が出ているので、市として指導をしてほしい」「サ付き住宅は、住宅という位置付けなので、地域との交流を図るような活動や自治会に参加させることを考えるべき」と発言した(乙3AOの5)。

- ② 2012年10月22日の千葉市による立入調査千葉市は、2012年10月22日、居住者からの通報に基づき、ココファンあすみが丘への立入調査を実施した(乙A30の2)
- ③ 2012年10月30日付け「パルス」(甲25の1及び2)被告組合は、本件記載2-1~8が掲載された2012年10月30日付け

「パルス」(甲25の1及び2)を作成した。甲25号証の1及び2における ココファンあすみが丘に関する記載は、2012年9月29日に被告國分が平 賀及び証人岩井から聞き取った事項、あるいは受け取った文書を下に作成され ており、公表する前には平賀及び証人岩井にその内容を確認してもらってい る。

被告らは、2012年10月30日、原告学研HDら本社ビル前で情宣活動を行い、甲25号証の1を配布するとともに、同日ころ、甲26号証の2を本件ウェブサイトに掲載した。

- ③ ココファンあすみが丘の居住者が千葉市を訪れる
 - 2012年11月1日、ココファンあすみが丘の居住者が千葉市を訪れ、食 堂の手洗いなどについて相談を行った(乙A30の4:4枚目)。
- ③ 2012年11月28日付け「パルス」(甲24の1及び2)

被告組合は、本件記載3-1及び2が掲載された2012年11月28日付け「パルス」(甲24の1及び2)を作成した。甲24号証の1及び2におけるココファンあすみが丘に関する記載は、2012年9月29日に被告國分が平賀及び証人岩井から聞き取った事項、あるいは受け取った文書を下に作成されており、公表する前には平賀及び証人岩井にその内容を確認してもらっている。

被告らは、2012年11月28日、原告学研HDら本社ビル前で情宣活動を行い、甲24号証の1を配布するとともに、同日ころ、甲26号証の2を本件ウェブサイトに掲載した。

③ 2012年12月7日付け「ココファンあすみが丘の経営理念と管理運営の 諸問題点」(乙A43)

証人岩井は、2012年12月7日付け「ココファンあすみが丘の経営理念と管理運営の諸問題点」(乙A43)を作成した。乙A43号証には次のとおりの記載がある。「学研ココファンはサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)として、高い経営理念を掲げ発足以来2年目になった。しかし理想の経営理念と現実の管理運営は、極めて拙劣なものである。その現実を見つめ改革を推進

する意欲も感じない。そこには企業論理である、社会への貢献と収益であるが、 営利優先で福祉面のサービスがおろそかである。つまり、古い経営体質が印象 的である。」「ココファン管理運営の今 ここの最高責任者である所長の管理 運営の拙劣さの問題点。リーダーとしての統率能力の欠如」「◆人間性の問題 居住者・職員の進言に真摯に対応しない。それ故、誰からも信頼されない。職 員は発言しても睨まれるのが怖くて、黙して語らずの傾向も見られる。また、 話しかけても『私は臨時ですから…』と何も話したがらない。それでも、人間 関係ができると不満を打ち明けてくれることもある。それでも更に恐れるのは、 所長への密告者がいるとか、盗聴、監視カメラなど、噂に上って警戒心を強め ているのが印象にある。であるから、陰湿な職場の雰囲気で覇気に乏しい。」 「◆過剰なほどの守秘義務を強調 守秘義務・プライバシーを強調する余り、 人の相互交流を阻む傾向がある。人間は社会的動物であるが故、災害で助け合 うこと、交流で生きがいを見いだすこと等、交流は大切なことで、それを奨励 ・促進すべきである。」「◆過重労務負担 就職難の時代、家計を支えるため 転職できない人が大多数である。更に、24時間勤務は仮眠無しの女性一人勤 務で、ナースコールに対応しきれない程の過重労働になる。また、介護そのも のがストレスや腰痛など心身を蝕む要因になっている。更には、入居者のなか に認知症や車椅子等、介護に人手の掛かる人たちの割合が多くなり、それも過 重労務負担になる。それにも拘わらず、施設・設備は不備で、職員の人員増も なく介護の負担増になる。それは介護を受ける側へのサービスの低下と不満に 繋がる。それがら原因で退職者の続出は入居者へのサービスの低下を招いてい る。」「◆情緒性の欠如 芸術的なものに対して、関心が薄いように感じる。 創設以来2年経過しても、未だ施設には絵画が展示されない。寄付を申し出て も断るほどである。そんな殺風景な状況にも何ら無頓着な感性である。」「◆ 地域社会との連携に無頓着 地域との結びつきは、極めて主要な経営の必須要 件を疎かにしている。近隣の福祉施設、、社会福祉協議会、町内自治会等々、 広汎に網羅されて然るべきである。因みに、近くの住宅街とも良好な関係が保 たれていない。また、この職場をトラブルや不満を持って退職した職員が吐露

する、ココファンの批判が流布蔓延する傾向がみられる。それが、原因かも知 れないが、入居と退去の比率が開設2年目になっても、50%で低迷している。 これが入居率50%の営業実績を反映ようにも思える。」「◆相談機能の不備 形ばかりの相談室の標示はあるが、実質機能はしていない。物置と同居してテ ーブルと折り畳み椅子で警察の取調室を彷彿するお粗末さである。また専任の 担当者も配置しないで居る。相談機能は経営の主要な柱で、その認識を欠くと 同時に、偽装し欺瞞の最たるものである。そこに経営の杜撰さを伺うことが出 来る。」「◆防災計画・設備の不備 果たして防災計画があるのかどうか疑わ しい、それほど全体に開示されていない。ましてや、高齢者で認知症、多様名 障害を抱える施設であるから、施設設備の充実に万全を期すと同時に、避難・ 救助のことも何ら示されていないし教義もない。驚くことは、非常階段が鍵が 掛かって機能していない。」「◆皆の耳に声を傾け、皆に情報を開示する。 広 報広聴の原則が皆無に等しい。所長は話し合う機能の喪失で、誠実な対応が取 れない。言語機能の欠陥、つまり相手の話を聞き取り租借する能力と、話す相 手にうまく伝える能力が充分でない。つまりコミュニケーション能力の機能が 一部劣る」

ココファンあすみが丘の運営の実態は、この乙A43号証に記載されたとおりであった。

③ 2012年12月7日の平賀及び証人岩井との面談

被告國分及び被告鈴木は、2012年12月7日にも平賀及び証人岩井と面談をした。この面談の内容は、前回の面談内容の再確認、12月の終わり予定されていた学研の株主総会においてココファンあすみが丘の問題を取り上げ、解決を図るように促していくこと、ココファンあすみが丘の居住者数名が手分けをして、共産党、公明党、民主党の議員や役所に陳情にいったことであった。被告國分及び被告鈴木は、面談の際、証人岩井から乙A43号証を受け取った。

③ 2012年12月21日の株主総会

2012年12月21日、学研の株主総会が行われたが、平賀はこの株主総

会に出席した。平賀は、ココファンあすみが丘に入居する際に学研の株を購入していたことから、被告國分らが株主総会で質問をする内容を、自分の目、耳で確かめたいとのことであった。なお、被告國分らは、平賀に対して「株主が直接の当事者が質問するということもありですよと、そのほうがいいんじゃないですか。」と言ったが、平賀は遠慮し、被告國分らが質問をすることになった。総会当日は、総会の会場の前で証人岩井作成の意見書(乙A18)及び総会での質問通知書を配布した。証人岩井の意見書(乙A18)の3枚目は、もともとは証人尾崎の名前が記載されていたが、○○という形にした。

この総会において、被告國分らがココファンあすみが丘での問題について質 問したところ、原告学研ココファンの小早川社長は「まず、行政からの監査に 関してですが、正確に言いますと監査でなく実地指導と言いまして、これは介 護保険ビジネスをやっている事業者には定期的に行政が打ち合わせに入るもの で、特に運営実態に起因したものではありません。また、食事に関してですが、 常日頃より居住者さまからアンケートを取りまして、それに基づいて日々改善 をくり返してきています。ただ、多くの方がお食事を召し上がられますので、 あるいは出身地などによって味付けの好みなどが違うのが事実です。こういっ た嗜好なども加味しながら郷土料理などもメニューに入れながら、入居者の方 に食事に関しましても満足していただけるように努力しているところです。お 亡くなりになったという質問ですが、どうしても平均年齢80歳以上の方が最 期まで終の住まいとして選択いただける場所ですので、ご逝去したりするケー スはございます。現にあすみが丘でも何人かの方が逝去されたという事実はご ざいます。」(乙A29:7頁)、「あすみが丘は、現在、65戸の入居があ りまして、70%以上の入居率です。稼働率という言い方もしますが。年金フ アンドへの売却に関しては、書面でも回答しましたとおり、最終的な契約の内 容についての詰めを行っているところでございます。また、売却の時期に関し ましても、市場の状況が一番よいところで売却することが株主様にとってもメ リットをもたらすと考えていますので、時期につきましても調整しているとこ ろです。」(乙A29:8頁)と答弁をした。

この答弁を受けて被告組合らは、2013年1月9日付け「パルス」(乙A29)に「居住者の方によると説明はないそうです。また稼働率は、会社が12年5月に行ったアナリスト向けの決算説明会資料で66%とされて、この時期、同時に売却が発表されています。他のココファンには100%の記載なども見られ、外向けの数字と思われますが、居住者の方の方が実態を知っており、それによれば50%程度ということです。千葉市の監査についても言い逃れ、居住者の方の文書が、学研の「あすみが丘には何も問題はない、起きていない」という嘘を明確に暴いています。パルスバックナンバーでも紹介している居住者の声を参照してください。」(乙A29:8頁)と記載した。

③ ココファンあすみが丘の居住者が千葉市を訪れる

2013年1月17日、ココファンあすみが丘の居住者が千葉市を訪れ、食 堂の手洗いなどについて相談を行った(乙A30の4:5枚目)。

② 2013年2月1日のビラ配布(甲23)

被告組合らは、本件記載4が掲載されているビラ(甲23)を作成した。甲23におけるココファンあすみが丘に関する記載は、被告國分が平賀及び証人 岩井から聞き取った事項、あるいは受け取った文書を下に作成されており、公 表する前には平賀及び証人岩井にその内容を確認してもらっている。

被告組合らは、2013年2月1日、本件争議35周年にあたり、学研本社前及び五反田駅頭でのビラ配布、屋内集会を行った。この際、甲23号証が配布された。平賀は、この屋内集会に参加し(乙A20の1及び2)、「ココファンあすみが丘でこういうことが起こってると、自分たちとしては組合に相談して何とか改善を学研にしてもらいたいというふうに思ってるんだけども、なかなかまだまだ進んでいないので、ぜひ皆さんご支援をお願いします。」という旨の発言を行った。この平賀の発言内容は、平賀が被告國分らとの面談の際に話した内容をかいつまんだものであった。

④ 2013年2月20日付け「パルス」(甲22の1及び2)

被告組合らは、本件記載 $5-1\sim1$ 2 が掲載されている 2013 年 2 月 20 日付け「パルス」(甲 22 の 1 及び 2)を作成した。甲 22 号証の 1 及び 2 の

うちのココファンあすみが丘に関する記載は、前年の株主総会の会場前で配布 した証人岩井作成の文書(乙A18)をほぼそのまま転載したものであり、公 にする前に証人岩井にその内容を確認してもらっている。

② 2013年4月30日の千葉市による立入調査千葉市は、2013年4月30日、居住者からの通報に基づきココファンあすみが丘への立入調査を実施した(乙A30の3)

④ 2013年6月25日付け「パルス」(甲45)

被告組合は、本件記載 $6-1\sim7$ が掲載されている 2013 年 6 月 25 日付け「パルス」(甲 45)を作成した。甲 45 号証のうちのココファンあすみが丘に関する記載は、被告組合らが学研から同年 6 月 7 日付けで本件訴訟が提起された(14976 号事件)ので、本件訴訟の内容を紹介したものであり、公にする前に証人岩井にその内容を確認してもらっている。

3 本件各記載の公共性・公益性について

本件各記載は、いずれもココファンあすみが丘というサービス付き高齢者住宅 の運営に関するものである。サービス付き高齢者住宅の運営は高齢者福祉事業の 一環であって、広く国民の生活とりわけ高齢者の生活に関係することから、本件 各記載の内容は公共の利害に関する事実である。

また、本件各記載は、被告組合らが憲法上保障された団結権、団体行動権、争議権に基づき、本件争議解決の一環として行っているものであること、ココファンあすみが丘というサービス付き高齢者住宅の運営を批判的に捉え、その問題点を指摘し、改善を広く呼びかけるものであるから、目的の公益性も認められる。

4 本件各記載が前提とする事実の重要部分についての真実性・相当性

前記(2)・イで整理した真実性・相当性の判断対象となる事実摘示あるいは 前提事実であるが、上記(3)で論じた事実関係からすると、真実あるいは重要 な部分において真実ないしは相当性が認められる。 以下、改めて整理を行う。

① ココファンあすみが丘の運営の理念について

ココファンあすみが丘の運営の理念としては、乙A44号証に「私たちは一人でも多くの高齢者の方が、安心して暮らし続けられるための、サービスを提供します。」「私たちは、高齢者の尊厳を守り、一人ひとりの心と身体がよりよい状態に向かうことを考え、行動します。」「私たちはそこで暮らす人とのふれあいを通し、学ぶ心を持ち、人間的魅力を身につけてそれを発揮します。」とあるように、「ふれあい」や「安心」といった点が打ち出されている。

② ココファンあすみが丘の運営の実態と問題性について

乙A39号証の2頁には相談室について「刑務所の取調室」のようである旨の記載がある。乙A40号証はこの相談室の写真であり、証人岩井が2012年ころ撮影したものである。乙A40号証の下の写真は、相談室を違う方向から撮影したものであるが、「倉庫」と記載されている。相談室は、乙A27号証2枚目にある「フロアの概要」のうちの『職員エリア」に位置しているが、居住者からの相談のために利用されている事実はないし、そういった相談ができるような部屋ではない。相談室には、折りたたみの椅子と急ごしらえの小さなテーブルがあるだけで、普段は物置のようになっている。居住者からの相談のために利用されている事実はなく、生活相談を担当する専門のスタッフも特にいなかった。

ココファンあすみが丘においては、カウンセラーや精神科医との連携もない。 居住者との賃貸借契約書を作成し直す際、ココファンあすみが丘側からは新 しい契約書の条項について何の説明もしなかった。

体調が悪化し、救急車を呼んで病院に搬送される場合も、スタッフは病院への付添いをしないことになっていた。もっとも支援が必要になる、そのような緊急事態にもサービスの提供を受けられないことは、居住者の不安材料であった。

③ ココファンあすみが丘おいては、守秘義務を理由として入居者同士の挨拶や

新規採用された職員の紹介が制限されていたことについて

ココファンあすみが丘においては、居住者同士で、挨拶をして、天候の話、いろいろな身の上話をしていくうちに、自然発生的につながりの機会に発展していった。また、居住者の誰かが声をかけて、会合を開いたということもあり、平賀が新居住者の歓迎のために知り合いを集めて、お茶を飲みながら歓談したり、「月見の会」などを行っていた。さらに、証人岩井が声をかけて会合を行ったこともある。女性の居住者である榊がカラオケをやりたいとのことで、証人岩井に機械の操作を手伝ってほしいと頼み、カラオケの希望者を集めてカラオケをした。しかし、ココファンあすみが丘側では、こういった居住者間のコミュニケーションを好ましいものとは捉えていなかった。証人岩井が入居した際に居住者から「近所の人とご挨拶したらよろしいんじゃないかったつったら、守秘義務で、余りそういうことは好ましくないというふうに所長からは言われた。」ということを聞いたことがある。このように、尾崎所長は、新入居が隣室に挨拶することさえ、「守秘義務」を持ち出して嫌がった。

④ ココファンあすみが丘の料金体系上、身体の具合が悪くなったり、買い物の付き添いなどには追加料金が発生することについて

ココファンあすみが丘においては「生活支援サービス」(「緊急時対応サービス」、「フロントサービス」、「生活支援サービス」、「健康医療相談サービス」)を受けるに当たって(乙A24の1:19枚目~22枚目)、「状況把握サービス」(「緊急時対応サービス」「巡回サービス」)、「生活支援サービス」(「フロントサービス」「生活相談サービス」「健康医療相談サービス」「保守点検サービス」)を受けるに当たって(乙A24の2:2枚目)、月額3万2550円を支払う必要があった(乙A24の1及び2)。また、このような「基本サービス」以外の「介護保険サービス」「食事サービス」「介護保険外(自費)」訪問介護サービス」を受けるに当たっては別立ての料金が発生する(乙A24の2:20枚目)

「生活支援サービス」について料金を支払っているのに、具体的な個別サービスを受けるに当たって、それ以上の費用負担が発生することについて、居住

者は不満を持っていた。居住者の多くは、実際に住んでみると、想定していた 以上の金額がかかると感じていた。

さらに、ココファンあすみが丘においては、掃除・洗濯・ベッドメイク・調理・配膳・下膳・買物・薬の受け取り・入退院の準備・通院時の病院内での見守り等・外出時の付き添い・その他の日常生活の支援といった「ふれあいサービス」を受けるに当たっては、30分当たり1260円~1785円を支払う必要があった(乙A25)。この点について、日経マネー2012年11月号(乙A26)には「月額利用料に1カ月の食事代、介護保険の自己負担分などが加算されると月に20万円程度になる。」と記載されている。

⑤ ココファンあすみが丘の食事の内容が悪いことについて

施設内に食堂はあり、料金を支払えば食事の提供を受けることもできたが、本格的な調理ができるような施設もスタッフもなく、ほとんど電子レンジしかないような状態であった。結局、食事はコンビニで売っているようなレトルトの食品や調理済みのものを温めるだけというもので、食堂を利用している人はほとんど「食事がおいしくない」と感じていた。居住者の間では「ここの食事だけ食べていると体が悪くなる」という話が出ていた。また、日経マネー2012年11月号(乙A26)でも、ココファンあすみが丘の居住者が「食事がさらにおいしくなると、うれしいです」と述べており、このとからも食事は居住者にとって満足のいくものではなかったことは明らかである。

⑥ ココファンあすみが丘の居住者が生活や運営に不満を持っていることについて

証人岩井は、2011年6月、ココファンあすみが丘に入居したが、入居後、居住者が不満を持って生活しているということを、いろいろ耳にした。居住者同士は、食事時間や立ち話、部屋を訪問するなどして互いに話をする交流の機会があり、その際、ココファンあすみが丘に居住したことによる不平不満が出ていた。

証人岩井は、居住者の声をいろいろ聞く機会があり、居住者からいろいろ不満を教えてもらったり、他に話を持って行く人がいないことから、証人岩井へ

話がよく来た。また、居住者に限らず、スタッフからもいろいろな情報を提供してもらうことがあった。証人岩井は、居住者二人が証人岩井の部屋に来て、「死にたい」と聞かされたことがある。ココファンあすみが丘においては、生活が鬱屈して、不安な思いを強いられる者がいるのであり、居住者が施設に対する不満を伝えたり、問題点を指摘する仕組みがなかった。

尾崎所長も居住者を尊重するというより、「年寄バカ」とみて侮蔑している ように感じられることがあった。

- ⑦ ココファンあすみが丘の居住者が「『ココファン』は『ここ不安』と述べていたことについて
 - ココファンあすみが丘の居住者たちの間では、うまく語呂合わせをして「『ココファン』は『ここ不安』」と揶揄していた。
- ③ ココファンあすみが丘の居住者が生活や運営について抗議や要望の声を上げていることについて

平賀は、2012年3月23日付け原告学研ココファンの高齢者住宅賃貸担当者宛の信書(乙A6)、同年4月24日付け原告学研ココファン小早川社長宛の信書(乙A7)、同年5月12日付け原告学研ココファン小早川宛の信書(乙A9)、中村部長宛の信書(乙A15)をそれぞれ作成提出し、生活や運営について抗議や要望の声を上げている。証人岩井は、2012年5月1日付け原告学研ココファン宛の信書(乙A8)、同年8月5日付け原告学研ココファン小早川宛の信書(乙A11)、同年8月31日付け原告学研ココファン小早川宛の信書(乙A11)、同年8月31日付け原告学研ココファン小早川宛の信書(乙A13)をそれぞれ作成提出し、生活や運営について抗議や要望の声を上げている。榊は、2012年4月12日付け原告学研ココファン宛て要望書(乙A39)、同年6月28日付け原告学研ココファン宛て要望書(乙A39)を作成提出し、生活や運営について抗議や要望の声を上げている。また、複数の居住者が千葉市にココファンあすみが丘の運営についての相談をしたり、議員に相談に行っている(2012年4月末頃につき乙A30の6、同年5月14日につき乙A30の4:1枚目、同年8月10日の白鳥議員の行動つき乙A30の4:1枚目及び乙A30の6、同年10月4につき乙A30

の4:2枚目、同年10月26日の近藤議員の行動につき乙A30の5、同年 11月1日につき乙A30の4:4枚目、2013年1月17日につき乙A3 0の4:5枚目)。

さらに、2012年8月18日、原告学研ココファンの木村取締役がココファンあすみが丘を訪れた際、証人岩井、榊ほか5~6人の居住者が面談をし、ココファンあすみが丘の運営について不満を述べている(乙A41)。

⑨ ココファンあすみが丘の入居率が創設1年を経過しても半分程度で推移して きたことについて

2012年5月12日現在、ココファンあすみが丘の入居率は66パーセントとなっているが(乙A32)、それは出入りが激しい中での流動的な数字に過ぎず、証人岩井が、ココファンあすみが丘のポストのうち名前が書いてないのを数えたところ、入居率は半数程度であった。

⑩ ココファンあすみが丘の入居者は特養ホームの空き待ちの者や、子供から面倒を看てもらえない親、認知症、歩行困難な者などの重篤な者がいることについて

ココファンあすみが丘の居住者は、次第に重篤な者が多くなり、自立するできる者が少なくなっていった。この点、証人岩井の反対尋問中にも「(質問)ココファンあすみが丘の入居者には、認知症の方や車椅子を利用している方もいらっしゃいましたよね。(証言)が多いですね。」、「(質問)認知症の方などは、何か不満があった場合に、それを口にすることはできましたか。(証言)やっぱり自分の意思を伝えられないのが認知症の特性ですから、そういう方とか、それから自分の意思、そういう方でなくても、自分の不満をうまく言葉に表現できないという、そういう方が結構多いですよね。」とのやり取りがある(証人岩井:34頁~35頁)。

① ココファンあすみが丘の居住施設は安全上問題があることについて そして、重篤な居住者、すなわち車椅子の居住者、歩行困難な居住者、認知 症の居住者らは4階、5階に配置されており、防災上の観点からすると問題が あった。そして、防災訓練や避難訓練については、証人岩井は1回しか経験し ておらず、そのほか証人岩井が外出した際に1回行われただけであった。その 訓練の内容も、食堂に居住者が集まる程度のものであった。

② ココファンあすみが丘における医療体制の実態

施設内にはクリニックがあったが、神経内科の医師が週2~3日通ってこられるだけで、施設内にはAEDすらなかった。事前には、千葉市緑区にある千葉南病院と提携関係にあるという触れ込みであったが、優先的に治療が受けられるとか、情報の提供があるとか、特別なメリットはなかった。

⑤ ココファンあすみが丘の居住者が投身自殺をしたこと、その後も死亡者が発生したこと及びこれに対する尾崎所長の言動について

2012年3月12日、ココファンあすみが丘において、居住者が飛びおり 自殺をした。警察や救急車が来て、施設内が大騒ぎになっている時に平賀が現 場に居合わせたが、近くを通りかかった尾崎所長に「何があったんですか」と 質問をいたが、尾崎所長は「転んだ、転んだ」と繰り返すのみであった。その 後も尾崎所長からは何の説明もなかった。

2012年3月15日、ココファンあすみが丘の居住者が死亡した。5階に 入居しており、平賀とも交流があったが、平賀が尾崎所長に「どんな事情だっ たのですか」と質問をしても、尾崎所長は何も答えなかった。

④ ココファンあすみが丘における尾崎所長の言動と尾崎所長の配偶者も勤務していたことについて

尾崎所長の妻もココファンあすみが丘で勤務していた。尾崎所長の妻が「ふれあいサービス」のサービス提供料の徴収などを行い、現場の統括責任者的な立場で事務所に入っていたが、尾崎所長と共にスタッフを牛耳っており、スタッフはいつもびくびくしていた。

- ⑤ ココファンあすみが丘には退所する居住者がいたことについて ココファンあすみが丘の入居率が他のココファンの施設よりも低いことは、 ココファンあすみが丘の居住者には退所する者が多かったからである。
- ⑤ ココファンあすみが丘の入居契約書には遺品ではなく「残置物」との表現がなされていることについて

原告学研ココファンと居住者との間のココファンあすみが丘に関する終身建物賃貸借契約書(乙A24の1及び2)によれば、「乙は、乙の死亡により本契約が終了した後に本物件上に乙の残置物がある場合に備えて」とあるように(乙A24の1:16条、乙A24の2:18条)、入居者が亡くなった際における入居者の遺品を「残置物」と表現されている。

- ① ココファンあすみが丘の居住者の抗議や不満の声に原告らが対応をしなかったことについて
 - ⑧記載のとおり、ココファンあすみが丘の居住者は度々にわたり、生活や運営について抗議や要望の声を上げているが、これに対しての返答は、2012年9月12日付け原告学研ココファン小早川社長名義の証人岩井宛て信書(乙A14)だけであり、後は何の対応もしていない。
- ⑩ 原告学研ココファンの「N部長」がココファン居住者の手紙を小早川社長の 取り次がなかったこと、「N部長」がココファン居住者に対して「争う気なら、 おやりください」と発言したことについて

平賀や証人岩井は、度々にわたり、原告学研ココファン小早川宛の信書を作成提出したが、なしのつぶてであり、証人岩井は中村部長との面談をした際に、中村部長が信書を勝手に開封し、小早川社長に取り次いでいないとの感触を得た。これについて証人岩井は、木村取締役に対して、自分の信書を誰に触れさせないよう抗議を行っている(乙A41)。

乙A17号証の2枚目には「早速中村部長に手紙を出したが、TELで返事が来て、納得するまでにおやりくださいとの事 大事な話でお互いに必要な事柄だが問答無用と云う形となってしまった」との記載があり、また、乙A19号証の3の3枚目には、中村部長は、2012年4月28日、ココファンあすみが丘を訪れ、証人岩井、平賀及び榊と面談をした際、日柄の居宅侵入事件について「誰も見たものはいない。」「あなたの納得の行くようにやればよい」旨述べたとの記載があることから明らかなように、中村部長は「争う気なら、おやりください」という趣旨の言葉を発している。

⑲ 原告学研ココファンの小早川社長の手紙は尾崎所長をかばうような文面であ

ったことについて

上記2012年9月12日付け原告学研ココファン小早川社長名義の証人岩井宛て信書(乙A14)には、尾崎所長について「岩井様のおっしゃるとおり人生経験が若輩であること、管理職としての経験不足から、日々の事業運営でお客様にご迷惑をおかけしている点があるとのことで、この点については私どもの指導不足の不徳の致すところです。誠に申し訳ありません。」などと証人岩井の要望に正面から応えようとせず、何ら具体性のない通り一辺倒の回答をしていること。

② ココファンあすみが丘の労働条件の実態について

ココファンあすみが丘の職員の中には、腰を痛めたり、夜勤で仮眠を取ることもできなかったり、夜勤の明け方に居住者からのナースコールが集中し、過重な勤務状態であった。ココファンあすみが丘の夜勤体制は1人勤務体制であったことは、そのような勤務態勢が大変であり、職員から、勤務がきつい、夜間は一人だと大変である旨の相談があったことは、証人尾崎も認めるとおりである(証人尾崎:37頁)。

- ② ココファンあすみが丘の夜勤体制は1人勤務体制であったことについて 上記のとおり、ココファンあすみが丘においては、夜勤体制は1人勤務態勢 であった。
- ② ココファンあすみが丘の職員には非正規職員が多くいることについて 証人尾崎によれば、ココファンあすみが丘の職員は30名であり、そのうち 正社員は1名か2名、残りは「契約社員、あと、時給制で働いて下さっている 方々」(証人尾崎:37頁)であり、ほとんどが非正規職員である。
- ② ココファンあすみが丘の職場環境は、「密告」「スパイ行為」「盗聴カメラ」 などの噂が立ったり、「盗み聞き」されているかもしれないことを気にするよ うなものであったことについて

ココファンあすみが丘においては、「密告」「スパイ行為」「盗聴カメラ」などの噂があるほか、職員は「盗み聞き」されているかもしれないことを気にしていた。また、部屋に設置されているナースコールによって部屋の中の会話

を聞くことができる状態になっていた。

② 原告らが本件記載 $6-1\sim7$ により原告らの名誉が毀損された等を理由として本件訴訟を提起してきたこと

この点については、本件訴訟の訴状記載のとおり、原告らが本件記載 6-1 ~7により原告らの名誉が毀損された等を理由として本件訴訟を提起した。

(4) 本件各記載は人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評の域を逸脱したものでない 本件各記載はとりたてて激越な文言を使っていないこと、ココファンあすみ が丘の居住者の声を紹介する体裁をとっていることからすると、本件各記載は 人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評の域を逸脱したものでない

5 まとめ

以上のとおり、本件各記載が仮に原告らの社会的評価を低下させるものである としても、本件各記載には公共性・公益性・真実性・相当性が認められるので、 違法性ないし故意・過失が阻却される。

第7 強要行為及び業務妨害について

原告らは、本件情宣活動が刑法223条の強要行為に該当する旨主張する。しかしながら、刑法223条の強要行為とは「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した」というものであるところ、被告らはこのような行為を行ったことはない。

また、原告らは、本件各行為が刑法233条の業務妨害行為に該当する旨主張する。しかしながら、刑法233条の業務妨害行為とは「虚偽の風説を流布し、 又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した」というもので るところ、被告らはこのような行為を行ったことはない。

第8 結語

本件訴訟は訴権の濫用であり、また被告國分、被告山田、被告鈴木を個人として訴訟提起を行った点についても失当である。そして、原告学研HDは、争議責任を依然として追う立場にあり、本件情宣活動は、被告組合らの正当な組合活動・争議行為であり、正当行為と評価されるべきである。さらに、名誉毀損法理の観点から見ても、本件情宣活動は原告らの名誉を毀損するものではないし、仮に名誉を毀損するものであったとしても、違法性ないし故意・過失が阻却される。また、強要行為や業務妨害行為にも該当しない。

よって、原告らの請求は却下ないし棄却されるべきである。

以上